飯山市
環境基本計画

平成 14 年 3 月

飯山市

はじめに

２０世紀後半、社会経済活動の進展とともに、利便性や物質的な豊かさを追求してきた私たちのライフスタイルは、様々な公害問題を発生させ、身近な自然の減少といった環境への悪影響を及ぼしてきました。

また、一方では温暖化をはじめとする地球規模での環境問題も大きくクローズアップされています。

環境の世紀といわれる２１世紀において、環境問題は、平面的な広がりのみならず、将来の世代へ影響を及ぼす重大な問題としてとらえていかなければなりません。

様々な環境問題に的確に対処することにより、先人から受け継いだおいしい水やきれいな空気、豊かな緑を次世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務でもあります。

このため、本市では、平成 11 年３月に飯山市環境基本条例を制定し、この度、飯山市環境基本計画を策定いたしました。

この計画では、本市の望ましい環境像を実現するための基本目標、個別目標、環境指標の設定及び展開すべき環境施策を掲げるとともに、市民、地域及び事業者の皆様にも積極的に実践していただく取組内容を行動指針として例示いたしております。

今後は、自然の歩みを活かした環境都市飯山の実現に向け、市民・事業者の皆様と行政が一体となって推進してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、環境基本計画の策定に当たり、平成１２年から熱心に審議いただき、計画に係る提言をまとめていただいた「環境基本計画策定市民懇話会」の委員の皆様やアンケートにご協力いただいた市民･事業者の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成１４年３月

飯山市長　小山邦武

目　　次

第１章　環境基本計画の基本的な考え方
第１節　環境基本計画策定の背景 …… 2
第２節　環境基本計画の目的と役割 …… 3
第３節　環境基本計画の期間と対象範囲 …… 5

第２章　環境の現状
第１節　自然環境 …… 8
第２節　生活環境 …… 15
第３節　快適環境 …… 25
第４節　資源循環 …… 32
第５節　地球環境問題 …… 37
第６節　環境保全活動・環境教育 …… 40
第７節　市民意識に見る環境問題 …… 42

第３章　環境の特徴と課題
第１節　環境の特徴と課題の抽出 …… 56
第２節　望ましい環境像のとらえ方 …… 59

第４章　計画の目指すもの
第１節　望ましい環境像 …… 62
第２節　望ましい環境像実現のための基本目標 …… 63

第５章　望ましい環境像実現のための施策の展開
第１節　望ましい環境像を実現するための施策の体系 …… 66
第２節　環境施策の展開 …… 72

第６章　環境施策推進のための仕組みと体制の整備
第１節　環境施策の推進の仕組みと体制 …… 118
第２節　推進体制の設立に向けて …… 120

参考資料
１．環境指標一覧表 …… 122
２．市民懇話会の意見にみる飯山市の環境のとらえ方 …… 127
３．市民懇話会の意見から抽出される環境施策 …… 134
４．市民アンケート調査自由意見にみる環境に対する基本的な考え方 …… 147
５．事業者アンケート調査自由意見にみる環境に対する基本的な考え方 …… 150
６．飯山市環境審議会・市民懇話会の名簿と経緯 …… 151

第１章　環境基本計画の基本的な考え方

第１節　環境基本計画策定の背景
第２節　環境基本計画の目的と役割
第３節　環境基本計画の期間と対象範囲

第１節　環境基本計画策定の背景

本市は、緑豊かで美しい山並みを周囲に配し、田園地帯の中心部を千曲川が流れる自然に恵まれたまちです。

この豊かな環境を守り、安全で快適なまちづくりを進めるため、公害防止、生活環境保全、自然保護等に関する条例などにより、環境の保全に努めてきました。

今日、私たちを取り巻く環境問題は、産業型の公害ばかりではなく、生活排水による河川・湖沼の水質汚濁、自動車の排気ガス等による大気汚染、ポイ捨てごみの散乱、廃棄物の排出量の増大と質の多様化、ダイオキシン類等有害化学物質の発生等、私たちの生活様式に深い関わりを持つ生活型の公害が増加するなど、その対応・対策も多様化してきています。

また、豊かな自然や美しい風景の宝庫である中山間地域では、農林業の担い手不足により農地や森林の荒廃化が進み、健全な生産活動が低下しているとともに、自然が持つ浄化機能、災害防止機能等の低下、不法投棄の温床化など憂慮すべき問題となっています。

さらに近年、地域の環境問題を超えて、温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球規模の環境問題も顕在化してきています。

一方、市民は、これらの問題について、自らの日常生活を営む中でも様々な影響を及ぼしていることを認識しつつ、環境への関心を高めてきているとともに、身近な自然や快適な環境の保全及び創造についても要望を高めてきています。

このような状況のもと、多様化する環境問題に対処し、新たな視点に立った環境行政を進めるため、平成 11 年 3 月に「飯山市環境基本条例」を制定し、市・市民・事業者が共通の認識とすべき環境施策の基本理念を明らかにしました。

飯山市環境基本計画は、“ 環境の世紀 ”といわれる２１世紀において、この基本理念を実現し、豊かな環境の恵みを将来の世代に引き継いでいくために策定するものです。

第２節　環境基本計画の目的と役割

２-１　計画の目的

本計画は、環境基本条例に掲げられた４つの基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の大綱、環境への配慮などを定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

環境基本条例における基本理念

基本理念１　環境の恵みの享受と将来の世代への継承

環境を良好なものとして維持することが私たちの健康で文化的な生活に欠かせないものであることから、①健全で恵み豊かな環境を享受すること、②この環境が将来にわたって維持されること、の２点が確保されるよう環境の保全及び創造に積極的に取り組む必要があります。

基本理念２　環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

市民の生活基盤を確保するためには、今後とも活発な社会経済活動が行われる必要がありますが、一方では、環境への負荷を増大させることにもなります。社会のすべての構成員が、環境の持つ復元力の範囲内で社会経済活動を営むことにより、社会のあり方そのものを環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとする必要があります。

基本理念３　地球環境保全への取組み

地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、私たちの日常生活にもその原因があり、市民生活に密着した問題となっています。個人、地域の環境保全への取組みが地球環境の保全を図る上での前提であることから、すべての事業活動や日常生活において、地球環境の保全に結びつくように取り組む必要があります。

基本理念４　市、市民及び事業者の責務に応じた役割の実施

上記の基本理念を実現していくためには、社会のすべての構成員が環境に対する理解を深め、何を成すべきかを自覚し、それぞれの適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいく必要があります。

2-2　計画の役割

本計画は、飯山市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の大綱を定めるとともに、環境への配慮などを定める環境行政のマスタープランであり、市政の基本方針を示す「総合計画基本構想」と連携して、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全及び創造に関する施策や事業、環境に影響を及ぼすおそれのある施策や事業は、この計画との整合を図っていくこととします。

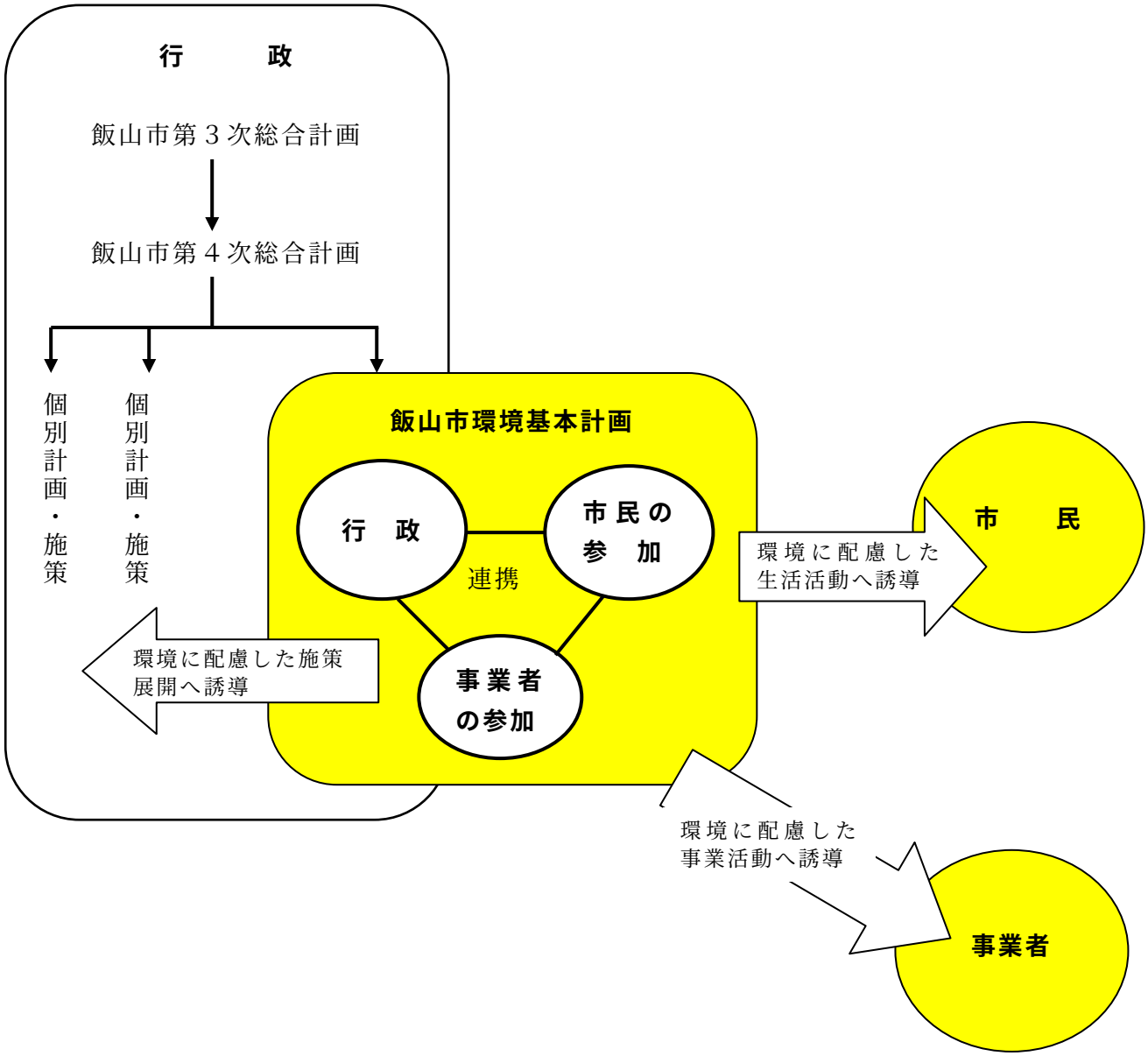

第３節　環境基本計画の期間と対象範囲

３-１　計画の期間

本計画の期間は、平成１４年度から平成２３年度までの１０年間とします。

なお、環境の変化や社会情勢の変化に適切に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとします。

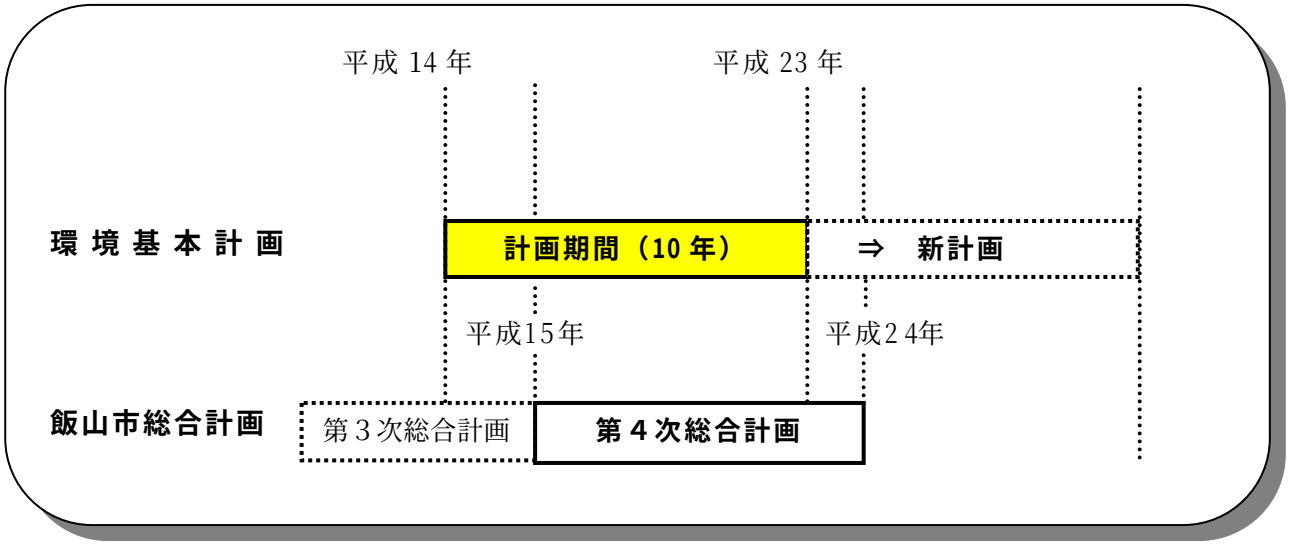

3-2　計画の対象範囲

本計画では、生活環境、自然環境、都市環境、資源循環及び地球環境問題を対象とし、持続的発展が可能な地域社会を構築することを目指します。

また、市・市民・事業者の自主的な環境保全への取組みや連携を図りながら施策を実現していくための仕組みづくりについても計画の対象とします。

生活環境

産業型公害の未然防止や、都市・生活型公害としての水質汚濁、大気汚染、騒音、悪臭などの問題についての監視・是正対策を充実し、安全な生活環境を確保していくこと。

自然環境

生態系の微妙なバランスは、多様な生物の働きによって維持されているため、その多様性の確保に努めること。また、人の手が加わることによって維持されてきた中山間地域の農林地は、多様な資源性・機能性を持ち、良好な自然景観の形成要素の場としても重要なことから、自然と人とが共に生きていくことができるよう、その適切な保全と適正な利用に努めること。

快適環境

豊かな自然と一体となった景観や地域の歴史的・文化的な特性を生かすとともに、身近な自然空間の整備や人にやさしい都市施設の整備を進め、うるおいと安らぎを与える快適な環境を整備すること。

資源循環

省エネルギーや省資源に配慮し、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを変革していくため、生産・流通段階でのリサイクルしやすい製品、容器等の普及によるごみの減量や環境にやさしい製品の積極的使用を進めるなど、循環型の社会を構築していくこと。

地球環境問題

地球環境問題の解決には、地域での環境保全に向けた活動が不可欠である。このため、市は、自らその活動を積極的に推進するとともに、市民・事業者の自主的な取組みが促進されるよう啓発や支援を行うほか、情報の収集・提供、監視体制の整備に努めること。

環境保全行動

環境問題に対する市民の関心が高まっている現状を踏まえ、環境行政に市民の意見を反映させるとともに、環境教育・環境学習を充実し、知識・理解から実践活動へと促すことにより、ともに考える施策を展開すること。

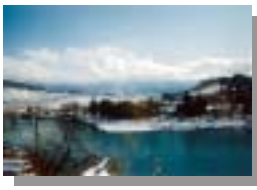

第２章　環境の現状

第１節　自然環境
第２節　生活環境
第３節　快適環境
第４節　資源循環
第５節　地球環境問題
第６節　環境保全活動・環境教育
第７節　市民意識に見る環境問題

第１節　自 然 環 境

１-１　気象

○本市の気象は、春から秋にかけては内陸盆地気候となり、冬季は日本海からの季節風の影響によって降雪量が多く、日本でも有数の豪雪地帯となっています。
○年平均気温は 10.5℃、平均湿度は 81.25%、年間降水量は 1,590㎜ です。また、最深積雪平均は平地で 142cm、山間部では 450cm を上回り、１年のうち約３分の１の期間が雪に覆われ、特別豪雪地帯に指定されています。
○積雪量は市域の南北で大きな差があり、南部は北部に比べると積雪が少なく、両地域の地域格差が生ずる要因となっています。

■気象概況

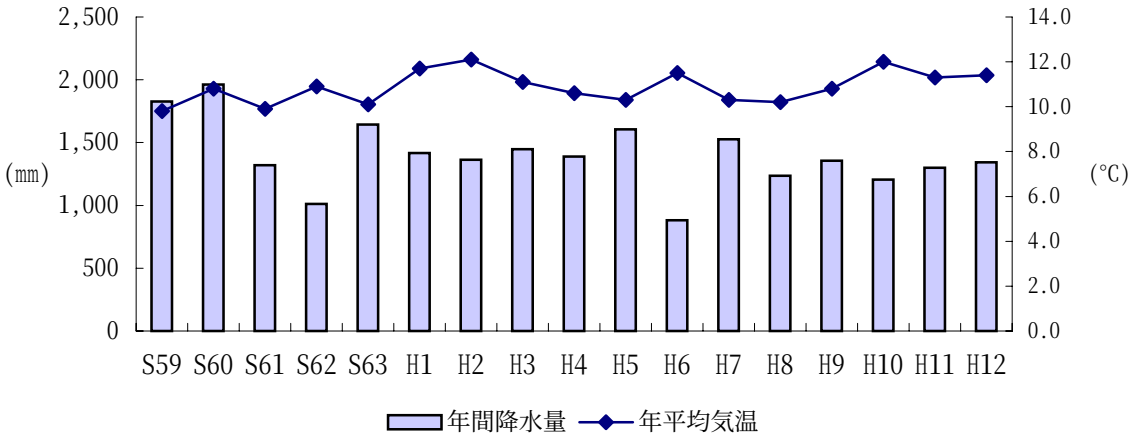

■月別平均気温・降水量

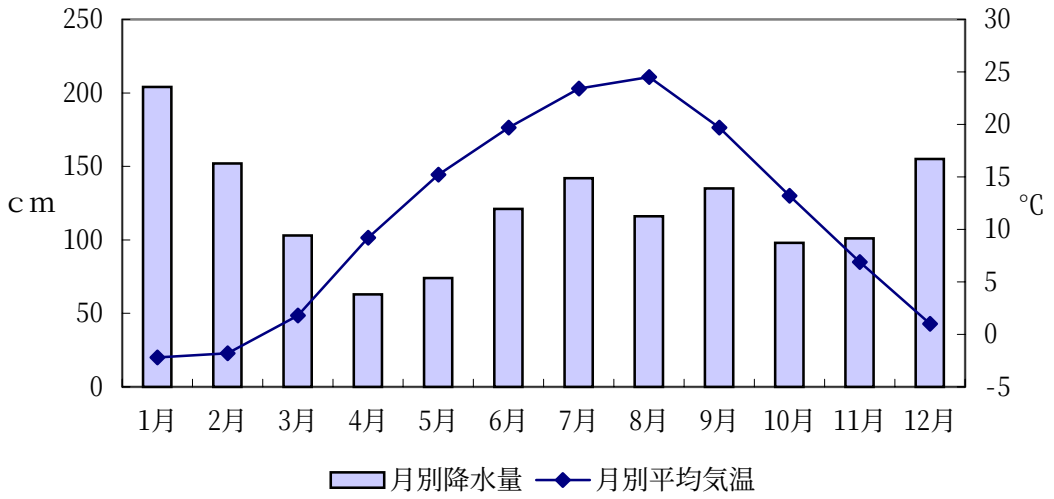

■降雪量の推移

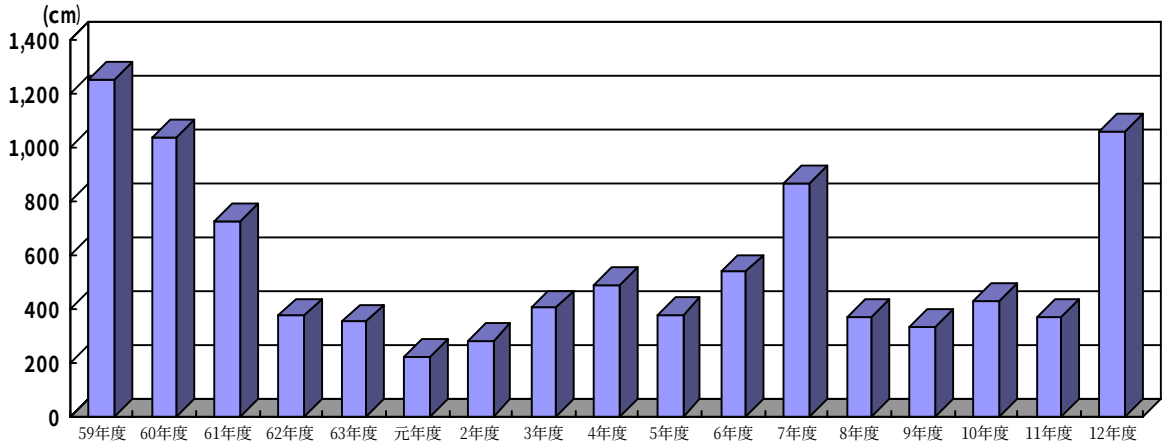

1-2　地形

○本市は、長野県で最も低い千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に、東側には三国山脈、西側には関田山脈が連なる南北に細長い地形を呈しています。

○盆地内には長峰丘陵等が横たわり、また、常盤平、木島の平、外様平と呼ばれる３つの平があります。特に常盤平及び木島の平は、千曲川の氾濫により上流から運ばれた土砂が堆積してできた平です。

○市域の南西部には斑尾高原が、北西部には鍋倉山、東部には長野県の郷土環境保全地域に指定されている小菅山があり、多くの自然資源に恵まれた立地条件を備えています。

■地形概況図

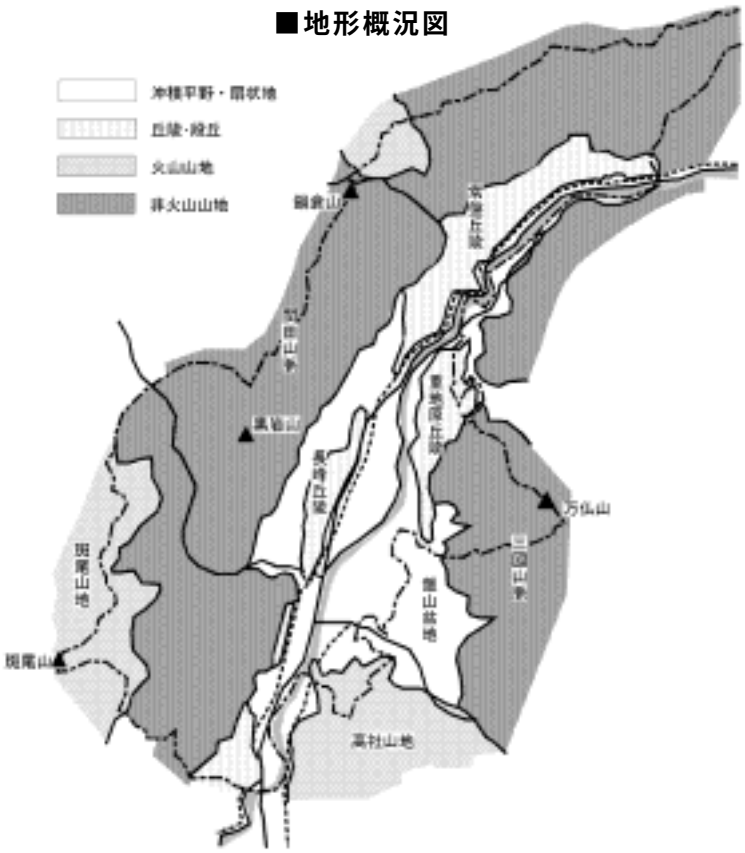

１-３　植生、自然保護等

(1) 植生

○本市は、千曲川沿いに水田や畑や果樹園が広がり、その西側方向には山並みの緑地が連続しています。この山並みの緑地は、ほとんどが二次林と植林によって構成されており、北西部の市境に沿った尾根部に自然植生の分布がみられます。
○二次林は、本来の自然林に人間の影響が加わることによって形成された森林で、長野県現存植生調査による「ブナ-ミズナラ群落」や「カスミザクラ-コナラ群落」を中心とした植生となっています。この二次林の間に、スギ･ヒノキ･サワラ植林やカラマツ植林が分布しています。
○市の北西部の尾根筋に分布する自然植生は､チシマザサ-ブナ群団の植生となっており、このあたりの地域に本来的に分布する自然の森林といえます。
○一方、市域を縦断して流れる千曲川の河原には、河川ならではのヤナギ低木群落を中心とした自然植生の分布が見られます。
○本市の山地には、雪国ならではの植物として、早春、残雪の間に美しい真紅の花を咲かせるユキツバキが植生し、昭和49年８月に市の木であるブナとともに、市の花として指定されています。

(2) 自然保護

○本市の小菅山一帯（493.49ha）は、歴史的に特色のある自然環境地域として、長野県自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域の指定を受けています。

■小菅山の特徴

小菅山(1,020m)は毛無火山の熔岩流の岩壁をあらわし、山麓には北竜湖があり、小菅山から広がる裾野一帯の景観と相まって良好な自然環境を形成している。
小菅山西斜面の山腹には北信濃三大修験場の一つであった小菅神社があり、奥社本殿は重要文化財に指定されている。
参道には県天然記念物に指定されている杉並木があり、神社の上方にはキタゴヨウの自然林が分布する。
また、万仏山を経由して小菅山、北竜湖に至る尾根道は自然と歴史の探勝路として親しまれている。

○市の自然保護条例においては、ゴルフ場、別荘団地、スキー場等の開発で、一定の規模を超える行為を行う場合は、市へ届出を行うとともに、自然保護協定の締結を義務づけています。

(3) 天然記念物

○本市には、文化財としての天然記念物が 15 件指定されており、そのほとんどが巨樹巨木で占めています。

○このうち、黒岩山の約 75ha は、ギフチョウとヒメギフチョウの混棲地として国の指定を受けていますが、近年、幼虫の餌であるコシノカンアオイ、カンアオイ、ウスバサイシン等の植物が減少したこともあって、特にヒメギフチョウはほとんどみられなくなっています。

■天然記念物一覧

	名　　称	所在地	指定年月日	摘　　要
国指定	黒岩山	外様	昭 46.7.5	ギフチョウとヒメギフチョウの混棲地
県指定	神戸のイチョウ	瑞穂	昭 37.9.27	胸高幹囲 14m
	鳥出神社のケヤキ	木島	昭 40.4.30	胸高幹囲 9.2m
	小菅神社の杉並木	瑞穂	昭 49.3.22	180～200 本
市指定	山田神社の大杉	太田	昭 51.2.17	胸高幹囲 7.42m
	小菅のイトザクラ	瑞穂	平 9.1.20	胸高幹囲 4.2m
	熊野神社のケヤキ	岡山	平 9.1.20	胸高幹囲 8.4m
	沼池のヤエガワカンバ	柳原	平 9.1.20	胸高幹囲 2.1m
	大久保のサルスベリ	秋津	平 10.5.18	胸高幹囲 1.25m
	大川のイチョウ	柳原	平 10.5.18	胸高幹囲 6.3m
	正行寺のイチョウ	柳原	平 10.5.18	胸高幹囲 6.75m
	小菅のヤマグワ	瑞穂	平 10.5.18	胸高幹囲 1.6m
	西大滝のエノキ	岡山	平 12.3.27	胸高幹囲 3.12m
	秋津小学校のイロハモミジ	秋津	平 12.3.27	胸高幹囲 3.6m
	三桜神社のブナ	外様	平 12.3.27	胸高幹囲 3.08m

■ヒメギフチョウ

■小菅の杉並木

(4) 鳥獣保護

○本市には鳥獣保護区※として現在、長峰、北竜湖、野々海の３地区が指定されており、北竜湖の湖水面は特別保護地区に指定されています。

○また、綱切橋から中央橋までの間の千曲川流域 48ha は、鉛散弾規制区域に指定されています。

※鳥獣保護区…　野生鳥獣の保護、増殖を図ることを目的として設定された、鳥獣の捕獲を禁止する区域

1-4　河川・湖沼

(1) 河川

○市内を縦断する形で、飯山盆地のほぼ中央を南南西から北北東へ千曲川が流れています。千曲川はその源を甲武信岳に発し、長野で犀川と合流し、本市を流下して新潟県で信濃川と名を改めて日本海へ注いでいます。

○千曲川は、過去何回となく洪水を起こしており、その流路を大きく変えてきました。現在、市内を流れる距離は 23,800mとなっています。

○千曲川を挟んで西側には関田山系、東側には三国山系が連なっており、これらの山地から流れ出て千曲川に流入する中小河川が数多くあります。また、湧水や地下水も豊富で、これらの河川水や地下水は農業用水、上水道水として利用されています。

○一時期、千曲川の水質汚濁が顕著となったため、千曲川の水を上水道水源や農業用水として利用している本市にとって、上流域と連携した水質浄化対策、新水道水源の確保は大きな課題となりました。

○千曲川は、本市の景観形成における軸となる存在であることから、良好な河川環境の保全を図ることによって、飯山市らしさを備えた郷土景観や風土の保全・創出に努めていく必要があります。

■千曲川水系　市内河川の状況

	河川名	河川延長
一級河川	野々海川	2,834m
	寒　川	1,700m
	桑名川	2,000m
	出　川	7,303m
	運上川	3,520m
	黒井川	3,597m
	今井川	3,400m
	日光川	2,250m
	広井川	7,845m
	滝沢川	2,100m
	皿　川	3,815m
	清　川	4,480m
	田草川	2,600m
	宮沢川	1,700m
準用河川	御立野川	3,000m
	江　川	1,700m
	栄　川	900m
	笹　川	1,700m
	兎　川	1,700m
	大　川	2,700m
	上境川	800m
	南　川	1,200m

■河川概況図

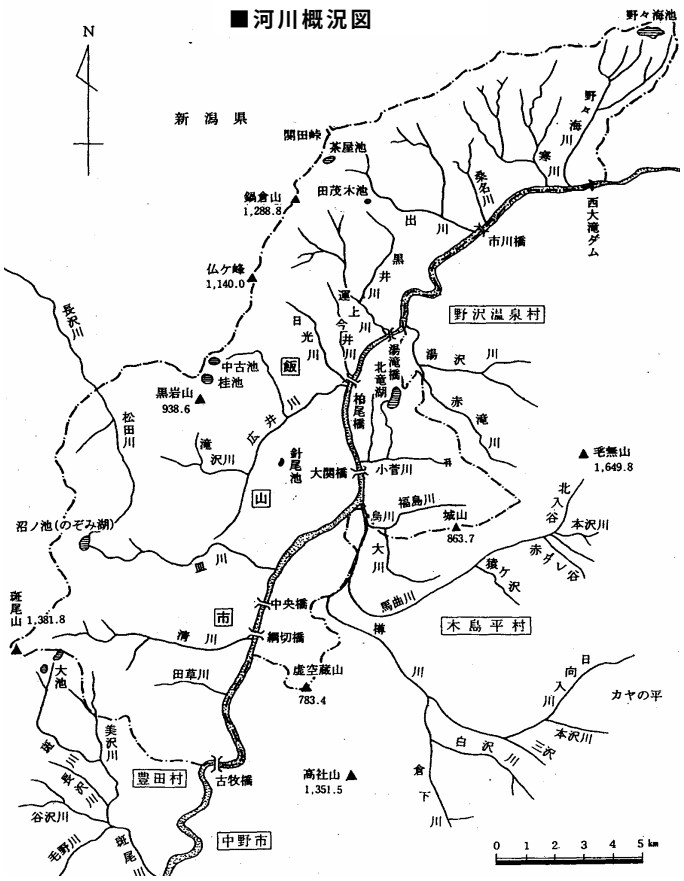

■関川水系　市内河川の状況

一　級　河　川		準　用　河　川	
河　川　名	河川延長	河　川　名	河川延長
長沢川(松田川)	7,348m	滝の脇川	1,600m
沼　池	500m		

(2) 湖沼

○本市には、大小数多くの湖沼がありますが、代表的なものは沼池(斑尾)、桂池、中古池(いずれも黒岩山)、茶屋池(鍋倉)、針湖(長峰丘陵)、北竜湖(瑞穂小菅)です。
○本市の湖沼の特徴は、雪解け水を溜め、水田の灌漑用水を供給する機能を果たしている点です。また、標高の高い場所にある湖沼は雪解けが遅くなるため、夏の期間が短く水が暖まりにくい、水深の浅い湖沼はかんがい用水として排水されるため、湖水の大部分が雪解け水や湧水と入れ替わり、水が汚れにくい等の特徴があります。

■主な湖沼の状況

	湖面面積	湖岸延長	最大深度
沼　池	159,000 ㎡	2,100m	3.5m
桂　池	33,000 ㎡	860m	8.5m
中古池	3,500 ㎡	470m	4.0m
茶屋池	32,000 ㎡	1,000m	8.0m
針　湖	33,000 ㎡	770m	3.5m
北竜湖	188,000 ㎡	2,000m	5.5m

■茶屋池

1-5　地下水

○飯山盆地は周囲を山で囲まれ、その山地を水源とする多くの河川が流下しているため扇状地となっていることから、地下水に恵まれた地域となっています。本地域には 100 本近い井戸が分布しており、１日の揚水量は 10 万ｍ^{3}と推定されています。
○地域がら、地下水の 90%以上は、道路等の消雪用に利用にされていますが、消雪用水の利用は冬期間（12 月頃～3 月頃）に限られています。消雪用水のほかは、水道用水、工業用水等に利用されています。
○市街地を中心に、冬期間、消雪用としての地下水の汲み上げが集中することによって、地下水位の低下や地盤沈下を招くおそれがあります。

自然環境に対する市民意識

○環境にかかる市民アンケート調査においては、「自然地・田畑の荒廃」や「地下水の減少・汚染」に関心が集まっています。

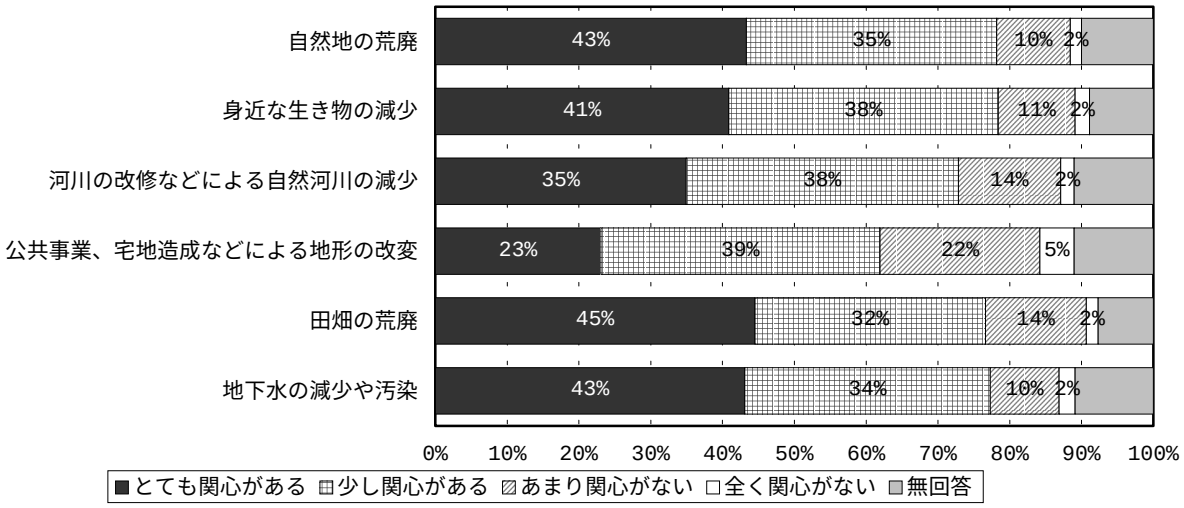

■鍋倉山のブナ林

第２節　生 活 環 境

２-１　水環境

(1) 河川の水質状況

○本市は上水道水源の約 60%を千曲川の表流水に依存しているため、河川や湖沼の水質汚濁は重要な問題になります。生活様式の向上に伴う河川への排水の増加によって、一時期市内河川の水質が悪化する傾向がみられました。市では毎年、千曲川の４地点、市内中小河川の 44 地点、湖沼の６地点において水質調査測定を実施しています。

○本市を含む千曲川下流（上田市大屋橋から県境まで）は、環境基準※のＡ類型に指定されておりＢＯＤ※の基準値が２mg/L 以下に定められています。千曲川の測定地点におけるＢＯＤの値は、平成元年までは 2.0～2.6mg/L でしたが、平成２年度以降急激に上昇した後、平成 10 年度以降、減少してきています。

○上水道取水口地点のＢＯＤ値は平成２年度以降も大きな変化はなく、平成８年度以降は２mg/L 以下で安定しています。

○市内を流れる中小河川等は、①市街地を流れるもの、②集落（村部）を流れるもの、③山間地を流れるものに区分されます。これらの河川等は、水量に変動があるため、流域周辺の環境によって水質に影響を受けやすい状況にあります。

○千曲川の水質は、平成２年度を境として悪化した後、大きく変動を繰り返しています。これは、千曲川に流入する河川の水質悪化による影響によるものと考えられ、特に、市街地を流れる中小河川等の水質汚濁は、千曲川の水質汚濁の原因にもなっていると考えられます。

○集落や山間地を流れる河川は、市街地を流れる河川ほど水質汚濁は進んでいないものの、その年の気象状況などにより、大きく変動する傾向も見られます。

■千曲川におけるBOD値の経年変化(市調査)

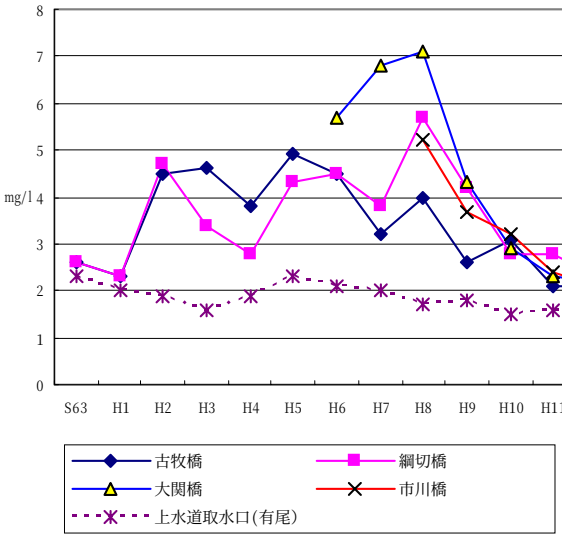

■中小河川等のタイプ別BOD値の経年変化(市調査)

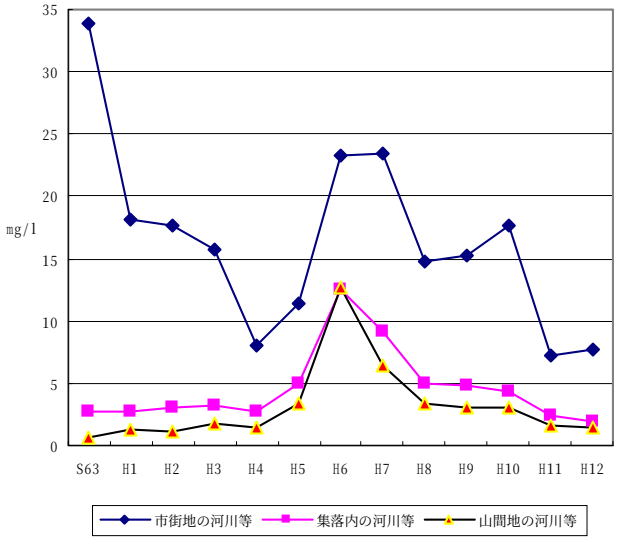

■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

目的／類型	基準値				
	水素イオン濃度（ＰＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
ＡＡ	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	50MPN／100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1,000MPN／100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以下	5,000MPN／100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以下	－
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以下	－
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以下	－

(2) 湖沼の水質状況

○市内の多くの湖沼は山間地に分布しているため、生活排水や事業所排水の影響を受けることはなく、降雨や干ばつによる希釈･濃縮などによりＣＯＤ※の値が変化しています。

なお、針湖については、他の湖沼と比較して特にＣＯＤ値が高く、水質の汚濁が進んでいますが、これは周辺の耕作地からの肥料分が流入しているためではないかと考えられていいます。その他の湖沼は、比較的良好な水質を保っています。

■湖沼の COD 値の経年変化

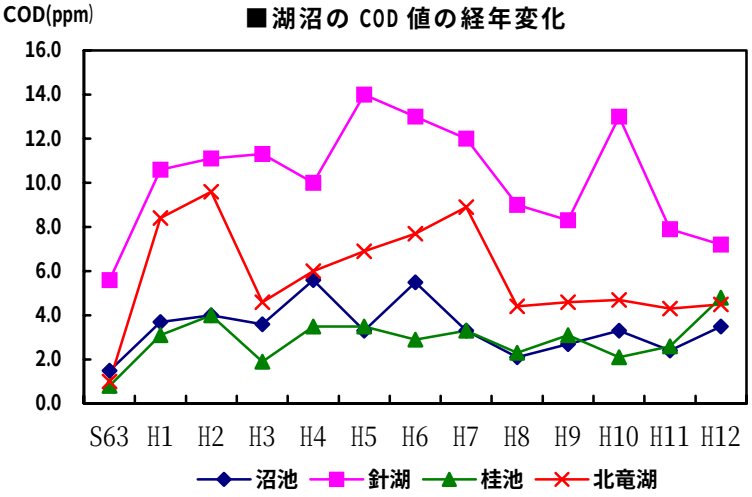

■生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

目的／類型	基準値				
	水素イオン濃度（ＰＨ）	生物化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
ＡＡ	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以下	50MPN／100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1,000MPN／100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以下	－
C	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以下	－

※**環境基準**…　環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として設定された環境保全行政上の目標値

※**ＢＯＤ**（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）…　河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

※**ＣＯＤ**（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）…　湖沼などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化させるときに消費させる酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

２-２　生活排水

(1) 雑排水対策

○現在市内では、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント※が順次供用を開始しており、これらの区域以外では合併処理浄化槽※の設置を促進して、水洗化や家庭雑排水対策を進めています。

○工場・事業所からの排水は、法律や条例により規制されていますが、家庭から出る雑排水については規制がないことから、生活様式の向上に伴って河川や農業用水の水質汚濁を招く原因ともなります。

○下水道事業は多くの時間と費用を必要とすることから、整備・供用が開始されるまでの当面の措置として、各家庭では雑排水を簡易処理浄化槽等で浄化して排水することが大切です。

○このため、市では家庭雑排水簡易浄化施設設置補助金交付要綱を定めて、家庭雑排水の適正処理の推進を図っています。

(2) し尿処理

○し尿は、公共下水道等によって雑排水と合わせて処理するのが理想ですが、つなぎ込みがまだ低いことから、多くの家庭ではくみ取りやし尿浄化槽に頼らざるを得ない状況にあります。

○市では、平成元年度に市内全域を公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント又は合併処理浄化槽のいずれかで水洗化を図るために、「下水道整備構想エリアマップ」を策定して事業を推進し、平成 11 年度に見直しを行って各地区の水洗化計画を決定しています。

○市では、下水道整備構想エリアマップの浄化槽整備地区を対象に、平成３年度から小型合併処理浄化槽の設置者に対して補助金の交付を行っていますが、過疎・高齢化世帯が多いため、設置世帯の増加が見込めない状況にあります。

○し尿処理施設である岳北衛生センターが老朽化に伴い更新され、平成 12 年４月から「グリーンパークみゆき野」として新施設が稼動しましたが、処理能力が大幅に減少したことから、水洗化のための整備推進及び計画収集の推進など、し尿の収集体制の見直しが必要になっています。

○し尿のくみ取り量は、平成３年度をピークに年々減少しており、平成 12 年度のくみ取り量は 11,117kl、浄化槽汚泥は 1,118kl でした。

※**コミュニティ・プラント…**　厚生労働省の補助を受けて市町村が設置する生活雑排水とし尿を集合処理する施設をいう。

※**合併処理浄化槽…**　生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽をいう。

■し尿処理形態別人口の推移

年度	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度	12 年度
総　人　口	27,675	27,623	27,423	27,226	27,141	27,015	26,729	26,421
水洗化人口	5,764	5,969	6,888	8,205	9,537	10,500	11,947	13,173
公共下水道	971	1,685	2,058	2,473	3,496	4,201	5,559	6,815
農業集落排水施設	1,697	1,820	2,180	2,781	3,104	3,735	3,797	3,823
ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄ	295	518	613	768	852	914	956	1,027
浄化槽	2,801	1,946	2,037	2,183	2,085	1,650	1,635	1,508
非水洗化人口	21,911	21,654	20,535	19,021	17,604	16,515	14,782	13,248

■し尿等くみ取り量の推移

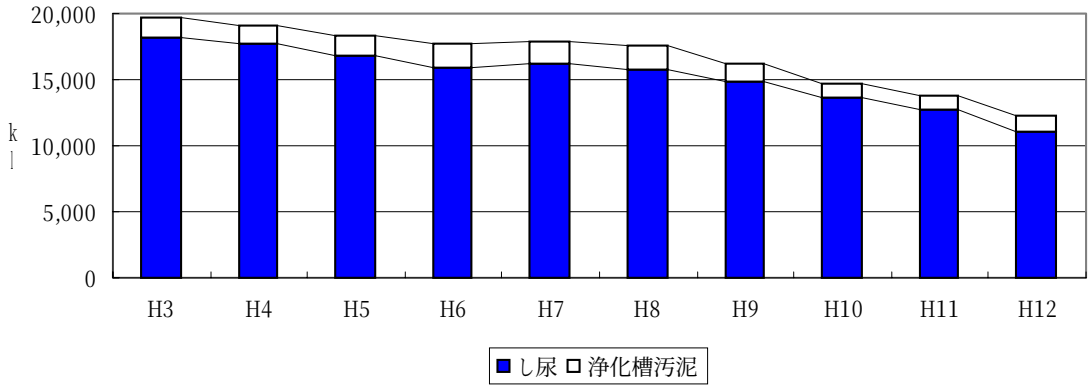

■し尿処理施設の概要

名　　称	グリーンパークみゆき野
敷地面積	12,000 ㎡
処理方式	高負荷脱窒素＋高度処理＋汚泥等堆肥化
処理能力	し尿等：35　/日 生ごみ：50kg/日

■下水道等整備計画

事　　業	名　称　等	計画処理人口
公共下水道	飯山処理区	12,000 人
	木島処理区	2,800 人
特定環境保全公共下水道	戸狩処理区	19,980 人
	斑尾処理区	12,640 人
農業集落排水施設	木島南部	400 人
	木島	830 人
	瑞穂	2,510 人
	北瑞	920 人
	常盤第一	1,250 人
	常盤第二	1,950 人
	温井	350 人
	羽広山	110 人
	照岡	990 人
コミュニティ・プラント	飯山第一	410 人
	飯山第二	417 人
	秋津	358 人

２-３　公害防止

(1) 大気汚染の状況

○大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等があります。これらの大部分は、工場、事業所等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車排出ガスなどから発生し、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合があります。

○県では、一般環境大気測定局 20 局、道路周辺大気測定局５局を設け、常時監視を行っています。本市周辺では北信保健所中野支所に一般環境大気測定局が設けられており、平成 12 年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準以内でした。

○酸性雨※については、県の各測定局の年平均値は pH4.6～5.0 の範囲であり、12 年度は 11 年度と比較するとほとんどの地点で pH が低下しています。

○本市では、必要に応じ県の大気環境測定車を導入し、測定を行っていますが、今までのところ環境基準を超えた場所はありませんでした。

○近年、大気汚染として苦情があるのは、ごみの焼却に伴うものがほとんどです。

■大気汚染物質の発生原因・人体への影響等

物　質　名	発　生　原　因	人　体　へ　の　影　響
二酸化硫黄	石油、石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎を起こす。
二酸化窒素	燃焼、工場、自動車等の排煙及び排出ガスから発生	
浮遊粒子状物質	工場の煤塵、ディーゼル自動車の黒煙。自然にも存在する。	肺胞に沈着し、気管支炎などを起こす。
光化学オキシダント	窒素酸化物、炭化水素類の光化学反応により二次的に発生	目、のどなどを強く刺激する。

(2) 騒音・振動の状況

○本市は、昭和 48 年に騒音規制法に基づく地域指定を、昭和 57 年に長野県の公害の防止に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する地域指定を、昭和 61 年に騒音に関わる環境基準の類型指定を受けています。

○騒音規制法に基づく特定事業場は市内に 18 か所あり、必要に応じて騒音測定を実施し、改善指導等を行っています。

○交通騒音については国道 117 号線を中心に、関連する主要地方道を含め騒音測定調査を行っています。近年は、高速道路や国道 117 号バイパスの整備等による自動車交通量の増大や輸送車両の大型化に伴い、交通騒音及び振動に関する苦情が出ています。

○一般生活に伴うカラオケ、ピアノ、ペットの鳴き声などの生活騒音である近隣・生活環境型の苦情も増えています。

○北陸新幹線の整備に伴い、新たに、沿線区域の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定が平成 14 年２月に行われました。

○振動については、騒音と同様に工場や自動車交通に伴って発生するものがほとんどであり、昭和 62 年に振動規制法に基づく地域指定を受けています。

(3)悪臭の状況

○悪臭は感覚公害といわれ、人の感覚に直接知覚されるものであり、個人差が大きいものです。本市は昭和 50 年に悪臭防止法に基づく規制地域の指定を受けています。

○近年は、ごみの野焼き等から発生する臭いや市内の堆肥製造施設から発生する臭気に対する苦情が増加しています。

(4) 特定施設等の届出状況

本市における工場・事業所等の水質、騒音及び大気の関係法令に基づく特定施設※等の届出状況は、次のとおりとなっています。

法　　令　　等	施　設　数
水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	335
大気汚染防止法に基づく特定施設数	65
騒音規制法に基づく特定施設数	68(工場数 18)
公害の防止に関する条例(長野県)に基づく特定事業場数	水 質 関 係　4 粉じん関係　17

(5) 公害苦情の状況

○近年の公害苦情としては、ダイオキシン類※に対する住民意識の高まりを反映して、ごみの野焼き等に係る大気汚染・悪臭に対する苦情が急増しています。また、かつては多かった水質汚濁に対する苦情は減少傾向でしたが、12 年度は灯油等の流出事故が多発し、苦情も増加しました。

悪臭に対する苦情は、毎年ほぼコンスタントに寄せられていますが、ほとんどが木島地区の堆肥製造施設から発生する臭気に関するものとなっています。

○平成 12 年度における公害苦情の内訳は、水質汚濁（38%)、大気汚染（36%)、悪臭（14%)、騒音（6%）の順となっています。

■公害苦情の種別割合(H12 年度)

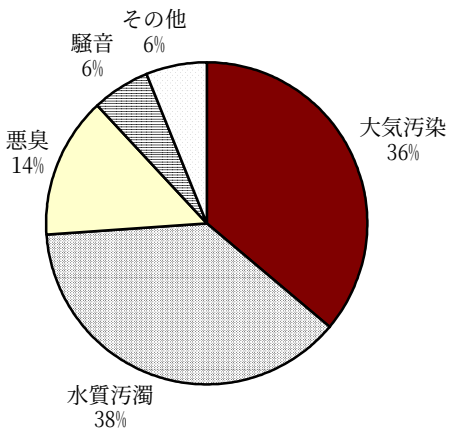

※**酸性雨…**　大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物等の汚染物質が溶解した強い酸性を示す雨をいい、通常 pH が 5.6 以下の雨を酸性雨という。

※**特定施設…**　水質汚濁、騒音等の公害を防止するため、各種の規制法のなかで、「特定施設」という概念を設けて規制・監督を行っている。例えば、水質汚濁防止法では、カドミウムその他政令で定める物質を含む汚水又は廃液を排出する施設等で政令で定めるものが特定施設として定められている。

※**ダイオキシン類…**　有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーＰＣＢをいう。多くの種類があり、毒性の強さはそれぞれ異なっている。一般的には、分解されにくく、安定した性質を持つ。環境中への排出は、主としてものの燃焼に由来する。

■公害苦情受付状況

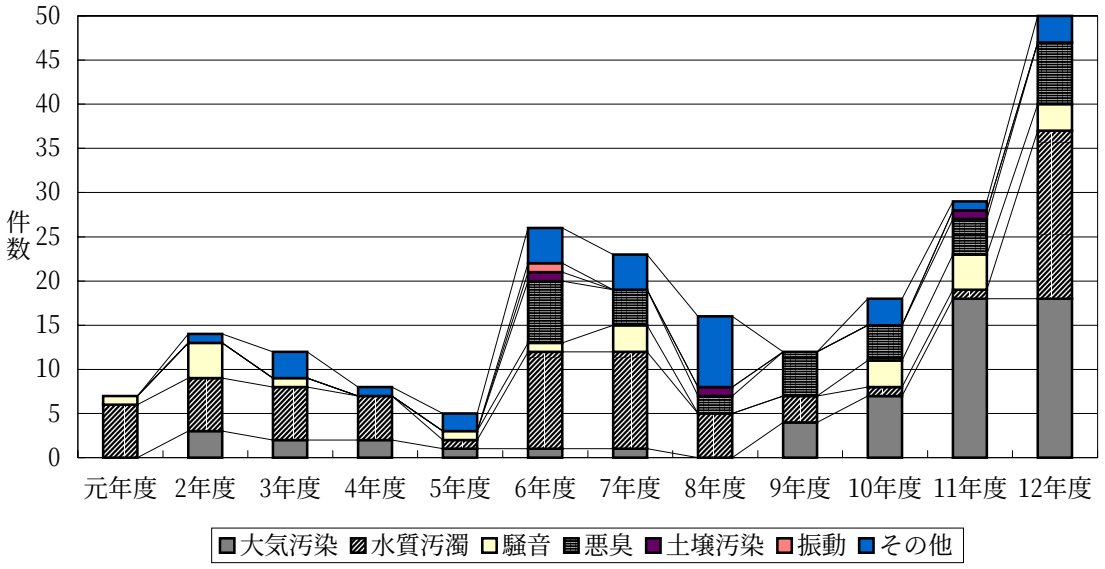

2-4　水道

○本市の上水道は、千曲川の表流水、木島地区の吉・其綿の湧水と地下水を水源として市内人口の約７割に供給されています。

○また、簡易水道は、市営が 10 施設、地元経営が６施設あり、その他飲料供給施設が13、簡易給水施設が４あります。

○上水道の水源は、千曲川に 60%以上頼っていますが、安全でおいしい水を供給するため水源を地下水等に切り替えるべく、現在、第９次拡張計画に基づき事業を進めています。

■水道施設水源別内訳

	上水道	簡易水道				
水源	表流水・湧水・地下水	湧水	地下水	伏流水・湧水	表流水・湧水	湧水・地下水
施設数	1	9	4	1	1	1
計画水量	11,600㎥/日	1,195㎥/日	874.8㎥/日	345㎥/日	90.9㎥/日	3,400㎥/日

2-5　有害化学物質

(1) フロンの回収

○近年、オゾンホールの拡大とその主原因であるフロン※の排出抑制は、地球規模での大きな問題となってきています。国においては、特定フロンの生産全廃や規制の対策を進めているほか、各企業や自治体でもフロンの回収を推進しています。

○本市では、平成８年度から 12 年度までクリーンセンターへ直接搬入される冷蔵庫を対象に、フロン(CFC-12)の回収を行ってきました。

※**フロン…**　フッ素炭化水素化合物の日本での総称。世界的にはフルオロカーボンと呼ばれている。無色・無臭の液体又は気体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性が低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラー等の冷媒やスプレー製品の噴射剤などに用いられている。しかし、大気中に放出されたフロンはオゾン層の破壊を引き起こすことから、モントリオール議定書により、その生産・消費量の規制と段階的削減が定められている。

(2) ダイオキシン類対策

○ダイオキシン類は、ものの燃焼等の過程で副産物として生成される有機塩素化合物であり、微量でも毒性が強い上、分解されにくく体内に蓄積されると様々な障害を起こすといわれています。

○日本におけるダイオキシン類の発生源の約８割は、一般ごみの焼却が原因といわれていることから、岳北クリーンセンターにおいては焼却の際の作業方法を改善し、ダイオキシン類の発生を最小限に抑制するように努めています。

○市では、家庭用の焼却炉によるごみ焼却からの発生防止を図るため、平成 10 年から家庭用簡易焼却炉の無償回収を年２回ずつ期間を定めて行っています。

○岳北クリーンセンターの焼却炉は、稼動後 15 年を経過し、老朽化が目立っていることから、長野県ごみ処理広域化計画に基づく広域処理体制の確立やその処理方針を定めていく必要があります。

■クリーンセンターにおけるダイオキシン類濃度の推移

年　　度	濃度（ng※/m³）	
平成８年度	61	
９年度	18	
10 年度	75	
11 年度	春　24	秋　2.9
12 年度	春　2.1	秋　1.2

○ダイオキシン類対策特別措置法が平成 12 年１月から施行され、一般環境中の基準が定められたことに伴い、市では 12 年８月と 13 年２月に一般環境中の大気、土壌及び水質の調査を実施しましたが、いずれも環境基準を下回っていました。

■ダイオキシン類測定調査結果

調査項目・地点	調査測定値		環境基準
	平成 12 年８月	平成 13 年２月	
大　気(市役所分室屋上)	0.006pg※/m³	0.13pg/m³	0.6pg/m³
土　壌(飯山小学校校庭)	0.069pg/L		1 pg/L
水　質(千曲川中央橋)	0.0013pg/g		1000pg/g

○市内には、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県へ届出が必要とされている焼却能力 50kg/時間以上又は火床面積 0.5 ㎡以上の廃棄物焼却炉が岳北クリーンセンターを含め５施設あります。

※ng（ナノグラム）…　重量を表す単位で、10 億分の１ｇをいう。1ng=10^{-9}ｇ
※pg（ピコグラム）…　重量を現す単位で、１兆分の１ｇをいう。1pg=10^{-12}ｇ

２-６　雪との関わり

○本市は、１年のうち約３分の１の期間が雪に覆われているため、道路交通の確保や日常生活での雪処理の軽減など、雪を克服し、冬期間も夏場と同様な快適な市民生活の維持を図ることが永年の課題となっています。

○多量の降雪や積雪は、交通機能を麻痺させるだけでなく、産業の発展や人口動態にも影響を及ぼし、また、雪崩等の災害、屋根の雪下ろし時の事故や家屋等の損傷など、人命、財産に被害を与えます。このため、本市において雪対策は避けて通ることのできない重要な課題です。

○このため、雪に強い幹線道路や除雪体制、除雪機械、消雪パイプの整備、屋根雪対策として融雪・耐雪型の克雪住宅の普及など、様々な克雪対策を推進しています。

○また、市民と行政が協力して秩序ある道路等の除・排雪を行うことを目的として昭和55年10月に「冬のくらしを明るくする条例」を制定するとともに、昭和62年には「克雪都市宣言」を行っています。

■飯山市の最大積雪深分布図

○一方、雪は、飯山らしさとして定着しており、スキー観光、雪まつりなどの親雪・利雪は、冬季の本市を特徴づけるものとなっています。

○雪を環境資源としてとらえると、地下水のかん養源であり、「おいしい水道水」の源でもあります。また、厳しい冬を生きぬくための先人の生活の知恵は、雪国ならではの文化や産業を築きあげてきました。雪国ならではの生活の知恵、暮らし方をもう一度見つめ直し、雪と調和した都市を創造するという視点を根本に据えた雪対策が必要となっています。

○なお、道路凍結により発生するスリップ事故等を防止するため散布される凍結防止剤については、散布周辺農地や水源への影響、コンクリートの腐食等の問題にも注意していく必要があります。

■市道の除排雪の状況

	S 40	S 50	S 55	S 60	H 2	H 7	H12
市道延長(km)	503.4	571.8	583.0	647.0	691.9	686.9	727.3
除雪延長(km)	105.2	172.9	208.8	242.7	275.8	290.9	314.0
実施率(%)	20.8	30.2	35.8	37.5	39.9	42.3	43.2
消雪パイプ布設延長	―	1.9	7.8	9.9	14.3	14.6	20.5
歩道除雪延長(km)	―	―	1.3	1.3	1.4	6.1	13.7
除雪機械台数		25	30	37	43	57	69

■飯山市の降雪メカニズム

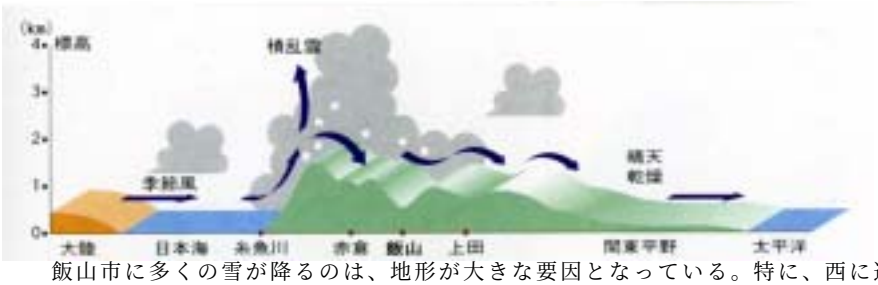

飯山市に多くの雪が降るのは、地形が大きな要因となっている。特に、西に連なる関田山系の存在が、日本海暖流の比較的暖かく湿った風を強制的に上昇させ、積乱雲を形成し雪を降らしている。

生活環境に対する市民意識

○市民アンケート調査においては、「ごみの不法投棄・ごみのポイ捨て」や「河川の汚れ」に高い関心が集まっています。

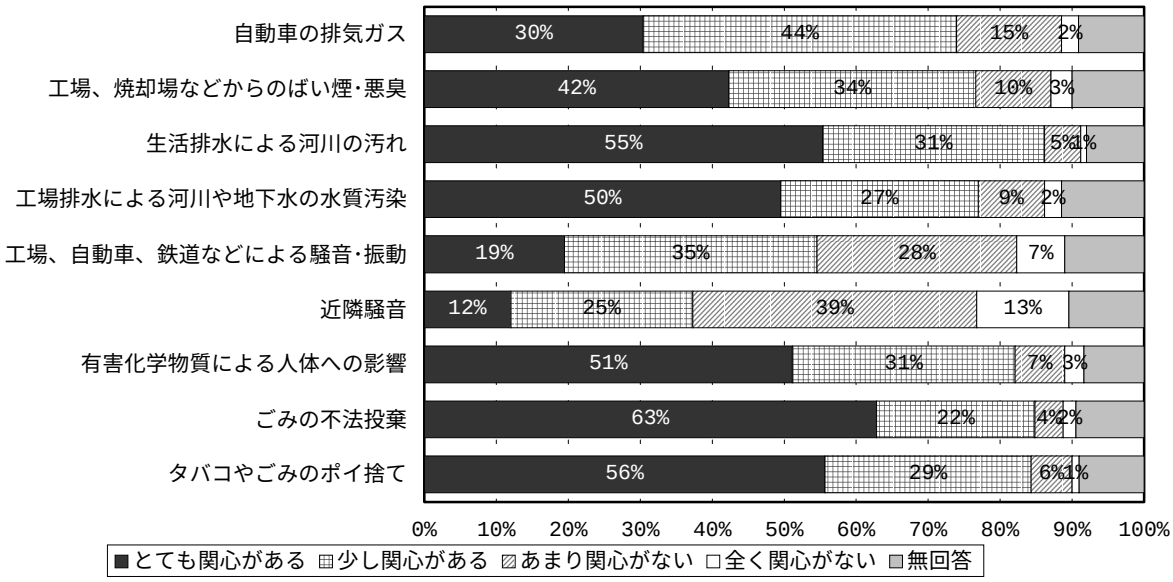

第３節　快 適 環 境

１-１　土地利用

○本市は東西に 23.1㎞、南北に 25.2㎞の広がりをもっており、市全体の面積は 202.32㎢となっています。

○土地利用の状況は、全体の６割近くを森林（59.8%）が占めており、それ以外は農用地（20.6%）、水面･河川･水路（4.1%）、道路（3.5%）、宅地（2.9%）、原野（0.3%）、その他（8.9%）となっています。

○盆地内部の平坦地部は主に稲作地として、盆地中央部の長峰丘陵は主に畑作地として土地利用が行われています。また、岡山上段地区は畑地として大規模な農地開発が行われました。

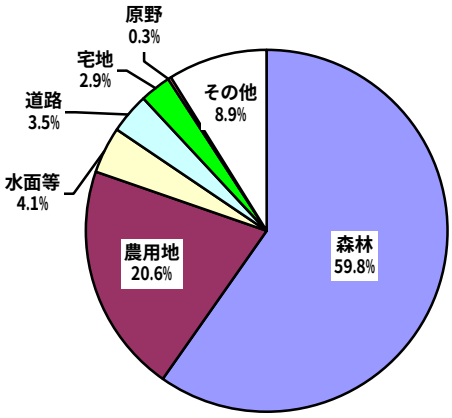

○森林をはじめとする自然的土地利用面積が市全体の約 85%を占めていることによって、本市の自然に恵まれた環境が形成されています。今後も自然環境との調和のとれた土地利用の推進を図っていくことが必要です。

○本市の都市計画区域は、昭和 25 年に旧飯山町全域を対象として 1,613ha が定められ、昭和 41 年に秋津、木島の一部を区域に取り込み、旧飯山町の山間部を除外し、現在の 1,083ha に変更されました。現在の用途地域面積は 318ha であり、住居系が 77%、商業系が８%、工業系が 15%となっています。また、特別用途地域として愛宕町の仏壇街 7.2ha が特別工業地区に指定され、準防火地域として 94ha が指定されています。

○都市計画区域については、平成 12 年３月に策定した「飯山市都市計画マスタープラン」に基づき、区域の見直し、適切な用途の設定により、健全な都市づくりに向けた土地利用の誘導と規制を図っていくことが課題となっています。

■都市計画用途地域の現状

区　　分	面　　積(ha)
第一種低層住居専用地域	９４
第一種中高層住居専用地域	１７
住居地域	１３５
近隣商業地域	１４
商業地域	１１
準工業地域	２９
工業専用地域	１８
計	３１８

○農業振興地域には、用途地域、山林及び河川を除いた市域の約 55%が指定されており、市域の外縁部の森林等が地域森林計画対象民有林や保安林に指定されています。

■農業関連の土地利用状況（単位:ha、％は市域に占める割合）

		農業振興地域		農用地区域	
総面積		11,180	55.3%	4,573	22.6%
現況農地	田	2,340	11.6%	2,187	10.8%
	畑	1,421	7.0%	1,322	6.5%
	樹園地	185	0.9%	185	0.9%
	採草放牧地	90	0.4%	90	0.4%
	小計	4,036	19.9%	3,784	18.7%
混木林地		9	0.0%	9	0.0%
農業用施設用地		16	0.1%	16	0.1%
山林・原野		6,436	31.8%	764	3.8%
その他(宅地等)		683	3.4%	0	0.0%

■経営耕地面積の推移

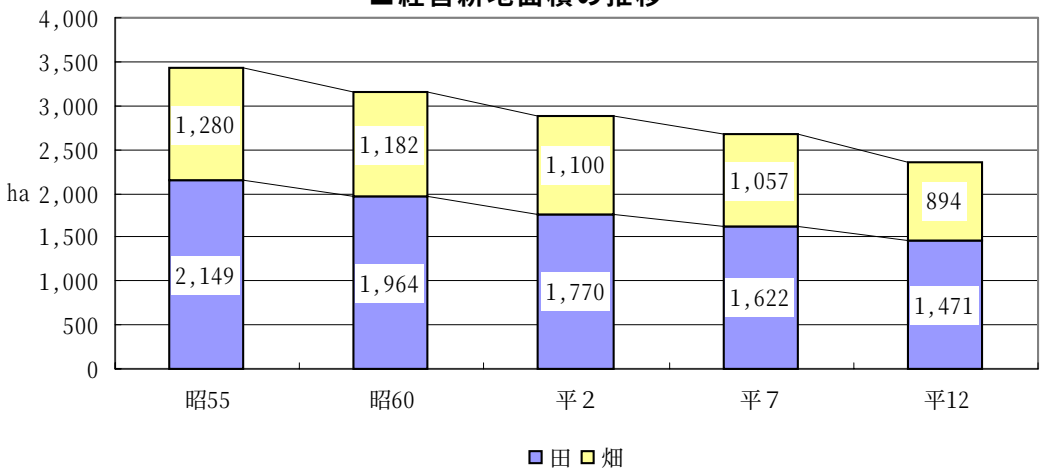

■森林の状況(H12年度)

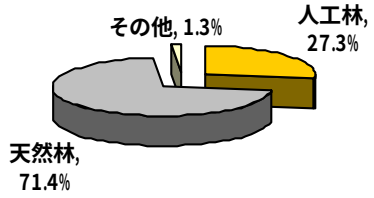

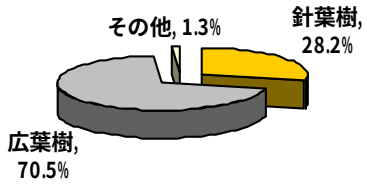

３-２　道路・交通

○本市の主要交通網は、幹線道路として国道 117 号線、292 号線及び 403 号線が走っており、長野市と新潟県十日町方面を結ぶ JR 飯山線が市内を南北方向に通過しています。

○自家用車の普及・増加に伴い、鉄道、バス等の公共交通機関は利用者が減少しており、バス路線は廃止や減便が行われ、木島から長野市へ連絡している長野電鉄河東線は平成 14 年３月をもって廃止が決定しています。

○市の南部に接する豊田村を上越自動車道が通過しており、豊田飯山ＩＣが近接しています。また、北陸新幹線飯山駅の設置が予定されています。

○市内の道路のうち、国道や県道の幹線道路のほとんどは舗装整備されていますが、道路全体の８割以上に当たる市道の舗装率は５割以下と低くなっています。

○道路交通量は増加傾向にあり、交通渋滞や騒音、排気ガスによる大気汚染を引き起こす要因になることから、快適な都市環境の保全を図るために、一層道路整備を進めていくことが必要です。

■道路網とパターン図

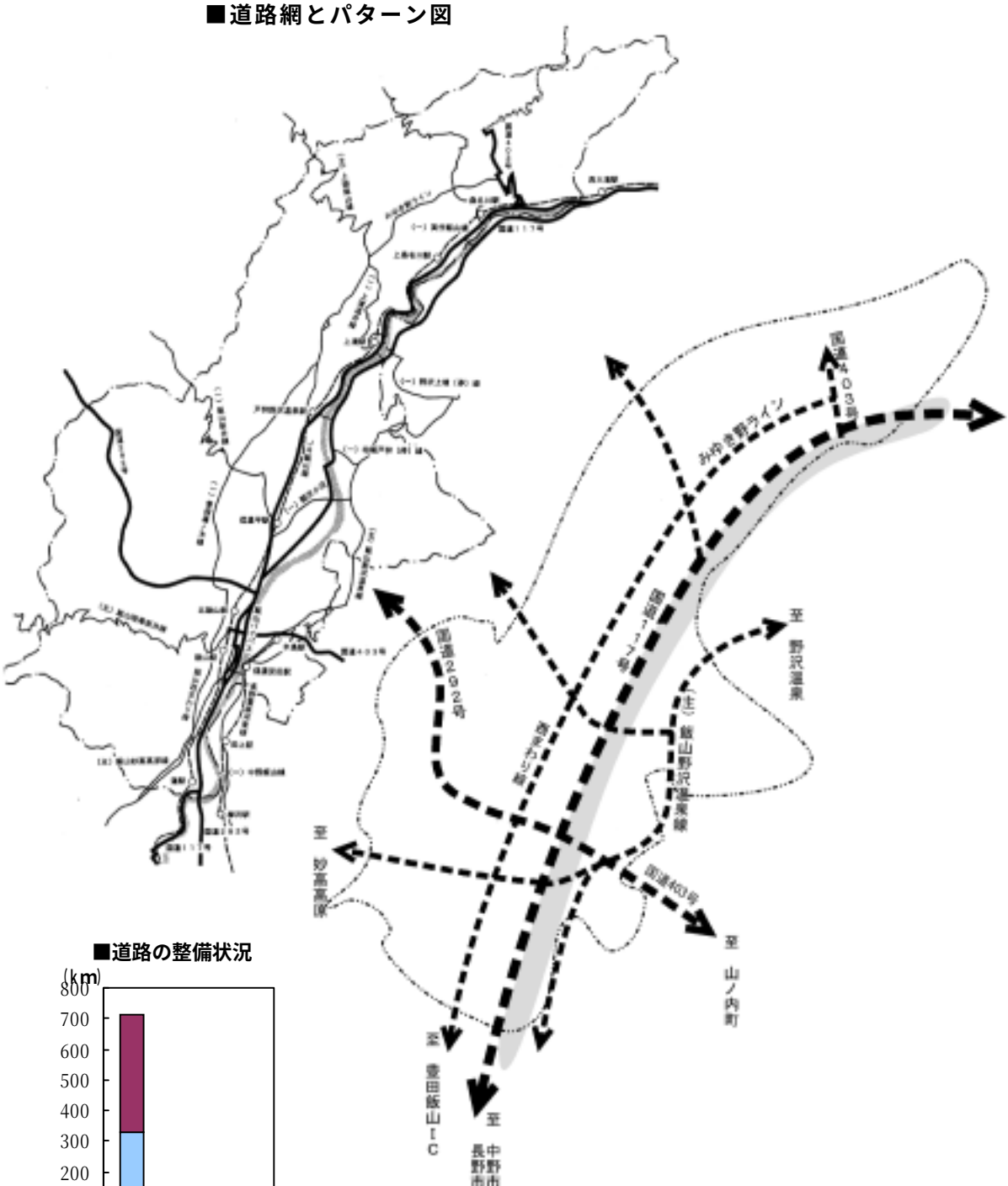

■道路の整備状況

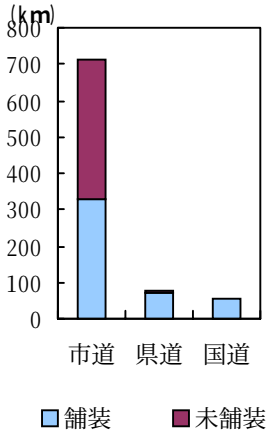

３-３　歴史・文化

○本市は、古くから信州と日本海を結ぶ交通の要所として栄えた歴史をもっており、大和朝廷時代から越後・出羽開拓における重要な駅路としての役割を担ってきました。
○その古い歴史を物語るように、市内には寺社を中心に多くの歴史的文化財が残されており、飯山ならではの特徴ある風土を築いています。
○市内には、国指定文化財が６、県指定文化財が 13、市指定文化財が 46 あります。
○多くの歴史的資源が存在することは、本市の環境を特徴づける大きな要因となっていることから、これらの資源の適正な保全と活用を図っていくことが必要です。
○千曲川や周囲の山並みによる水と緑の環境と、歴史的資源との連携を図ることにより、地域の特性を活かした個性ある環境形成に努めていく必要があります。

■重要文化財、史跡、県宝等一覧（H12 年度現在。天然記念物及び市有形文化財は省略）

種類		名称	指定年月日	所在
国	重要美術品	健御名方富命彦神別神社本殿	S23.10.1	太田
		〃　同社附属鰐口	S23.10.1	太田
	重要文化財	〃　同末社若宮八幡神社本殿	S27.7.8	太田
		白山神社本殿及び附属棟札	S27.3.29	岡山
		小菅神社奥社本殿及び附属宮殿	S39.5.26	瑞穂
県	県史跡	恵端禅師旧跡正受庵	S35.2.11	飯山
		飯山城址	S40.7.29	飯山
		勘介山古墳	H６.2.18	秋津
	県宝	桐竹鳳凰文透彫奥社脇立	S39.8.20	瑞穂
		坂絵著色観音三十三身図	S39.5.26	瑞穂
		木造伝聖徳太子立像	S54.12.17	飯山
		太刀銘天然子立像	H１.8.14	飯山
	無形民俗文化財	小菅の柱松行事	S52.11.17	瑞穂
		五束の太々神楽	H10.10.26	太田
	選択無形民俗文化財	富倉の笹寿司	H12.3.15	富倉
市	史跡	須田峰遺跡	S51.2.17	飯山
		藤ノ木の御旧跡	H4.11.7	柳原
		有尾１号古墳	H9.1.20	飯山
		法伝寺２号古墳	H9.1.20	秋津
		秋津の祭り屋台	H4.11.17	秋津
		五束の伊勢社	H10.5.18	太田
	無形民俗文化財	さつまおどり	S48.6.25	常盤
	有形民俗文化財	今井の伊勢社	S61.1.24	太田
		万仏山観音石像及び本尊	S61.1.24	瑞穂
		秋津の祭り屋台	H4.11.17	秋津
		五束の伊勢社	H10.5.18	太田

■正受庵

■小菅神社奥社本殿

３-４　景観

○本市の風景は、絵画の題材や写真の被写体として好まれていますが、このような魅力ある地域の景観を保全・創出することを目的として、「全市公園化構想※」、「飯山市景観形成基本計画※」を策定するなど、地域景観まちづくり運動を進めています。

○国道 117 号線飯山バイパス等においては、地域住民の協力を得て、フラワーロード、桜づつみ事業※などによる沿道景観づくりを進めています。また、飯山市沿道景観維持に関する指導要綱により、屋外広告物の独自規制も行っています。

○市街地を取り囲む緑豊かな山並みは、水と緑に恵まれた郷土の景観を形成している一方、千曲川や市街地を流れる中小河川の水辺環境の保全・創出を図ることによって、潤いのある景観を形成することができます。

○本市の景観は、次のような５つの骨格となる要素によって形成されています。

領域の縁取り	→	領域を限定する山並みや台地等
連続する軸	→	奥行きやつながりを感じる川や道
建物などの集積	→	市街地、集落、寺院群等
目印となる建造物や山	→	方向性を示す山や建造物等
まとまった広がり	→	まとまった田畑等

また、景観資源は、次のように６つの類型に整理することができます。

まち並みの風景	▸寺町、雁木のある通り、農村集落、住宅街
山並みや緑の風景	▸山、緑
歴史あるものの風景	▸寺社、文化財、史跡、石造物
川のある風景	▸千曲川
農村や農村集落の風景	▸農地、集落
地域の祭りやイベントの風景	▸祭り、地域行事

○本市では、住民が地域の建物の形態、色彩等の外観や緑化など良好な景観保持のルールづくりとして知事の認定を受けた景観形成住民協定を順次締結しています。

■景観形成住民協定締結地区

名　　称	協定年月	地区の特徴
小菅の里景観形成住民協定(瑞穂小菅区)	Ｈ７.12	小菅神社周辺景観保護
松倉区景観形成住民協定(飯山松倉区)	Ｈ８.12	住宅団地内の住環境整備
愛宕寺町まちづくり協定(飯山愛宕町区)	Ｈ９.６	仏閣仏壇店のまちづくり･雁木整備
中央通り線景観形成住民協定(飯山北町・田町区)	H11.７	調和あるまち並みづくり
瀬木景観形成住民協定(太田瀬木区)	H13.３	自然と調和した景観を守り、豊かで潤いのあるまちづくり
五荷景観形成住民協定(太田五荷区)	H13.３	

※**全市公園化構想…**　地域がもつ個性を活かしながら、市全体が公園と呼べるようなまちづくりを展開していくため、平成９年に策定した構想

※**景観形成基本計画…**　全市公園化構想に掲げられた「美しい景観づくり」を受けて、平成 11 年３月に策定した飯山らしい風景づくりの基本計画。①人が集う場所の風景づくり、②農村集落の風景づくり、③道沿いの風景づくり、④水辺・緑・公園の風景づくりの４つを基本方針として、具体的施策を展開していくこととしている。

※**桜づつみ事業…**　建設省(現国土交通省)が、うるおいとやすらぎのある水辺空間の創造を目指して、昭和63年に創設した事業

○歴史資源に恵まれた地域の特徴を生かし、寺社、史跡、地域の祭り等の保全・活用を図っていく必要があります。

○平成12年３月に県は、飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、豊田村及び栄村の７市町村にわたる高社山麓・千曲川下流域の優れた景観を保全・創出し、美しい景観づくりを進めるため、長野県景観条例に基づく景観形成地域に指定しました。
重点地域は５つの地域に区分され、それぞれの地域の工作物の新築、改築、外観変更等や土地の形質の変更、土石類の採取、広告物の表示・掲出の採取、広告物の表示・掲出届出を要することが定められています。

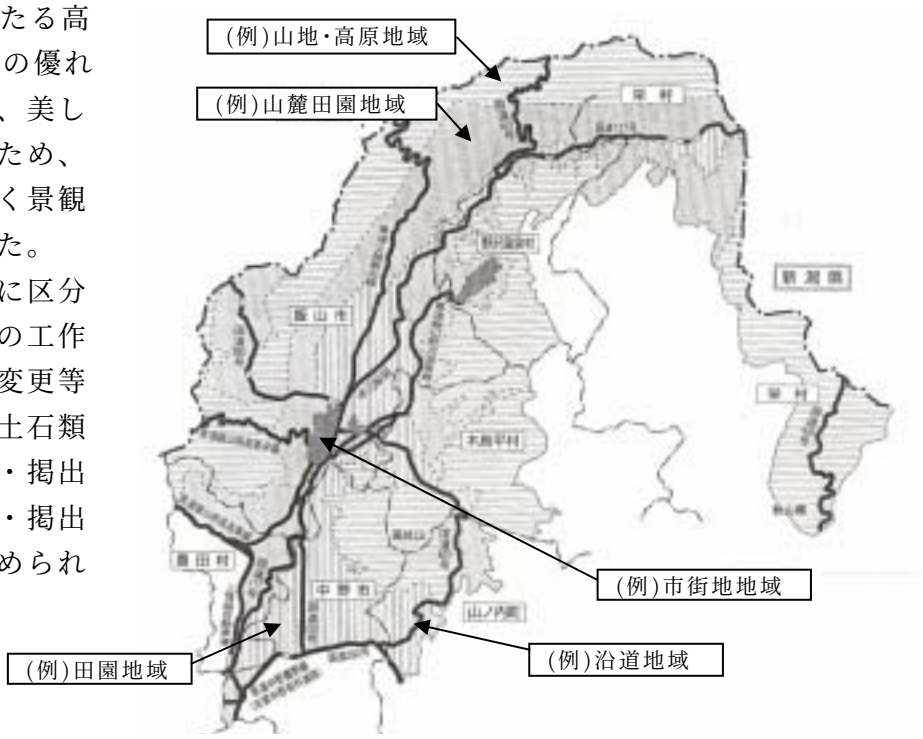

■高社山麓･千曲川下流域景観形成重点地域の指定区域及び地域区分

3-5　公園・緑地

○本市の公園・緑地は、都市公園として運動公園１か所、近隣公園１か所、街区公園が４か所設置されており、その他の公園等として本町ぶらり広場、城山公園ポケットパーク、戸狩河川公園、菜の花公園などが整備されています。

■都市公園の状況

名　　称	計画面積(ha)	供用面積(㎡)	都市計画上の分類
新町児童公園	0.16	1,646	街区公園
鉄砲町児童公園	0.14	919	街区公園
上町児童公園	0.12	1,200	街区公園
飯山駅前公園	0.34	3,416	街区公園
城山公園	6.49	64,923	近隣公園
飯山運動公園	20.8	202,200	運動公園
計	28.05	274,304	

○都市計画区域内人口１人当たりの都市公園面積は約 25 ㎡であり、県平均の 9.6 ㎡を大きく上回っていますが、供用面積のほとんどが運動公園で占めており、身近な憩いの場としての街区公園の整備が必要です。

○整備された公園以外では、各地域の寺社の境内などがその役割を果たしています。

○自然を活かした公園や気軽に行ける広場など、ふれあいと憩いの場としての公園・緑地の確保が必要とされています。

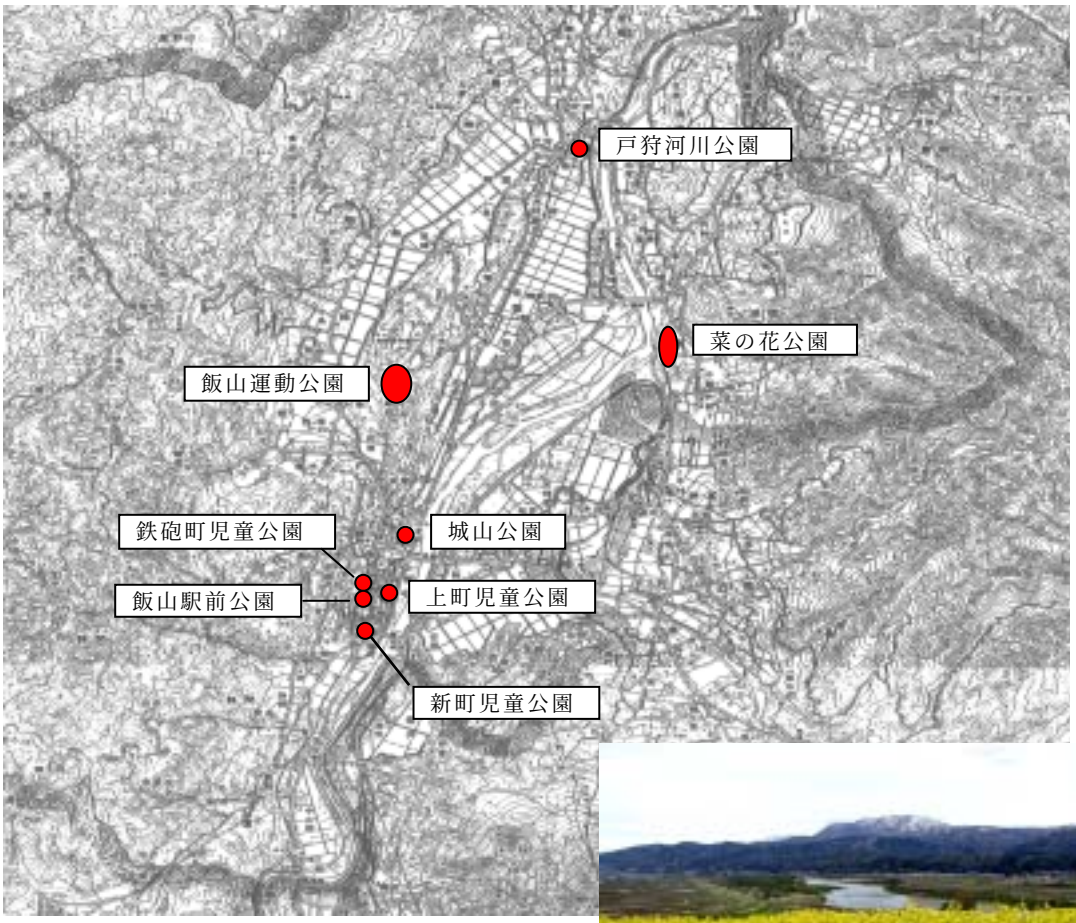

■菜の花と千曲川

都市環境に対する市民意識

○市民アンケート調査においては、「高齢者・障害者など弱者への対応」に関心が集まっています。

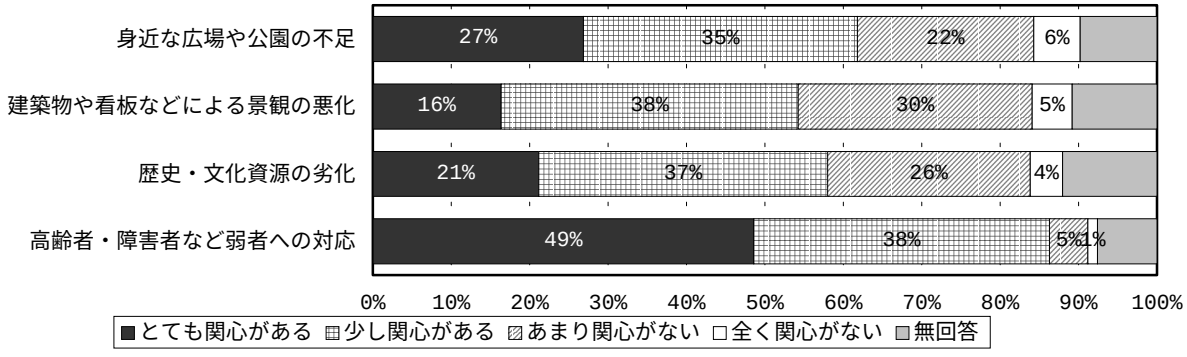

第４節　資 源 循 環

４-１　廃棄物・リサイクル

(1) ごみ・資源物の処理

○本市のごみ処理量は、経済の成長に伴い増加傾向をたどってきた後、平成４年度に「飯山市ごみ減量等推進市民懇談会」を設置し、ごみの減量とリサイクルに取り組んだ結果、平成５年度には減少に転じましが、近年、ごみ処理量は増加傾向にあります。

○平成５年度から古紙及び粗大ごみ、10 年度からガラスびん、11 年度からペットボトルを順次資源物として分別回収してきており、回収量も年々増加しています。

■ガラスびん回収車

○平成 12 年度のクリーンセンターでのごみ処理量は、可燃ごみ 5,014t、不燃ごみ 731t であり、市民一人当たりの年間処理量は 217kg となっています。人口が減少傾向であるのに対し、ごみ処理量は斬増傾向にあるため、市民一人当たりのごみ処理量は増加傾向にあります。

○また、ごみと資源物等を合わせた処理量は 6,677ｔであり、市民一人当たりの年間排出量は 253kg となっており、10 年前の平成３年度と比べると 33%増加しています。

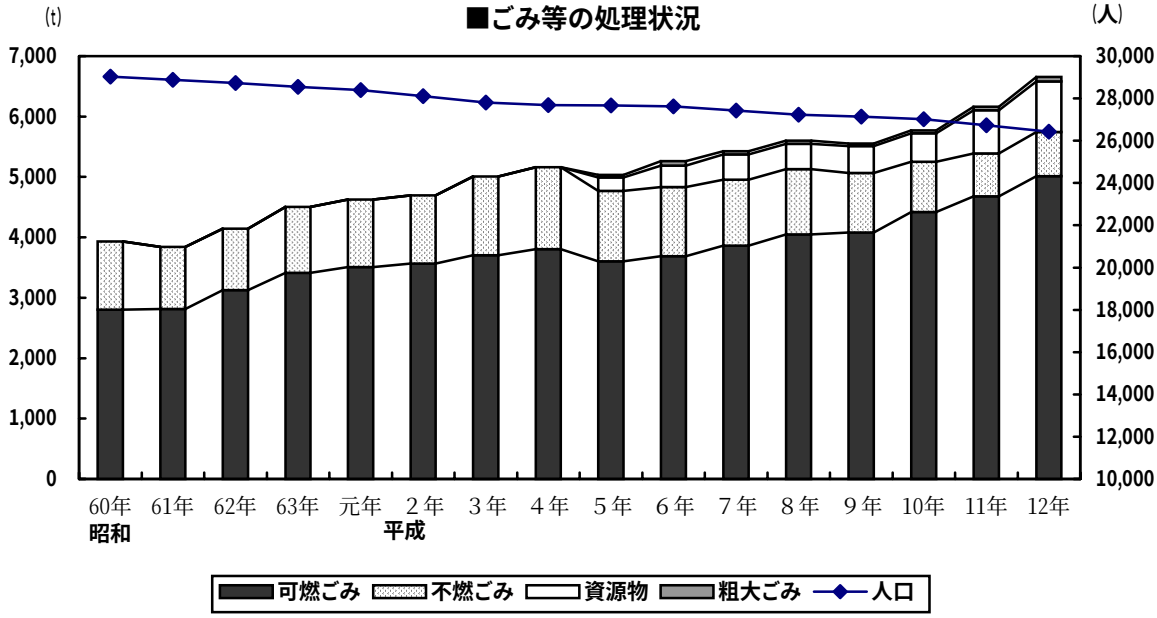

○本市では、分別排出の徹底、生ごみ堆肥化等による自家処理の推進、リサイクルの推進、ごみ問題に対する意識の向上等を柱としたごみ減量行動計画の推進を行っており、平成 12 年度のごみ等の資源化率は 17.9%、リサイクル率は 21.5%となっています。

○市では、資源物回収(古紙)助成金、生ごみ処理容器購入費補助金及びごみ等集積施設整備事業補助金交付制度により、ごみの減量化・再資源化の推進を図っています。

■平成１２年度ごみ等処理量とリサイクル量

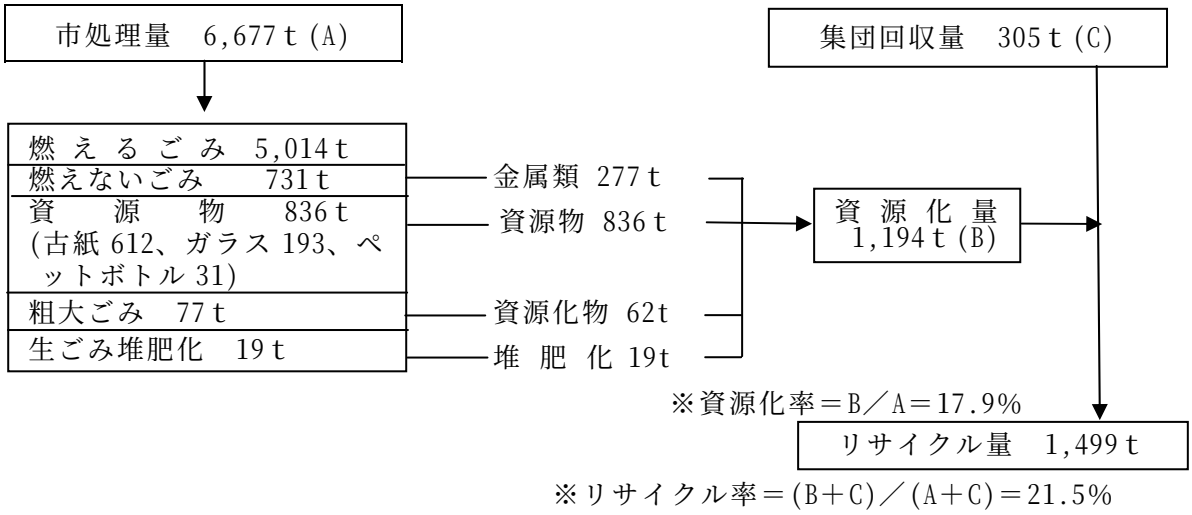

■リサイクル率･資源化率の推移

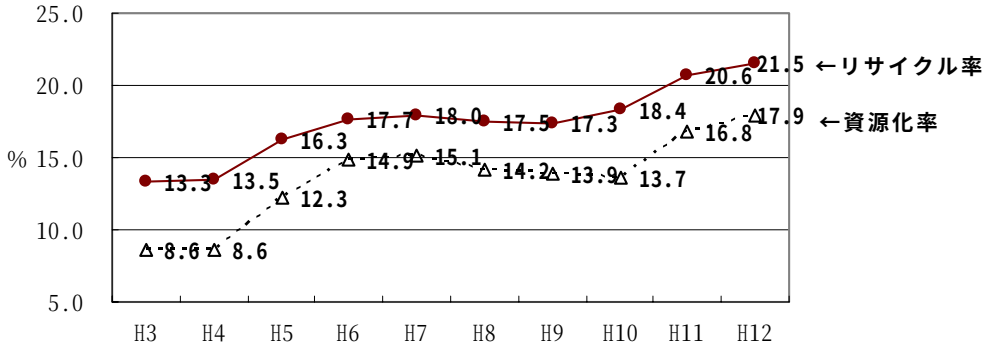

(2) ごみ処理施設

○市で収集したごみは、岳北広域行政組合の岳北クリーンセンターにおいて野沢温泉村及び木島平村と共同で処理されています。

○クリーンセンターに搬入された燃えるごみ及び燃えないごみは、焼却、破砕、選別プレス等処理された後、鉄・アルミについては資源として売却、焼却灰は民間業者に処分委託し、その他の破砕ごみは野沢温泉村にある組合の最終処分場※で埋立処分されています。

○容器包装リサイクル法※の施行によるガラスびん及びペットボトルの分別収集に対応するため、平成 10 年にはクリーンセンターに併設してストックヤード※を整備しました。

○クリーンセンターは昭和 60 年から稼動し、現在 17 年目を迎え、老朽化が目だってきたことや、多種多様なごみ処理に対応できなくなってきたことから、新施設の建設に向け検討が始まっています。

※**最終処分場…**　最終的に廃棄物を埋立処分する施設

※**容器包装リサイクル法…**　商品の容器や包装であるびん、缶、紙、プラスチック製のものをごみから分別して回収、リサイクルするための法律

※**ストックヤード…**　家庭から出されるガラスびん、ペットボトル等の再資源化が可能なごみの品質を保ち、量を集めて、より経済的に再資源化するための保管施設

■中間処理施設

名　　称	岳北クリーンセンター
所 在 地	飯山市大字瑞穂 4656
使用開始	昭和 60 年４月
敷地面積	18,080 ㎡
処理能力	流動床式焼却施設　　40ｔ/16 時間　１炉
	不燃物処理資源化設備　15ｔ/５時間

■ストックヤード

使用開始	平成 10 年 10 月
構　　造	鉄骨平屋建て
所 在 地	岳北クリーンセンター敷地内
建築面積	214 ㎡
処理能力	ガラスびん保管容量　　105m^3
	ペットボトル保管容量　　29m^3
	ペットボトル圧縮能力　150～200kg/時

■安定型最終処分場

名　　称	岳北クリーンセンター最終処分場
所 在 地	野沢温泉村大字虫生 2530
使用開始	昭和 60 年 12 月
埋立面積	12,000m^2
埋立容量	57,484m^3

(3) 不法投棄対策

○近年、空き缶等のポイ捨てだけでなく、家庭の一般ごみ、粗大ごみなど多種多様なごみが山林、河川、空き地等へ投棄されるようになってきました。不法投棄を未然に防止するため、県では平成 12 年４月から不法投棄監視員連絡員※を設置し、定期的にパトロールを実施しています。

○また、市では、平成 12 年１月から、環境保全推進員※を設置し、道路、公園等を中心に定期的な巡回、監視、回収などを行っています。

○不法投棄があった場合は、投棄者の特定を行い、回収や撤去指導を行っていますが、投棄者が不明な場合や人通りがある道路沿いなどでは、必要に応じて地元住民、関係団体等の協力を得ながら撤去を行っています。不法投棄の発見・通報件数は増加傾向にあります。

■不法投棄現場

※**不法投棄監視連絡員…**　県知事の委嘱を受け、廃棄物の不法投棄や野焼き等の不適正処理の未然防止と被害拡大防止のため、担当区域のパトロールを行う者

※**環境保全推進員…**　環境保全上支障のある事象の発生状況の調査、監視等や道路、公園等のポイ捨てごみ、不法投棄ごみの回収など、環境モラルの向上と環境の監視を行うため、市が委嘱している者

４-２　エネルギー使用

(1) 水道使用量

○本市の上水道使用量の推移をみると、緩やかな増加傾向を示しています。これは、給水人口が増加していることを反映したものとも考えられます。また、配水量に対する使用量である平成 12 年度の有水率は 78.3%であり、近年向上しています。

■上水道使用量の推移

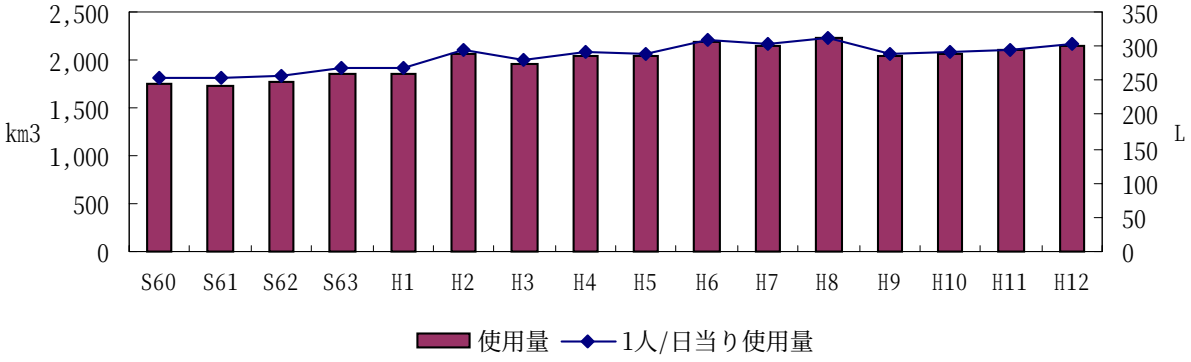

■上水道有水率の推移

	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	10年度	11年度	12年度
有水率	74.3%	75.4%	76.4%	77.8%	78.0%	75.1%	75.3%	77.0%	78.3%

(2) 電力消費量

本市の電力消費量の推移は、年により変化があるものの、全般的な増加傾向を示しています。また、季節変動については、夏と冬の消費量が多くなる傾向となっています。

■電力消費量の推移（合計:Mwh）

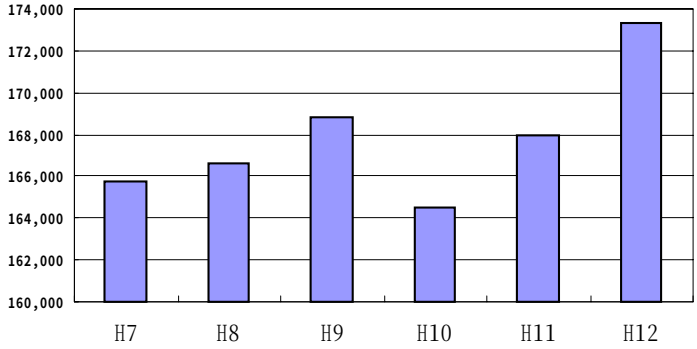

■月別電力消費量(Mwh)

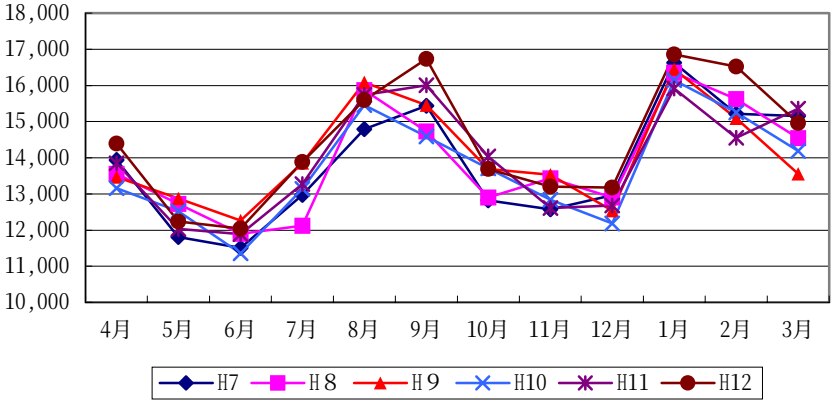

資源循環に対する市民意識

○市民アンケート調査においては、「ごみの処理、減量やリサイクル」に関心が集まっています。

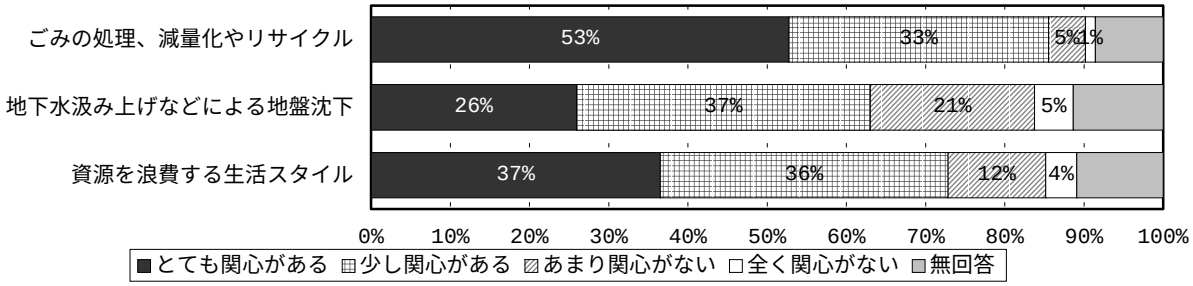

第５節　地球環境問題

5-1　地球温暖化の防止

○地球は、二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス※」と呼ばれる微量ガスの温室効果によって、現在の気温を維持してきました。しかし、産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料を継続的に燃焼し続けたことにより、大気中の二酸化炭素などが著しく増加し、その結果、温室効果によって宇宙空間に放出されるはずの熱が大気中にとどまるようになってしまい、地球の温暖化が引き起こされてきています。地球温暖化に影響のあるガスのうち、二酸化炭素が約６割を占めていると考えられていることから、二酸化炭素の排出抑制が地球温暖化防止における最大の課題とされています。

○平成９年 12 月に京都で開催された第３回締約国会議において、「京都議定書」が採択され、2008 年から 2012 年までの間に、温室効果ガスを 1990 年対比として締約国全体で５％排出削減を行うことが規定され、このうち日本の割当量は６％となっています。

○二酸化炭素の排出は、日常生活とも密接な関連があり、自動車運行時、電力消費時、ごみの焼却の際にも二酸化炭素が排出されています。

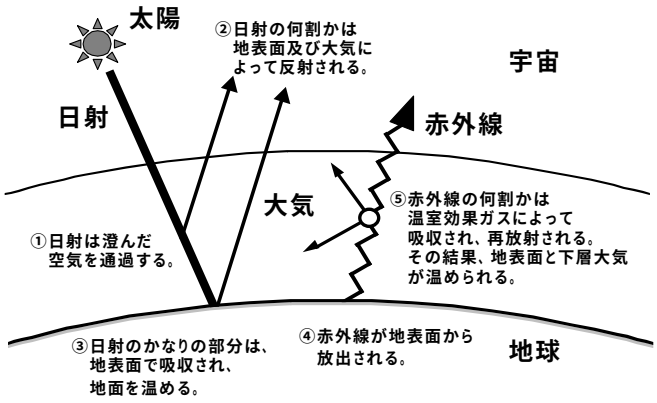

資料：「気象庁」

■温室効果のしくみ

5-2　オゾン層の保護

○オゾン層とは、地球を取り巻いている成層圏下層（高度 15Km～30Km）の比較的オゾンが多く含まれている層のことであり、有害な紫外線を吸収し、地球上の生命を守っています。しかし、60 年ほど前に発明されたフロン（正式名称 CFC：ｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ）が広く使用されたことにより、この 20 年～30 年の間にオゾン層が急激に破壊されてきています。このオゾン層の破壊により、有害紫外線の到達率が増加することで、皮膚がん、白内障による失明の増加、作物収穫量の減少、魚類の減少などの影響があると考えられています。

※温室効果ガス…　太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは熱エネルギー(赤外線)が放出される。大気中には、この赤外線を蓄える「温室効果ガス」があり、これにより大気の温度が上昇する。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の６種類を規定している。

○国際的に協力してオゾン層の保護を図るために、昭和 60 年に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が、また昭和 62 年には「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されました。日本では、平成４年のモントリオール議定書第４回締約国会合において、オゾン層破壊物質の回収・再利用・破壊の推進を図ることが議決されたことを受け、「フロン回収促進のための支援事業」や「フロン破壊モデル事業」の実施を図っています。

○本市では、平成８年度から 12 年度まで、クリーンセンターへ直接搬入される冷蔵庫を対象に、フロンの回収を行ってきました。

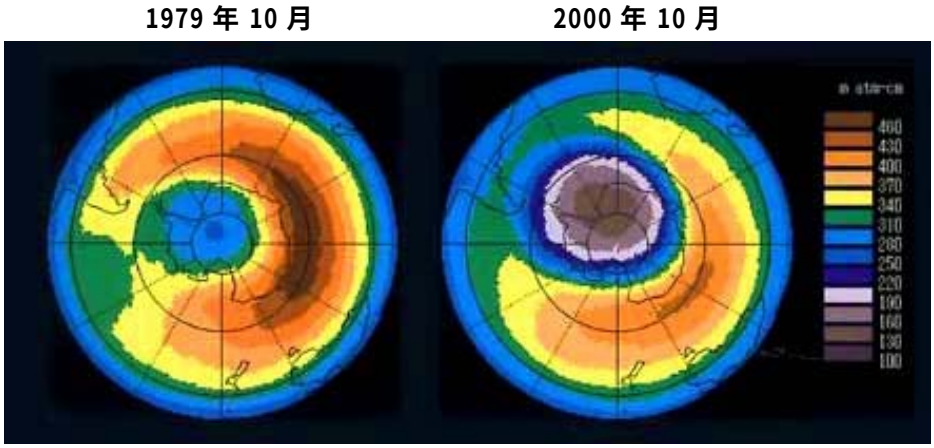

■南極におけるオゾンホールの変化

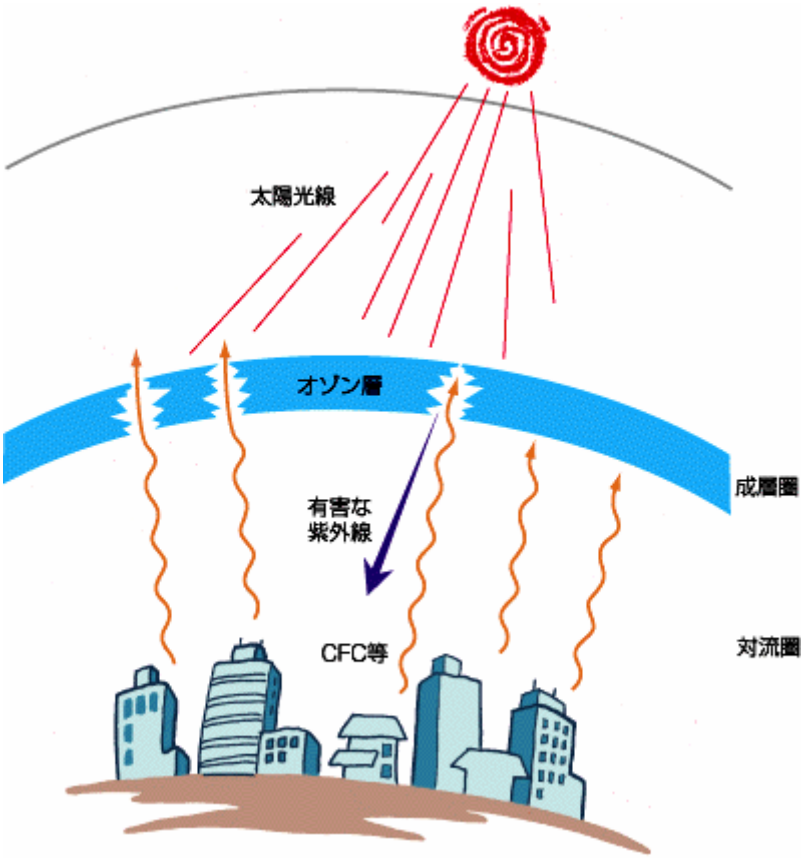

５-３　酸性雨の防止

○酸性雨とは、硫黄を含む化石燃料（石油や石炭）を燃焼させることにより、硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中に放出され、大気中で硫酸や硝酸などに変化した後、
・発生源周辺で乾性降下物として地上に降下する
・遠くまで飛散していき、強度の酸性度を示すなどして地上に落下する
といった現象のことです。

○酸性雨は、一般的に pH5.6 以下のものとされていますが、湖水は pH5.5 まで下がると魚が死滅し、森林では pH3.0 以下の酸性雨が降り注ぐと、可視的障害や成長抑制をもたらすことが実験によってわかっています。

○酸性雨問題に関しては､北米やヨーロッパにおいて早くから問題となってきましたが､東南アジア地域においても酸性雨問題が現実のものとなりつつあることから、国際的取り組みを進めることが急務となってきています。日本は、東南アジア地域における地域共同の第一歩として､「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク構想」を提唱してその実現に努めており､その結果平成 12 年までのできる限り早い時期に､酸性雨モニタリングネットワークを稼働させることとなっています。

地球環境問題に対する市民意識

○市民アンケート調査においては､すべての地球環境問題に関心が寄せられていますが､そのなかでは「地球温暖化」､「オゾン層の破壊」､「エネルギーや資源の減少」が多くなっています。

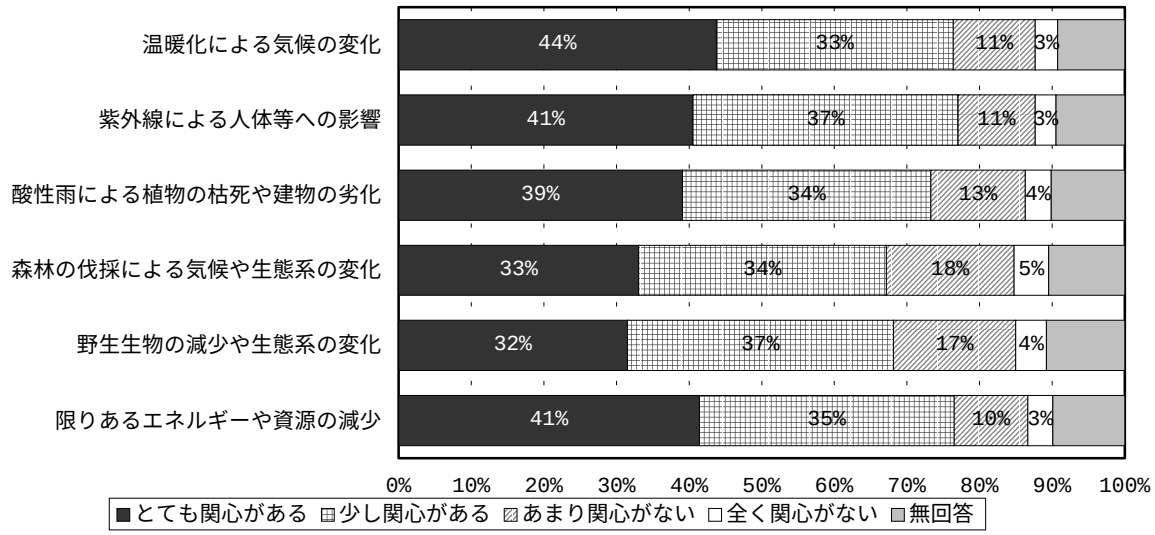

第６節　環境保全活動・環境教育

６-１　環境保全活動

(1) 地域環境美化活動

○地域の清潔な生活環境を保持するため、市内の各地域では年２～３回の区内清掃や河川清掃を実施しています。特に、市では４月の第３日曜日を「全市一斉清掃日」、７月の第３日曜日を「河川清掃日」と位置づけ、全市一斉の清掃活動を展開しています。

○空き缶等の散乱防止を図るためには、行政、事業者及び消費者が一体となった防止対策の取組みが必要であることから、長野県では５月下旬に県下一斉に「環境美化運動の日一斉行動」を実施しています。本市でも県の運動に合わせ、毎年、市民・事業者の参加により、空き缶等の回収やポイ捨て防止の啓発活動を行っています。

(2) 地域における環境保全事業

○清らかで安全な河川環境の保全のため、市内には 11 の中小河川周辺の市民が 16 の河川愛護団体を結成し、毎年、草刈りや清掃活動を行っています。

○本市では平成３年から、「生き生き地域づくり事業」として、住民が自ら考え、自ら行う事業に対し助成を行い、地域の活性化を図っていますが、環境の保全及び創造に関連する事業を実施している地域が多くあります。

■生き生き地域づくり事業における環境保全関連への取組み

年　　度	地　　区	事　業　内　容
平成４年	岡山下境区	集落上部にある農業用ため池周辺を憩いの場として整備し、周辺道路の整備や弁天島への架橋、魚の放流等を実施
平成５年	太田五束区	古くからあったという大桜にちなみ、地域に 200 本の桜の苗木を植えて、桜の里を実施
平成６年	木島吉区	かつて乱舞した蛍の生息地を回復維持するため、地区内の湧水を活用して発生環境を整備
平成７年	木島其綿区	根越用水路沿いに桜を植樹し、地域一帯を桜の里として整備。広場に夜間照明を設置し、住民憩いの盤を設置
平成９年	秋津飯駒区	遊休農地を利用してフラワーパークを整備するとともに、森林公園を整備し、住民のふれあいの場を設置
平成10年	外様顔戸区	住居跡地にふるさと公園を整備し、番持石、北澤医院石柱、ブランコ、すべり台等を設け、住民ふれあいの場を設置
平成10年	木島下木島区	鬼の伝説と県天然記念物の大ケヤキのある神社周辺を大ケヤキの里公園として整備
平成12年	岡山上境区	区内の城址を中心に、グリーンツーリズム事業にも対応できる、自然を満喫できる公園を整備
平成12年	太田五荷区	昔からの地区のコミュニティの中心であった薬師堂薬師周辺を住民憩いの広場となる花の公園として整備

６-２　環境教育

○環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現していくためには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する意欲や環境問題の解決に資する能力を育成することが重要です。

○本市では、次世代を担う子供たちに、自然体験や生活体験の機会を積み重ねていくことが環境教育としての重要課題として位置づけ、自然環境の保全に関する啓蒙・啓発を進めるために「親子自然観察会※」、「せせらぎサイエンス※」、「スターウォッチング(星空継続観察会)※」等の開催や「こどもエコクラブ※」への参加などの環境教育を推進しています。

○公民館においても、青少年教育、成人教育、教養セミナー等の講座において、環境に関わる公演会や体験学習を毎年行っています。また、「飯山市生涯学習基本構想※」に基づき実施している地域等への出前講座においても、環境に関わる講座の要請が多くなってきています。

■環境教育の実施状況

種　別	概　要	活動状況		参加人数
		年　度	実施場所	
親子自然観察会	・親子で参加する自然観察会 ・長野県自然観察インストラクター※による解説	平成６年度	茶屋池	35
		７年度	斑尾高原原生花園	29
		８年度	野々海池	18
		９年度	茶屋池・ブナの巨木の谷	47
		10年度	斑尾高原原生花園	20
		11年度	（雨天中止）	
		12年度	野々海池	25
せせらぎサイエンス	・市内小学生を対象 ・水生生物と水環境との関連を学習 ・長野県自然観察インストラクターによる解説	平成４年度	広井川（外様尾崎）	13
		５年度	広井川（外様尾崎）	20
		６年度	広井川（外様尾崎）	13
		７年度	広井川（外様尾崎）	38
		８年度	運上川（岡山上境）	38
		９年度	寒　川（岡山藤沢）	42
		10年度	広井川（外様尾崎）	43
		11年度	寒　川（岡山藤沢）	35
		12年度	寒　川（岡山藤沢）	54
こどもエコクラブ	・環境学習、環境保全に関する活動の支援 ・市内小中学校	主な参加校 平成10年度　木島小学校・第三中学校 平成12年度　岡山小学校		

※**親子自然観察会…**　身近な山や高原の自然に親しみながら、植物等について自然観察インストラクターの解説により親子で学習するための観察会

※**せせらぎサイエンス…**　身近な河川や湖沼の水質の状況、水辺の生物、水中生物などについて、水と親しみながら観察・調査を行い、水を取り巻く環境について自然観察インストラクターの解説により学習するための観察会

※**スターウォッチング(星空観察会)…**　星空を観察するという方法を通じて、大気汚染の状況や光害による夜空の明るさの増大などの状態を調査し、大気環境保全の重要性を認識するための星空継続観察会。環境省等が呼びかけ、市町村、学校、市民グループなどの協力を得て、夏と冬の年２回実施している。

※**こどもエコクラブ…**　子どもたちが地域において主体的に環境学習や環境保全行動に取組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つこと支援するために環境省が小中学生を対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ

※**飯山市生涯学習基本構想…**　「夢とぬくもりある生涯学習のまち」実現に向け、生涯学習を推進するために基本的な指針として、平成10年３月に策定した構想

※**自然観察インストラクター…**　多くの人が自然に親しみ、自然の大切さを理解するため、市町村や学校、子ども会などが行う自然観察会において、自然に関する解説をするために県に登録された者

第７節　市民意識に見る環境問題

７-１　市民アンケート調査結果

市民の環境への関心や、環境への取り組みの現状を把握するために平成 12 年１月にアンケート調査を行いました。回収率は 45%であり、市民の環境への関心が比較的高いことが示されました。

アンケート調査実施状況

・調査地域　：　飯山市全域
・調査対象　：　市内在住の 20 歳以上の男女
・抽出方法　：　無作為抽出
・調査方法　：　調査用紙の郵送
・実施時期　：　2000 年１月
・発送部数　：　2000 部
・回収部数　：　900 部
・回収率　　：　45.0%

(1) 市全体の環境について

市全体の環境の現状に関する印象については、「風景の美しさ」や「自然の豊かさ」、「歴史・文化の豊かさ」などが認識されています。一方、今後については「水のきれいさ」や「福祉に配慮されている」、「災害にも安全で安心」などについての改善志向が強くなっています。

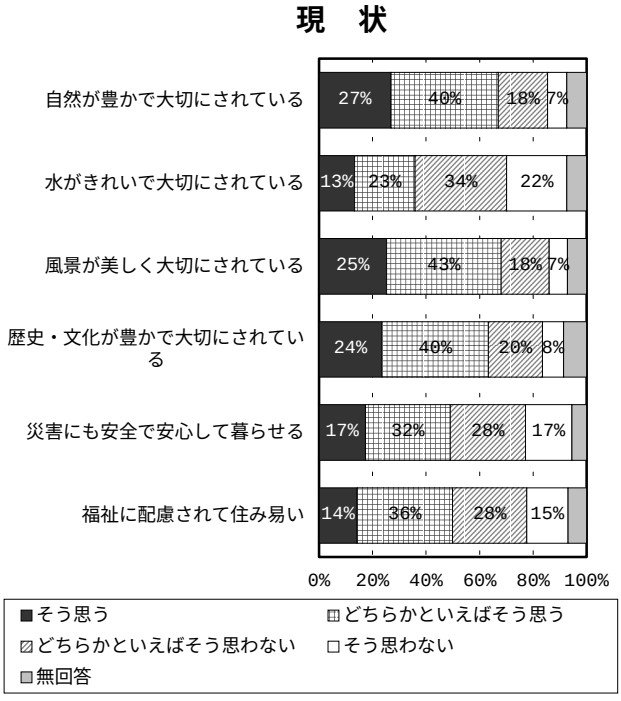

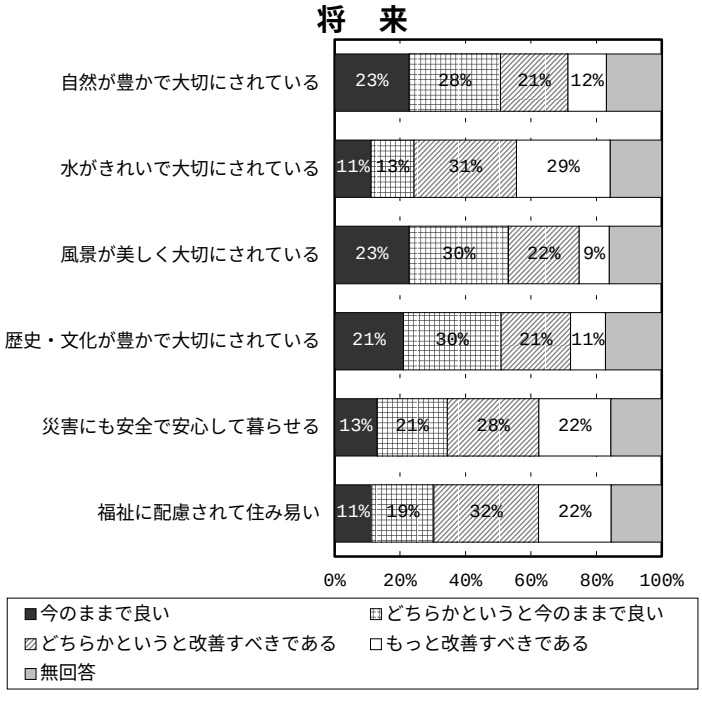

(2) 周辺の環境について

住まい周辺の環境の現状については、「空気のきれいさ」や「まちの静かさ」、「田畑の多さ」、「樹林や樹木の多さ」などが認識されています。一方、今後については「川の水のきれいさ」や「身近な公園や広場存在」、「まちのきれいさ」、「ごみ出しのマナー」などについての改善志向が強くなっています。

現状

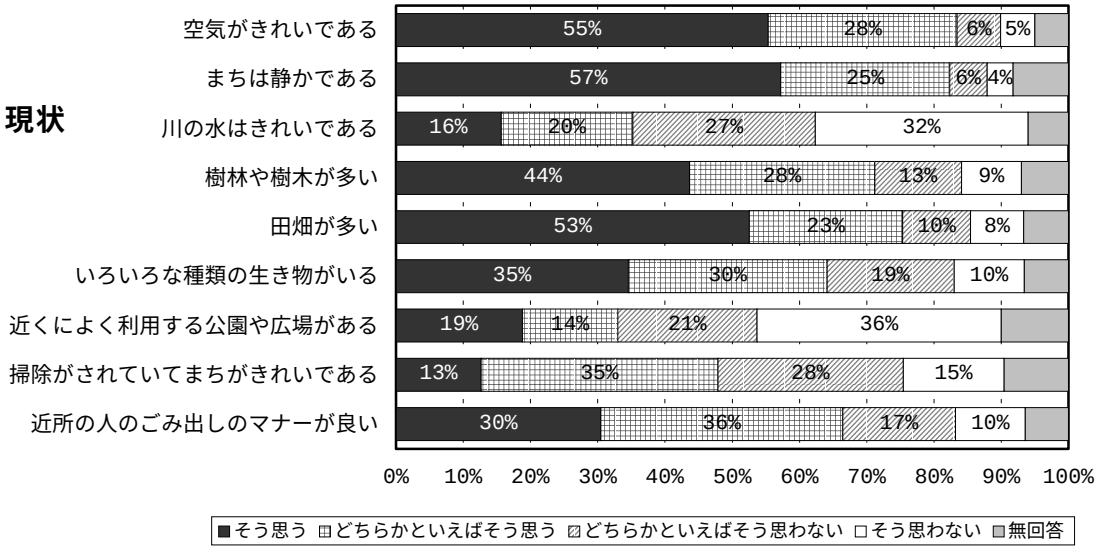

将来

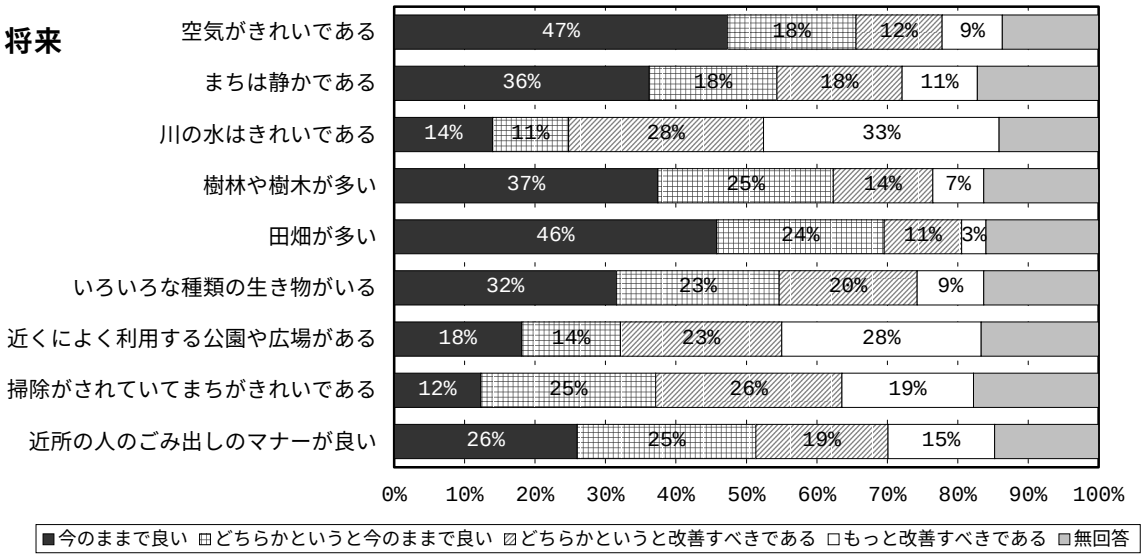

(3) 環境をよくするために優先すべきこと

環境をよくするために優先して行うべきこととしては、「ごみの減量やリサイクルの推進」や「農地の保全」、「環境にやさしい生活スタイルへの変革」などに対する意識が高くなっています。

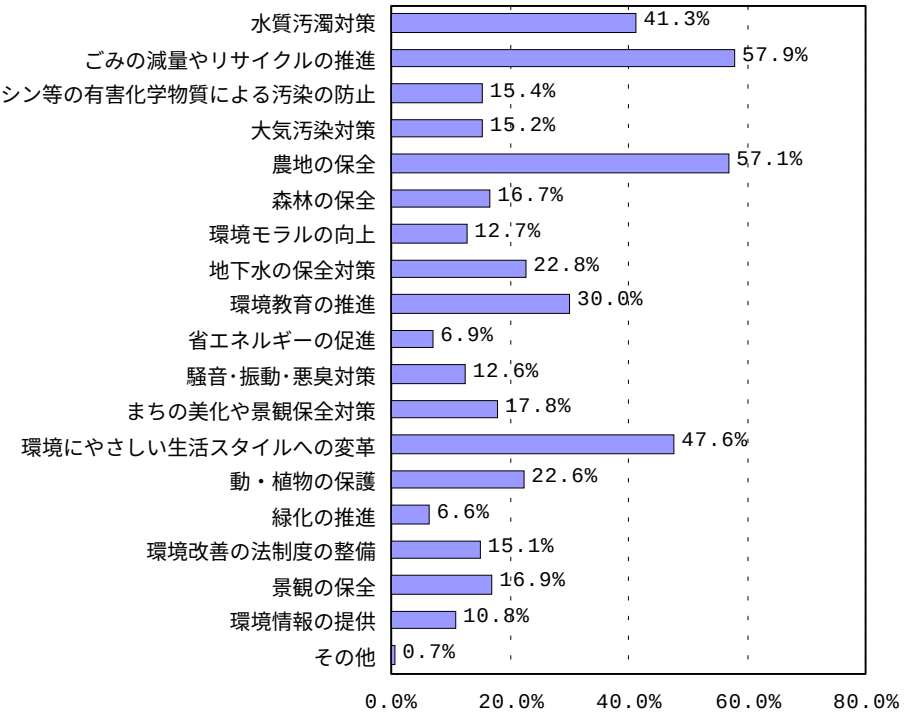

(4) 環境問題解決のための責務

環境問題を解決するために、どの主体の責任や努力が必要であるのかについては、項目によって異なる主体が考えられていますが、全体としてはどの項目についても「市民･事業者･行政の協力」が必要と考える割合が非常に高くなっています。

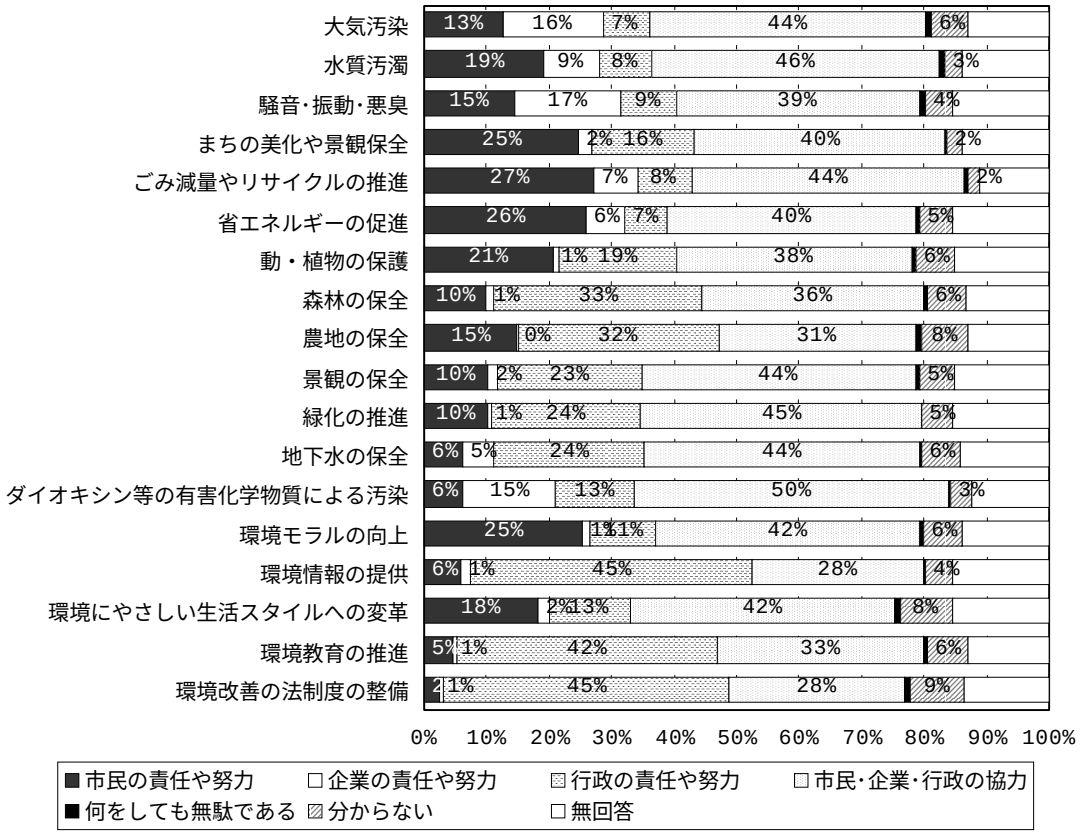

(5) 環境行動の実施状況

日常生活の中での環境行動については、「ごみは分別して出す」や「生ごみを流さない」、「ごみのポイ捨てをしない」、「廃品回収に協力する」などが、高い割合で実行されていることがわかります。今後は、実行されている割合が低い環境行動についての啓発を行っていくことが必要であると考えられます。

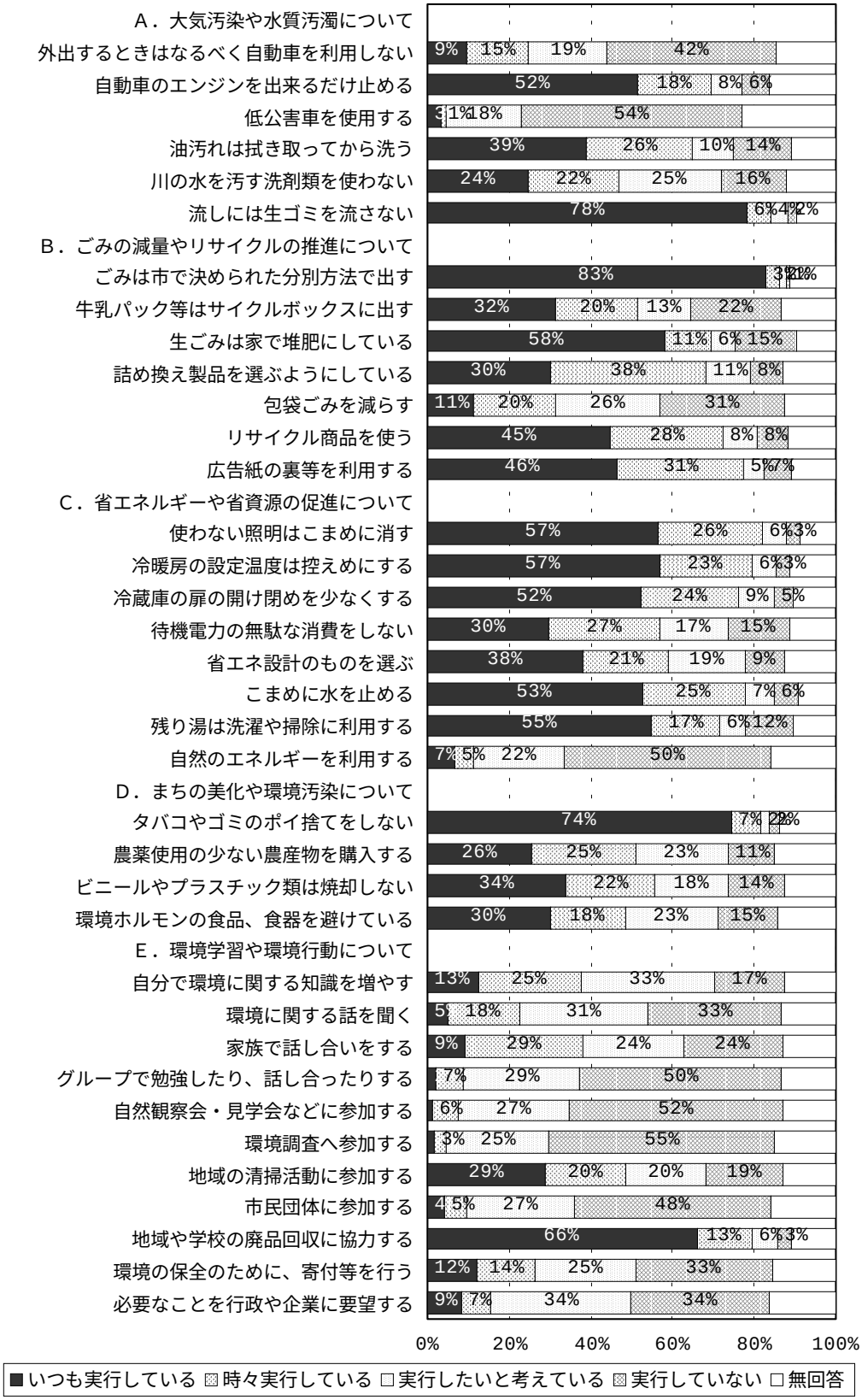

(6) 環境の改善に必要なこと

環境をよくするために必要と思われる事がらについては、「参加しやすい催しの開催」や「補助制度等行動を助ける仕組み」を必要と考える割合が高くなっています。日常生活に関わる事項とともに、行政に関わる事項の必要性も認められています。

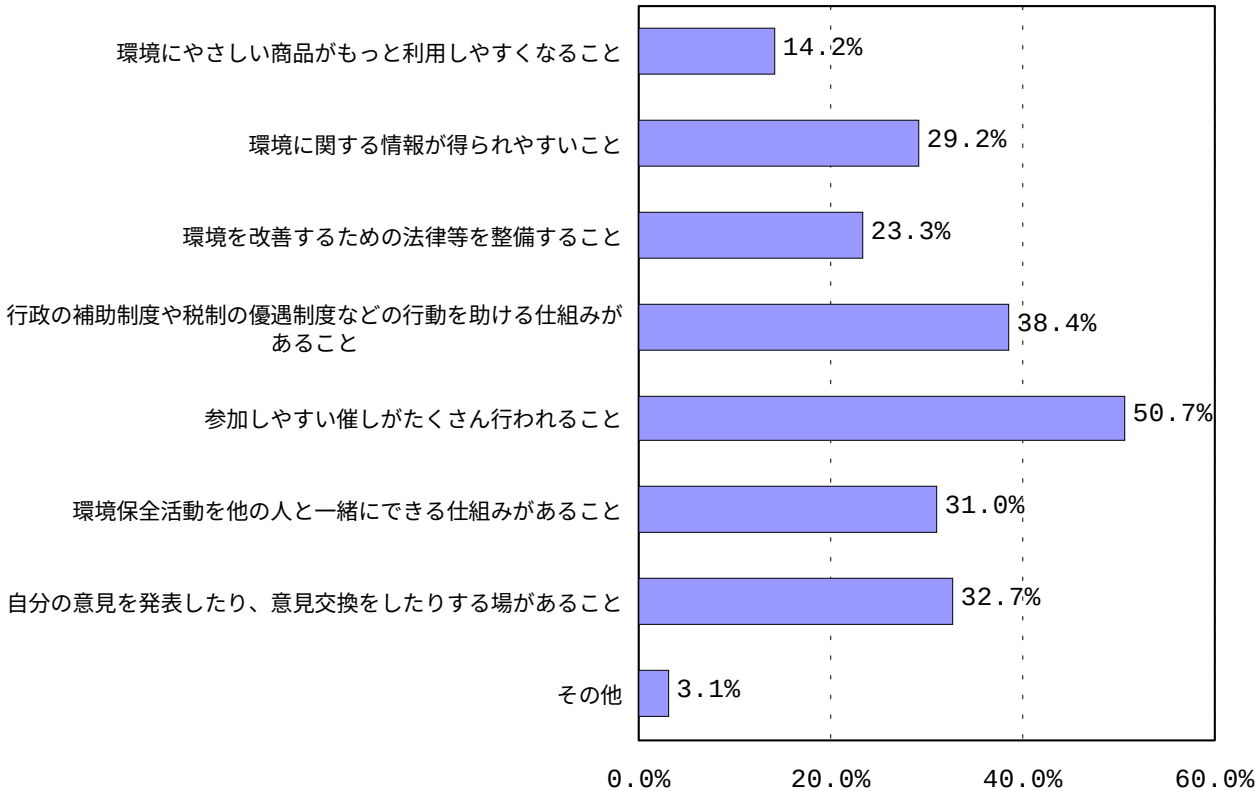

７-２　事業者アンケート調査結果

市内の事業者の環境への関心や、環境への取り組みの現状を把握するために行ったアンケート調査は、回収率が 48%という結果でした。

アンケート実施状況

・調査地域　：　鈴鹿市全域
・調査対象　：　鈴鹿市内に事業所をおく事業者
・抽出方法　：　無作為抽出
・調査方法　：　アンケート用紙の郵送
・実施時期　：　2000 年 1 月
・発送部数　：　300 部
・回収部数　：　144 部
・回収率　　：　48.0%

(1) 環境への配慮事項

日常業務の中で環境のために配慮していることとしては、「紙の使用量の減少」、「節電」、「ごみの減量･分別」、「古紙回収等への協力」をあげる事業者が多くなっています。今後は、配慮されている割合が低い項目に対して啓発を行っていくことが必要です。

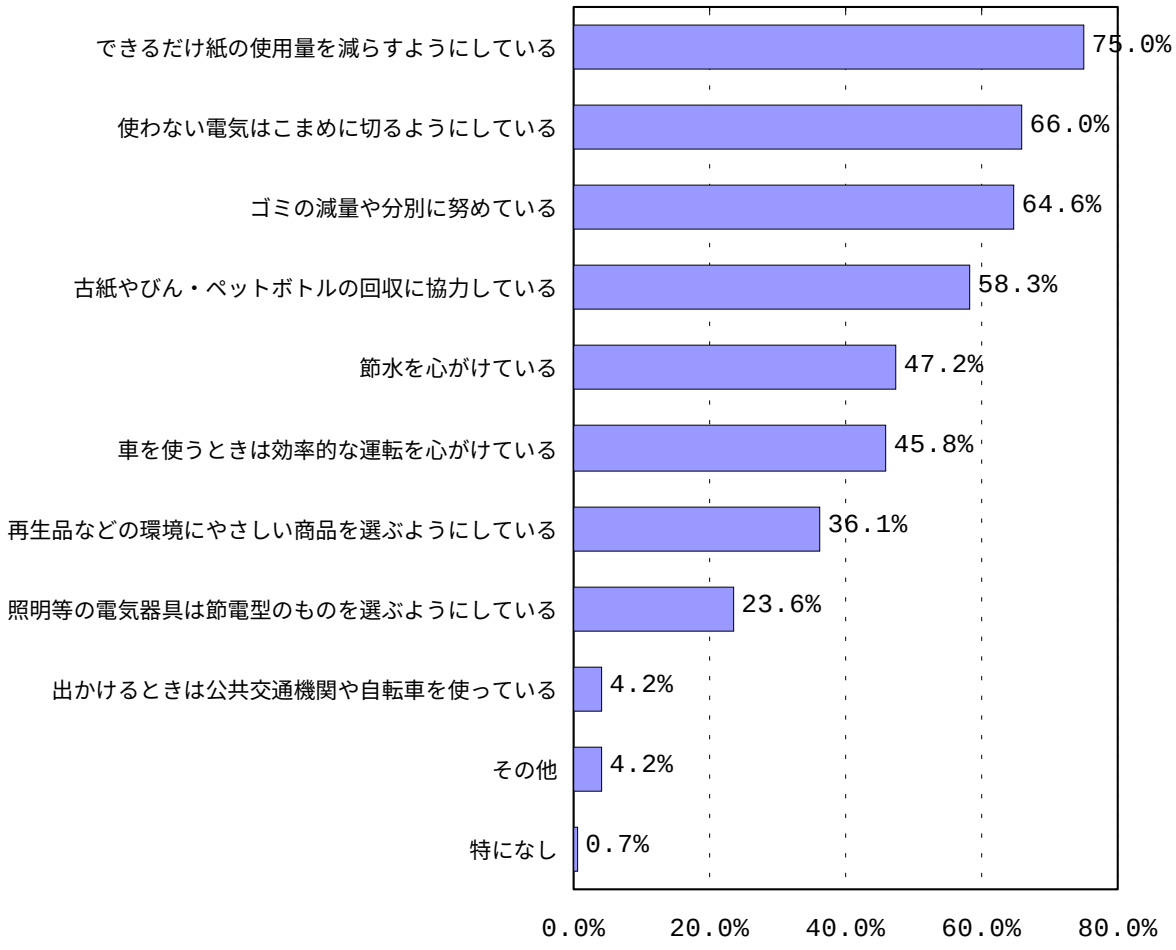

(2) 地域環境美化に対する取組み事項

事業者が地域の環境のために行っている取り組みとしては、「清掃活動」や「緑化」の割合が非常に高くなっています。また、「特になし」とする事業者は少なく、全体として何らかの形で地域の環境のために取り組んでいる事業者の姿勢がうかがえます。

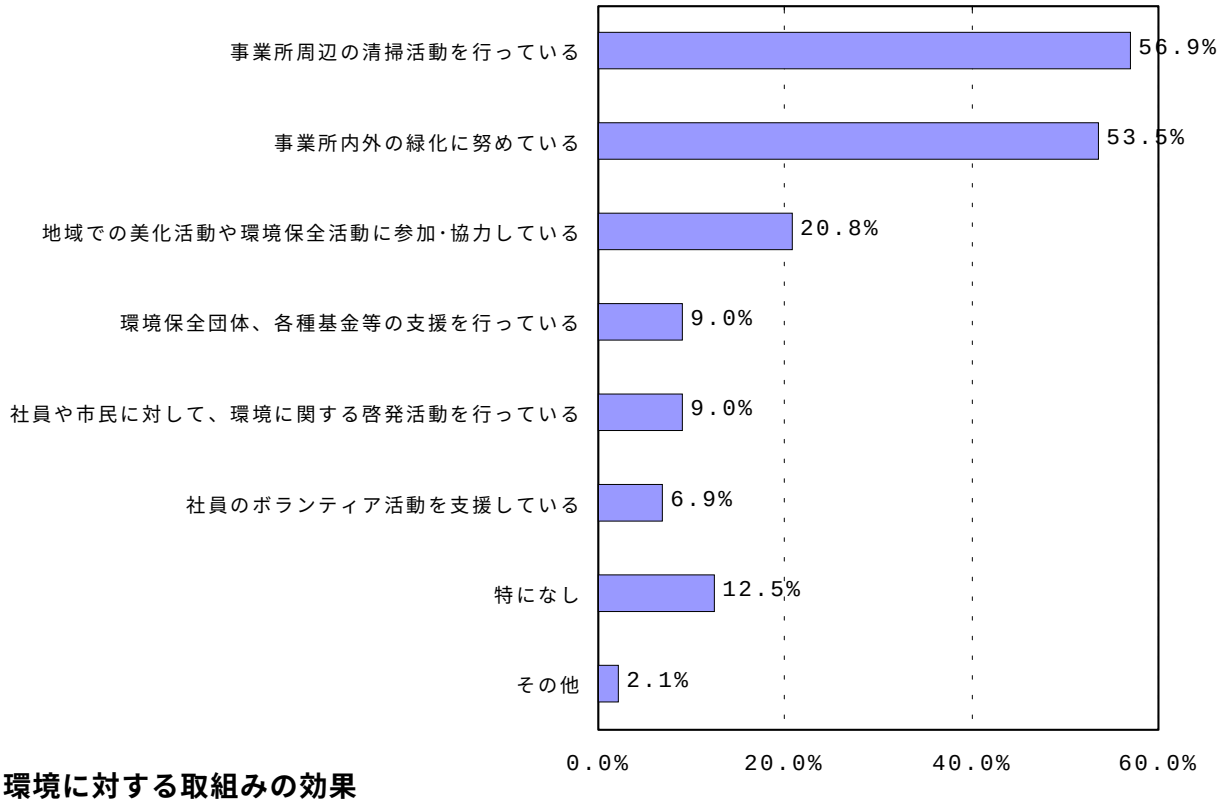

(3) 環境に対する取組みの効果

環境に対する取り組みで上がった効果については、「環境に対する従業員の意識の向上」と考えている事業者の割合が最も高くなっています。一方、「特に効果はなかった」や「負担となっている」と考える事業者も存在しており、実効性に関して事業者の認識は別れています。

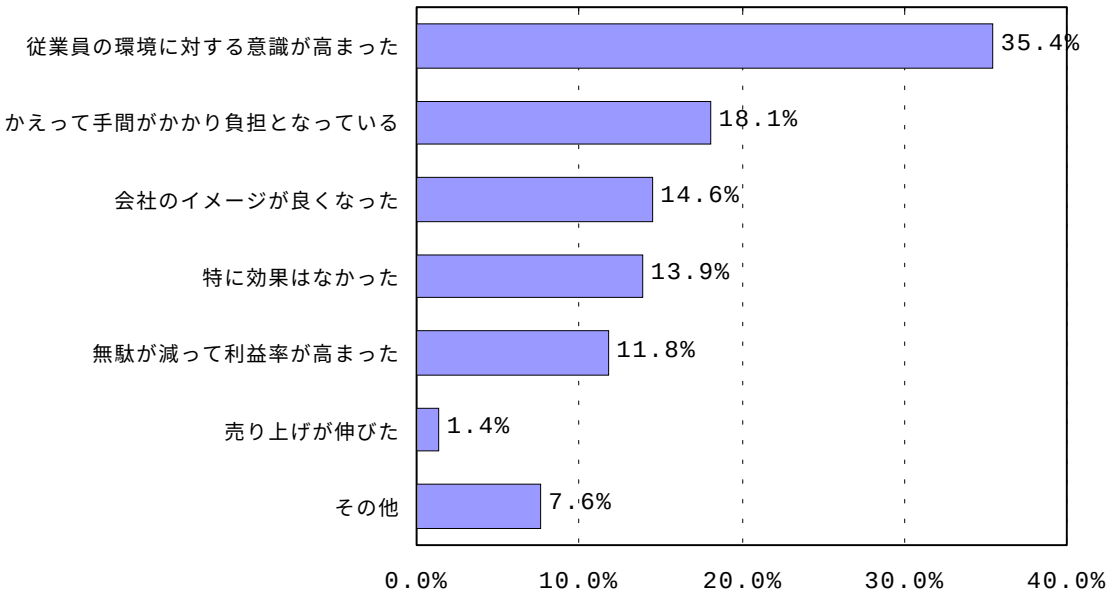

(4) 環境に対する取組み状況

環境に対する取り組みについては、「廃棄物の分別収集」、「電気・水道の節約」、「冷暖房温度の調節」などの実施率が特に高くなっています。また、実施率が低い項目の中でも、「環境に関する社員教育」、「低公害車の採用」、「エコ製品の購入」などの比較的実施しやすい事がらについては、実施したいと考えている割合が高くなっています。今後は、実施率の低い項目に対する啓発が必要となります。

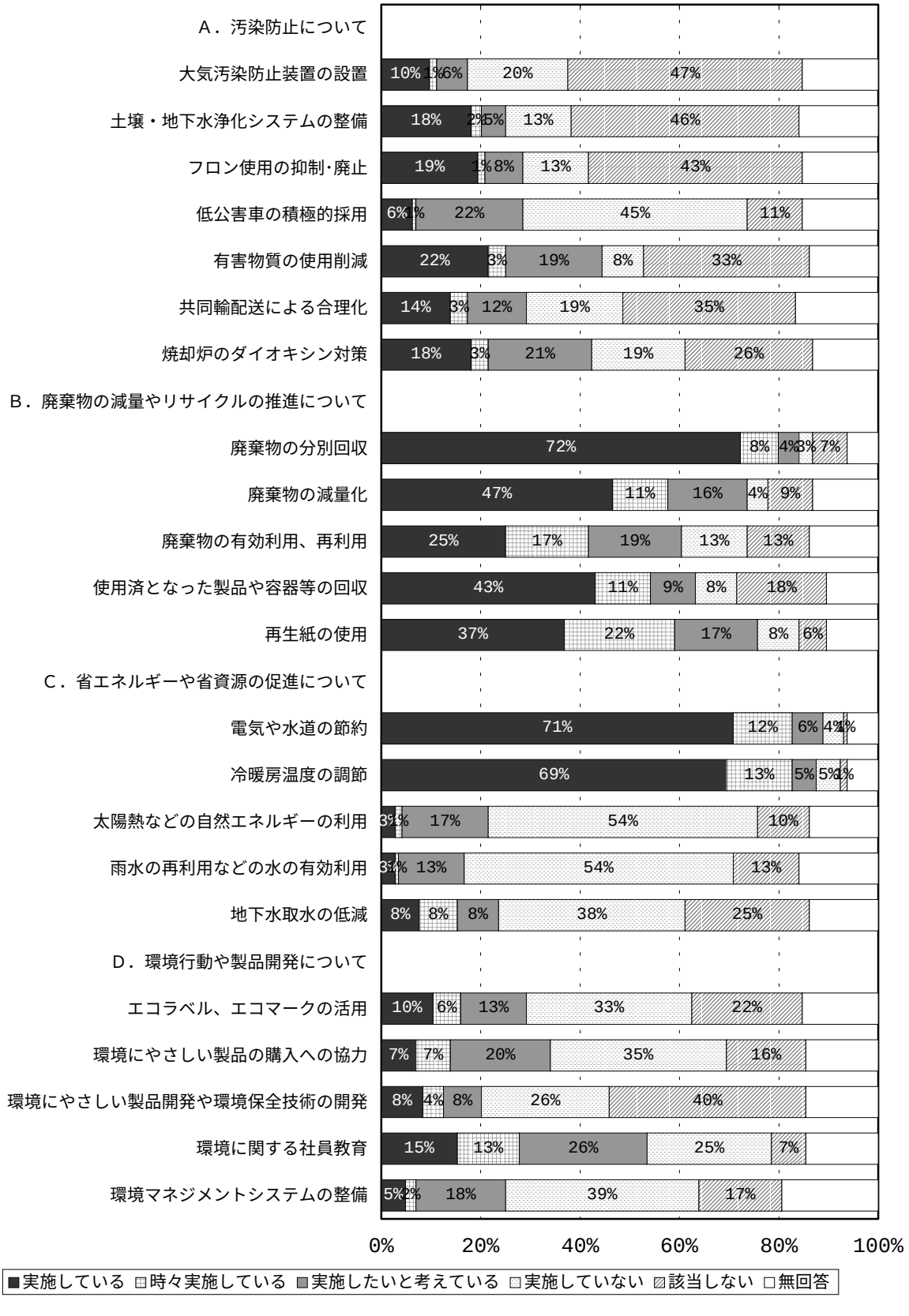

(5) 環境管理への取組み状況

環境への取り組みに対する担当者・責任者の配置やガイドラインの作成、IS014000's の取得については消極的であり、認識も低いことがわかりました。この点は今後の課題であるといえます。

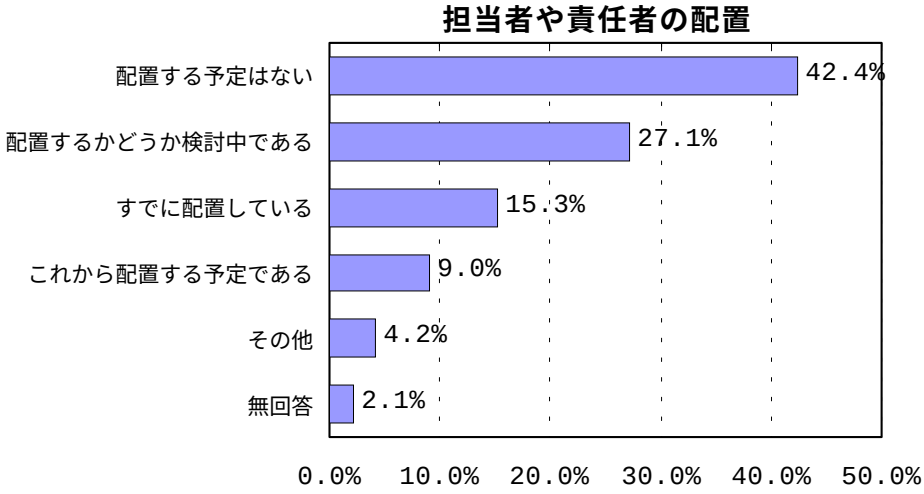

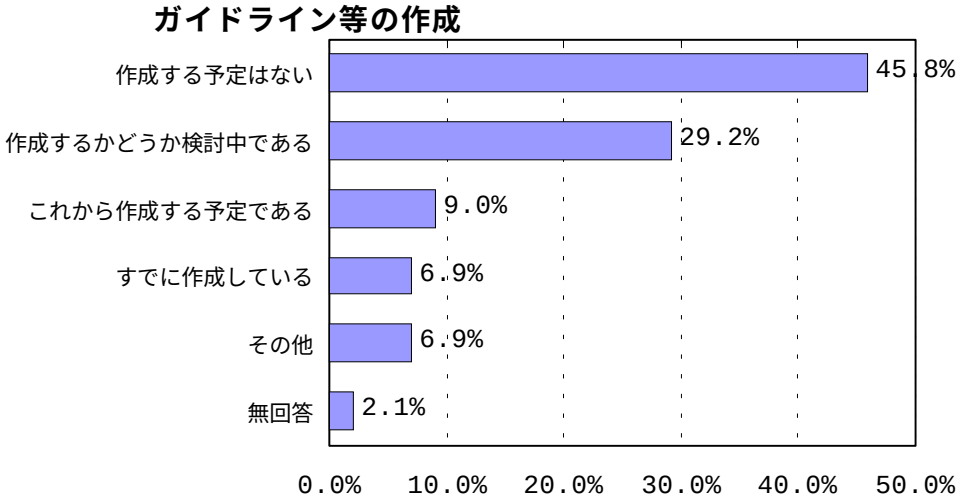

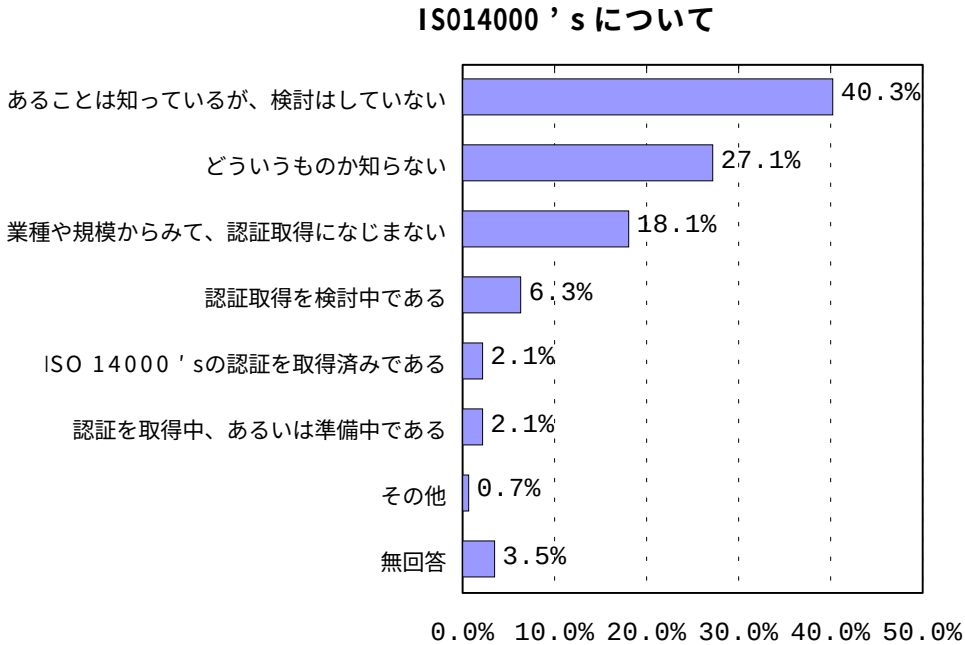

(6) 環境に対する関心度

環境問題については全体的に関心が高く、改めて環境への取り組みの必要性が認識されました。生活環境では、「ごみの不法投棄」や「産業施設などからのばい煙・悪臭」に、自然環境では「地下水の減少・汚染」や「自然地の荒廃」に、都市環境では「高齢者・障害者などの弱者への対応」や「景観の悪化」に高い関心が集まりました。また、資源循環では「ごみの減量化やリサイクル」に、地球環境問題では「エネルギーや資源の減少」や「温暖化」に高い関心が集まりました。

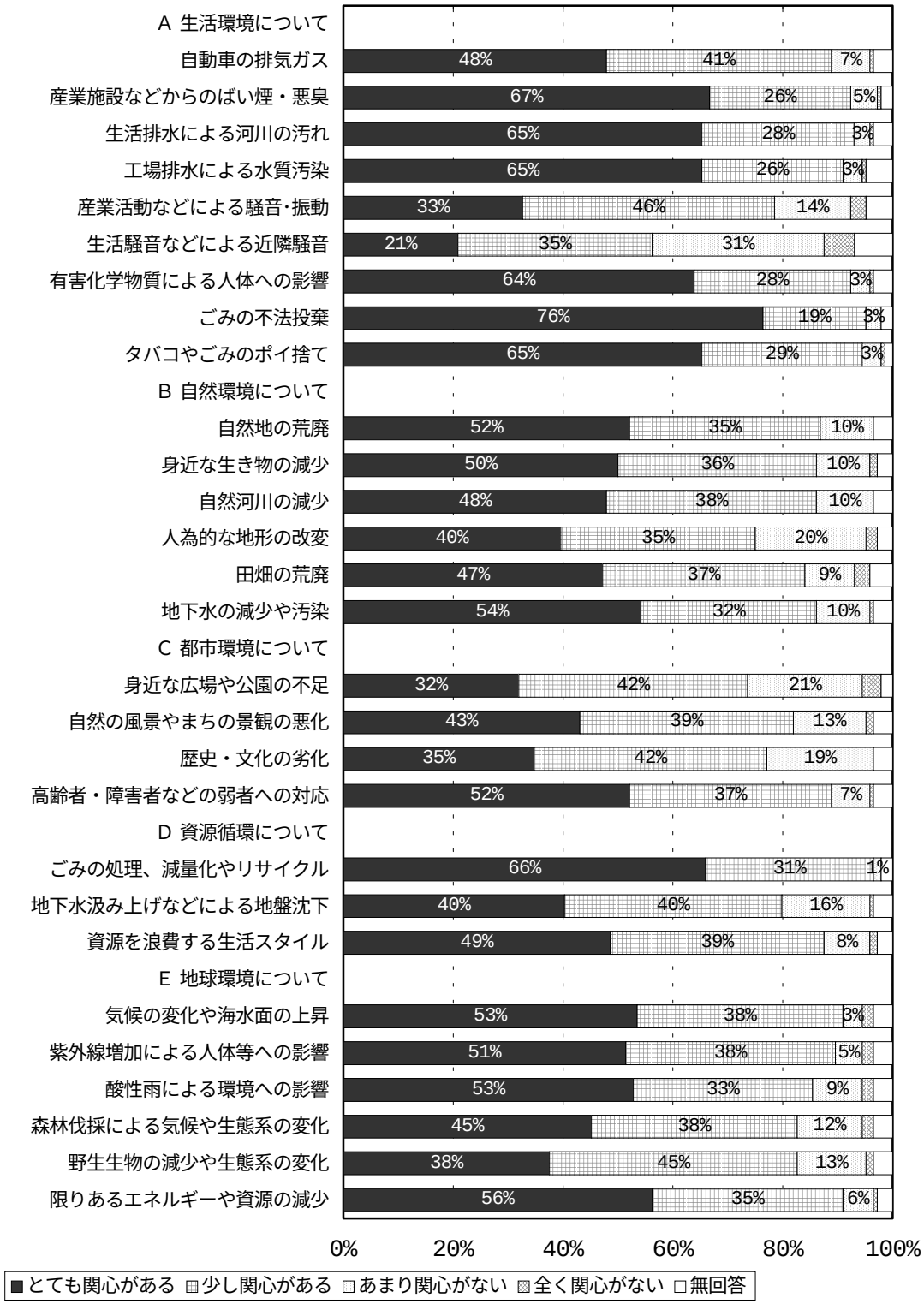

(7) 環境をよくするために優先すべきこと

環境をよくするために優先して行うべきこととしては、「ごみの減量やリサイクルの推進」、「大気汚染対策」、「水質汚濁対策」などに対する意識が高くなっています。

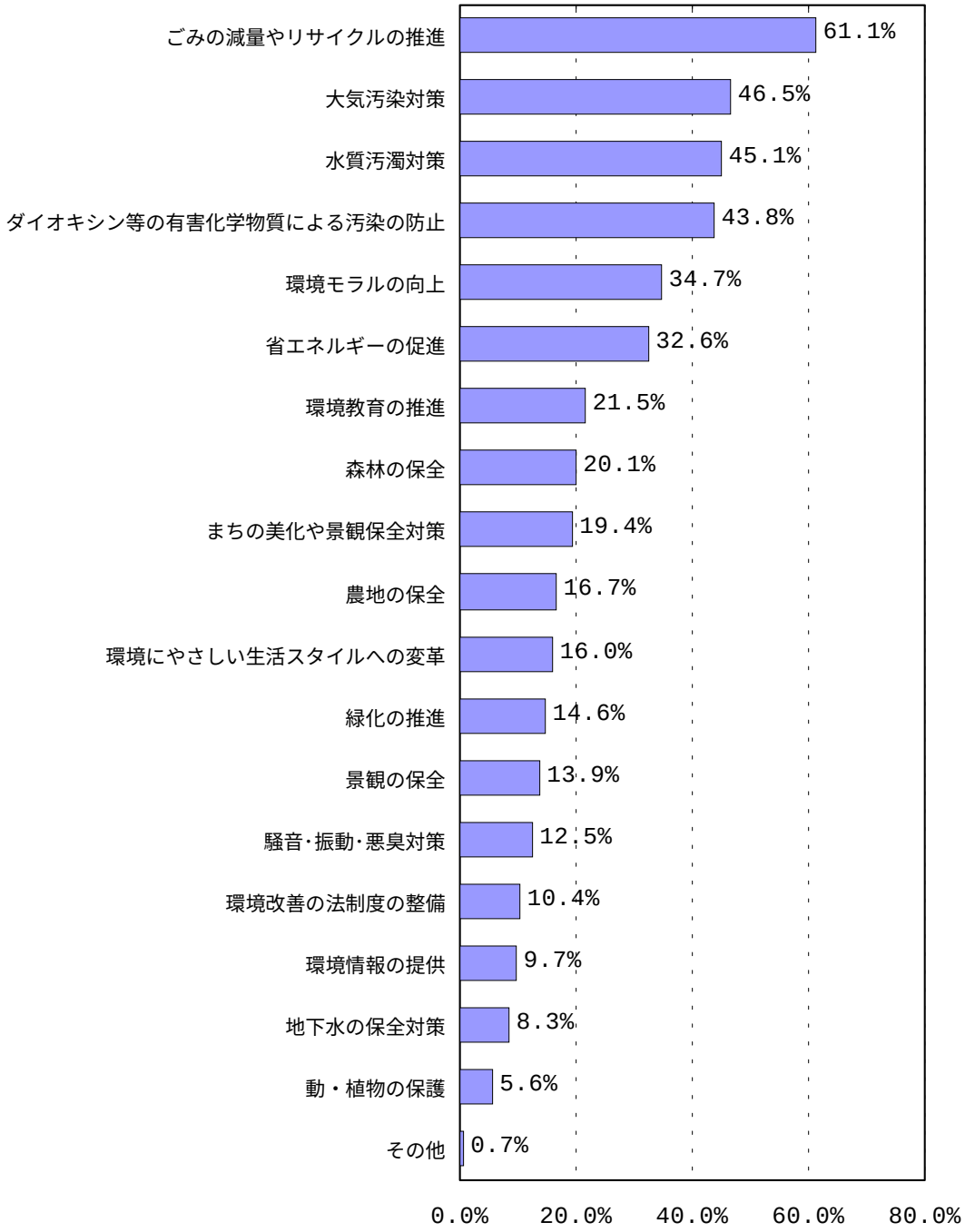

(8) 環境に対する事業者の役割

環境をよくするための事業者の役割として、「企業として取り組まなければいけない」と考えている事業所の割合が非常に高くなっています。一方、「今以上の取り組みは考えていない」や「行いたくない」とする事業所も存在しています。

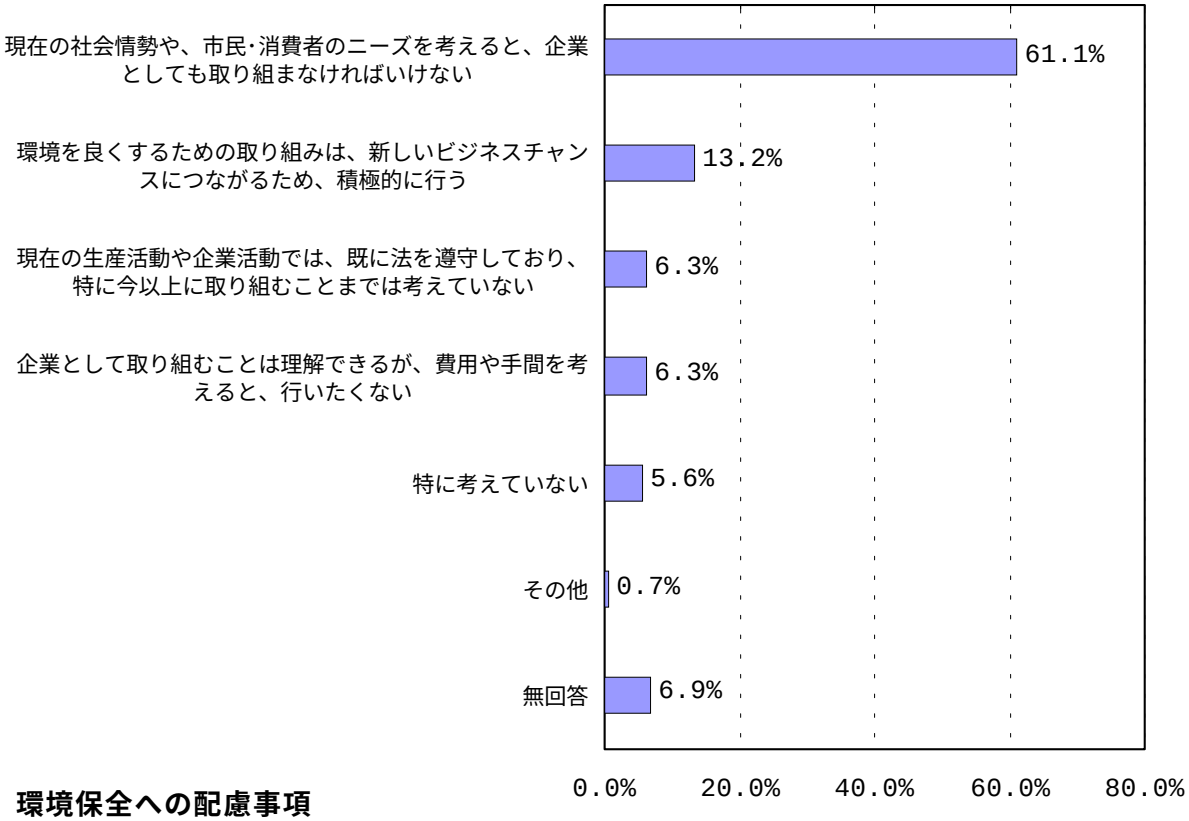

(9) 環境保全への配慮事項

環境の保全を行うために配慮する点については、「経営者が社会的責任を認識する」や「環境への影響が少ない設備・機材の導入」が必要という考えが高い割合を占めています。全体的に、事業所が環境の保全に配慮する必要性を認識している姿勢がうかがえます。

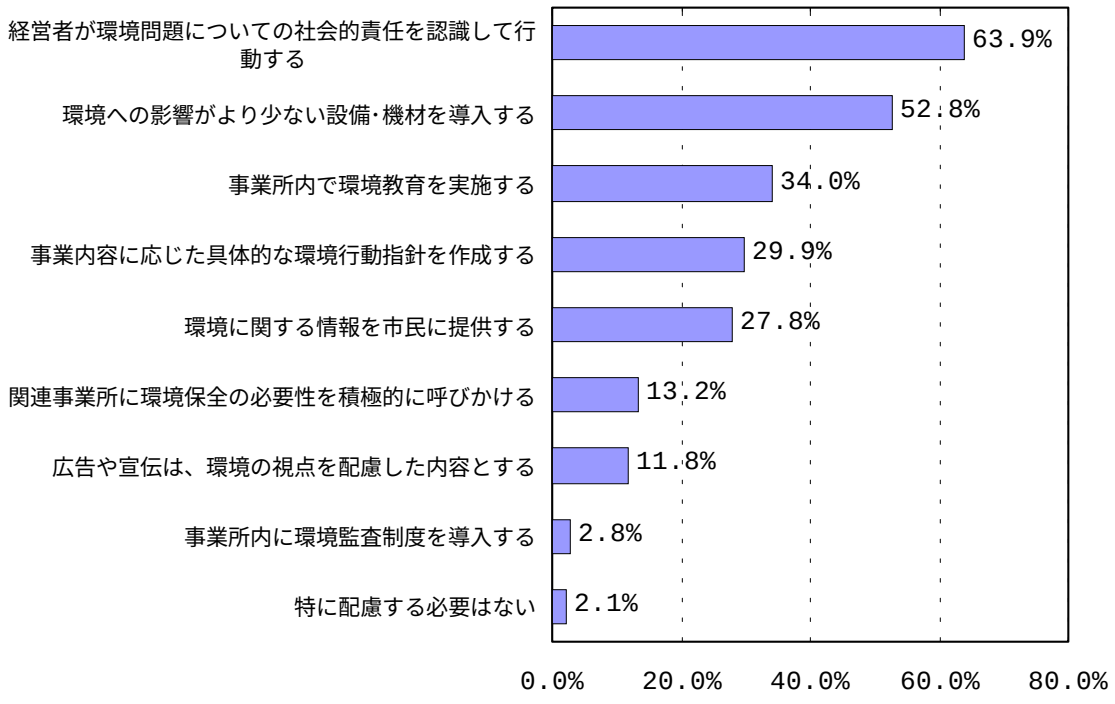

(10) 環境への取組みで大切なこと

環境への取り組みをさらに進めるうえで大切なこととしては、「消費者・利用者の意識・理解の向上」や「取り組みを行いやすいシステムの確立」との認識が高い割合を占めています。

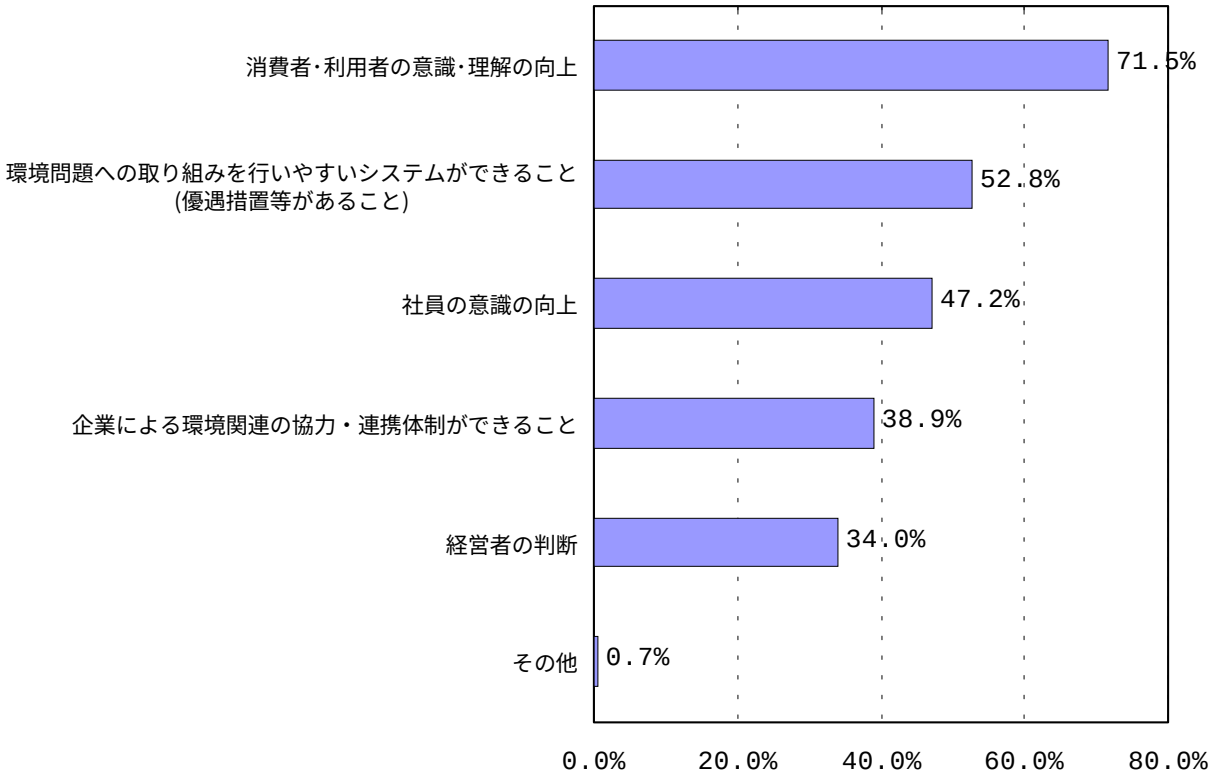

(11) 環境への取組みに対する支援

環境をよくするための取り組みを行いやすくするためには、「行政による明確な方向性の確立」、「優遇措置」、「情報の提供」が必要であるという考えが高い割合を占めています。

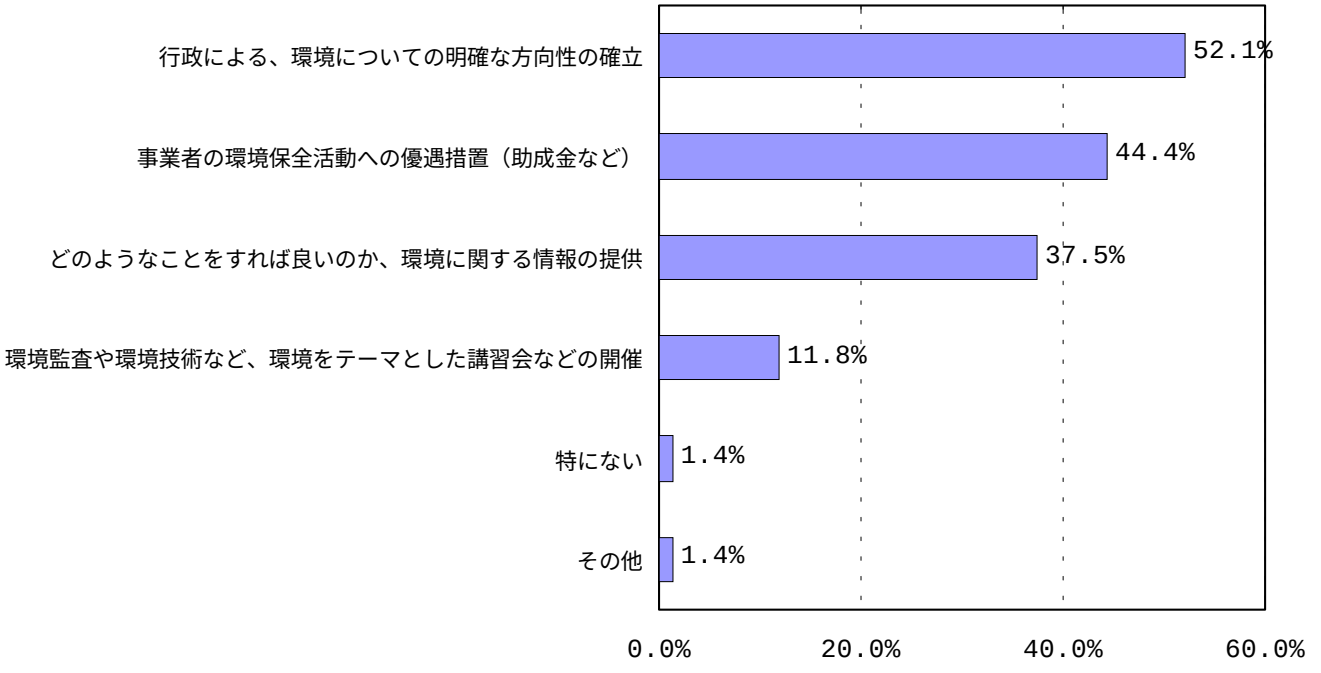

第３章　環境の特徴と課題

第１節　環境の特徴と課題の抽出
第２節　望ましい環境像のとらえ方

第１節　環境の特徴と課題の抽出

本市の環境の特徴と課題については、環境の現況、アンケート調査及び市民懇話会の意見から、次のようなキーワードが抽出されます。

１-１　環境の特徴

環境の現況から

- ○地下水に恵まれている。
- ○有数の豪雪地帯である。
- ○斑尾高原、鍋倉山、北竜湖等の自然資源に恵まれている。
- ○市域の６割が森林である。
- ○森林は、二次林が主であるが、自然性の高い森林も多い。
- ○千曲川沿いに水田や畑が広がっている。
- ○寺社を中心とする歴史的文化財が数多く残る。
- ○古くから信州と日本海を結ぶ交通の要所として栄えた歴史をもつ。
- ○寺町、雁木通りなどは趣きのある街並みである。
- ○絵画の題材や写真の被写体となる美しい風景がある。
- ○地域の祭や農村集落の自然的風景が残っている。

アンケート調査から

- ○美しい風景
- ○豊かな自然
- ○豊富な歴史・文化
- ○千曲川の景観や環境
- ○寺町のたたずまい
- ○鍋倉山のブナ林
- ○城山公園と桜
- ○棚田などの田園風景
- ○伝統文化・伝統工芸
- ○地域の祭
- ○菜の花畑
- ○寺、神社

市民懇話会から

- ○美しい千曲川の環境
- ○小河川の動植物の生態系
- ○子ども達が遊び体験できる自然
- ○“森の都”のイメージを大切に
- ○森の家のブナ林
- ○菜の花畑
- ○四季の変化
- ○景観に対する意識が高い。
- ○里山やホタルの保存
- ○めずらしい間取りの農家のある農村集落

1-2　環境の課題

環境の現況から

〈生活環境〉
○ 千曲川の水質浄化・保全対策
○ 中小河川の水質改善
○ 針湖の水質汚濁対策
○ 家庭雑排水の適正処理
○ 公共下水道等への加入促進
○ 合併処理浄化槽の整備促進
○ 交通騒音対策
○ 堆肥センターの悪臭防止
○ 地下水の水質監視

〈自然環境〉
○ 緑の適正な保全
○ 自然性の保全
○ 農地の適正な保全
○ 千曲川の良好な環境の保全

〈都市環境〉
○ 自然的土地利用との調和
○ 歴史的資源の保全と活用
○ 水と緑の環境と歴史的資源との連携
○ 千曲川や中小河川の河川景観の保全
○ 市街地を取り囲む緑豊かな山並みの保全
○ 寺社、史跡、祭等の保全・活用
○ 個性的で魅力ある景観づくりへの参加

〈資源循環〉
○ 増大し、多様化する廃棄物処理への対策
○ ごみの減量化、リサイクル、再資源化の推進
○ 現焼却炉の更新
○ 産廃物・リサイクルの問題に対する啓発

アンケート調査から

〈生活環境〉
○ 千曲川の水質浄化
○ 中小河川の汚染対策
○ 工場の煤煙対策
○ 自動車の排ガス対策
○ アスパラ残渣やきのこのオガクズの焼却対策
○ 堆肥センターの悪臭対策
○ 幹線道路の騒音対策
○ ごみの野焼き対策
○ ダイオキシン類対策

〈自然環境〉
○ 在来種の保存・増殖
○ 開発による自然破壊の防止
○ 森林管理の促進
○ 河川の自然再生
○ 河川の美化・清掃
○ 農地の保全
○ 地下水の減少・汚染対策

〈都市環境〉
○ 安心して遊べる公園づくり
○ 自然とふれあえる場づくり
○ 自然を活かした公園づくり
○ 気軽に行ける公園・散歩道づくり
○ 景観への配慮
○ 犬の糞の始末
○ 歩道の整備
○ 大型店の進出対策
○ 商店街の活性化
○ 城山の整備
○ 高齢者・障害者など弱者への対応

〈資源循環〉
○ ごみの減量
○ リサイクルの促進
○ 生ごみの堆肥化促進
○ ごみ排出のマナー育成
○ ごみ収集のシステム改善
○ ごみの不法投棄防止
○ 地域のごみ拾い清掃
○ グリーン購入の促進
○ リサイクル情報の提供
○ 産業廃棄物の処理対策
○ 節電の励行

〈環境教育〉
○ 子供の環境教育
○ 学校での環境教育
○ 環境教育の実行
○ 環境情報の発信
○ 環境学習の推進
○ 環境リーダー、コーディネーターの育成
○ 環境カウンセラーの育成
○ 参加しやすい催しの開催

市民懇話会から

〈生活環境〉
○ 中小河川の汚染防止
○ 千曲川の汚染防止
○ 水道水源の汚染防止
○ 農薬、除草剤等散布への対応・対策
○ 家庭の庭木の消毒への対応
○ 冬の塩化カルシウムの散布への対応
○ 道路整備による大気汚染対策
○ 堆肥センターの悪臭等の対策
○ 野焼きへの対応・対策
○ ダイオキシン類問題への対策

〈自然環境〉
○ 在来種の保存と外来種の増殖対策
○ ホタル等生息の環境づくり
○ 千曲川の自然環境保全
○ 多自然型の護岸整備
○ 農地の保全
○ 森林の保全

〈都市環境〉
○ 住民ニーズにあった公園づくり
○ 公園整備の改善と管理の工夫
○ 景観に対する取り組みと意識啓発
○ 歴史的建造物の保存
○ まち中の緑化
○ 豊かな緑のまちづくり
○ 市民参加のまちづくりの促進

〈資源循環〉
○ ごみの排出抑制
○ 再利用の促進
○ リサイクルの促進
○ ごみの不法投棄防止
○ 自然エネルギーの活用
○ グリーン購入の促進
○ 循環型ライフスタイルの実践
○ 廃オガクズの適正処理対策

〈環境教育〉
○ 自然遊び・自然学習の促進
○ 環境への意識啓発
○ 環境教育の促進

第２節　望ましい環境像のとらえ方

望ましい環境像をとらえるに当っては、次の３つの側面から重点事項を抽出し、組み立てます。

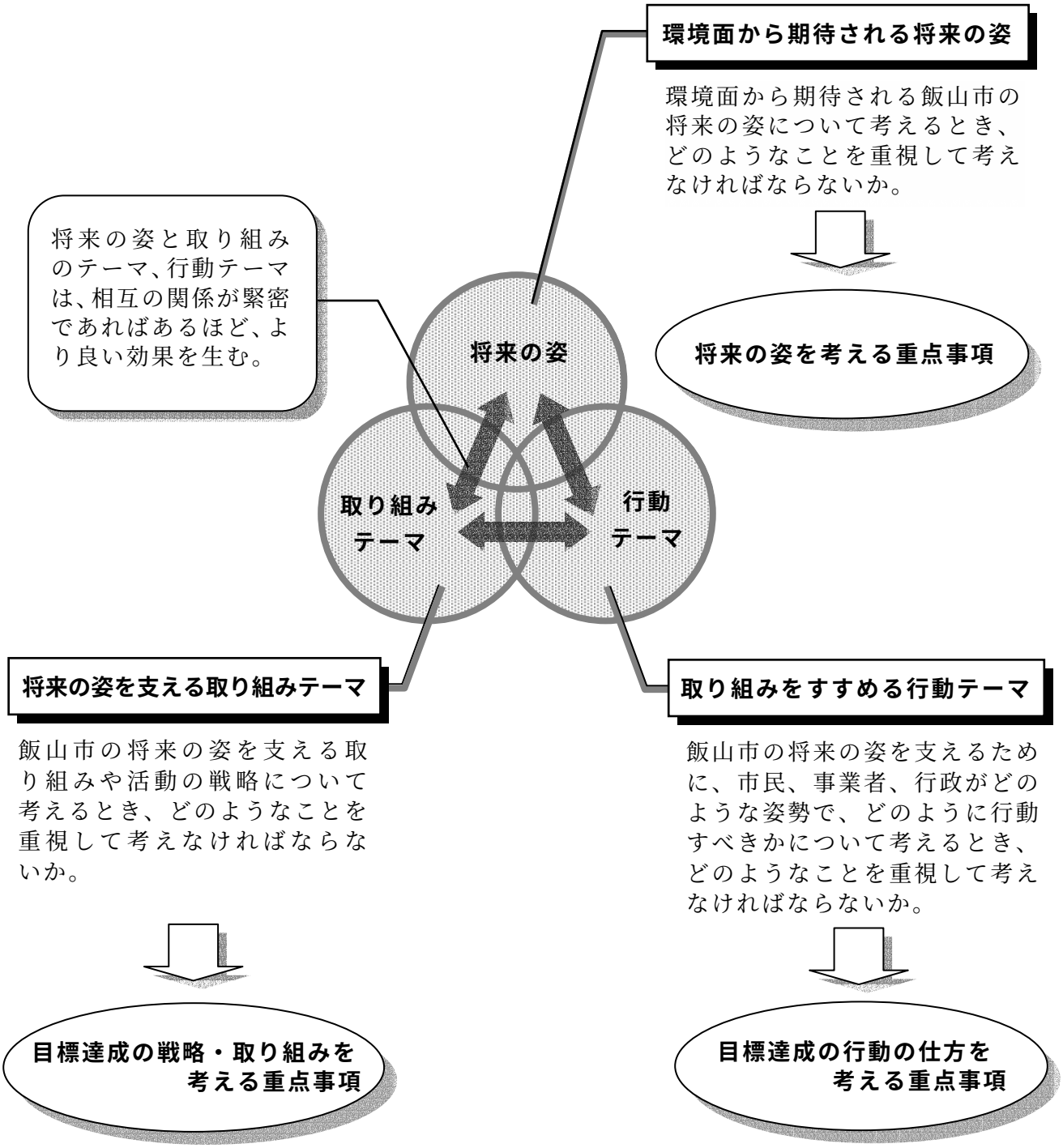

本市の環境の特徴と課題や環境に対する基本的な考え方をもとにして、次のとおり重点事項を抽出・整理します。

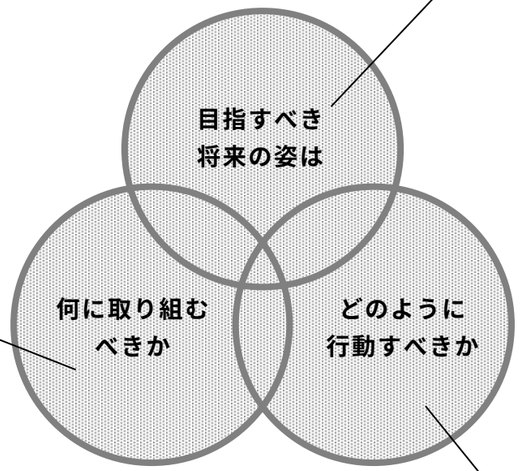

環境面から期待される将来の姿

将来の姿を考える重点事項

○“おいしい水”に恵まれ、“きれいな空気”が象徴的に感じられるまち
○健康と安全が保たれ、安心して住み続けられるまち
○失った緑を回復し、まち全体が四季の変化にとけ込む“森のまち”
○ふるさとの多様な生き物たちと共生できる自然と調和がとれたまち
○美しい山河の風景が次世代に継承されていくまち
○歴史の趣きと静かなたたずまいが活かされたまち
○雪と暮らし、雪を克服し、雪を活かすことのできるまち
○ごみを減らし、資源を大切にする生活が根付き、循環型社会が形成されるまち
○地球環境保全を意識し、自らの問題として積極的に行動していくまち

将来の姿を支える取り組みテーマ

目標達成の戦略・取り組みを考える重点事項

○千曲川や中小河川、地下水の水環境を保全・回復し、飲用水源の水質保全を図っていく。
○大気汚染、悪臭、有害化学物質対策や酸性雪、酸性雨対策を進め、健康で安全に暮らせる環境を保っていく。
○山間地の田畑の荒廃等に起因する災害対策をすすめ、安心して住める環境を整えていく。
○森林・河川などの自然回復とまちの緑化をすすめ、生態系のつながりの保全・回復・創出を図っていく。
○休耕地の市民オーナー制など、色々な知恵・工夫と人のかかわりで、農地の保全と活用をすすめていく仕組みをつくっていく。
○自然とのふれあい、人とのふれあいを生み出す公園づくり、散歩道づくりを市民参加ですすめていく。
○歴史的・文化的資源を水と緑の環境と結び付けるなど、まちの個性をみがいていく。
○ごみの発生抑制をすすめ、再使用、リサイクルが当たり前の生活スタイル、生産スタイルに変えていく。
○環境美化活動をすすめ、ごみの不法投棄防止など環境モラルの向上と環境への監視を高めていく。
○親雪、利雪、克雪の工夫を行い、雪を味方とした暮らし方をすすめていく。
○夏の涼風を活かした間取りなど、自然の力を活かした暮らし方をすすめていく。
○環境情報の発信や催しの開催等をすすめるなど、子供から大人まで、様々な環境学習のできる機会や場を設けていく。
○環境教育を積極的にすすめるために、人材育成や支援の仕組みづくりを行っていく。

取り組みをすすめる行動テーマ

目標達成の行動の仕方を考える重点事項

○環境問題を一人ひとりが自覚し、“ズクだすか、ラクするか”を合言葉に意識改革を進める。
○環境に対する意識を高め、主体的な市民活動へとつなげ、継続させていく仕組みをつくる。
○日常生活での利便性の向上への追求に対する見直しをすすめ、ものを大切にする習慣を育てる。
○飯山の良さを見直し、飯山に対する思いを掘り起こしていく。
○先人の自然を守ってきた知恵や地域の伝統文化に学んでいく。
○地区やサークル、学校、家庭など身近なところから環境問題にどう対処していくのかを話し合い、行動していく。
○市民・事業者・行政の協力と連携をすすめる。
○農村部と市街地、生産者と消費者などの多様な連携をつくり出す。
○河川汚濁や大気汚染の問題など、県や近隣市町村との連携をすすめていく。

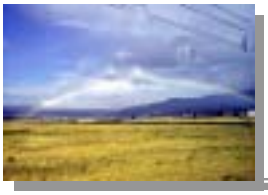

第４章　計画の目指すもの

第１節　望ましい環境像
第２節　望ましい環境像実現のための基本目標

第１節　望ましい環境像

環境基本計画が目指す本市の環境の姿を簡易に表現したものが「望ましい環境像」です。

第３章での本市の環境の特徴と課題、望ましい環境に対する基本的な考え方、重点事項等をもとに、本市の望ましい環境像を次のとおりとします。

飯山市の望ましい環境像

私たち飯山市民は、このまちを

おいしい水やきれいな空気に満ち、

“健康で安心して住み続けられるまち”にしていきます。

多様な生き物たちと共生し、

“ふるさとの自然が守り育てられていくまち”にしていきます。

歴史の趣きと静かなたたずまいを大切にし、美しい山河に囲まれた、

“四季の変化にとけ込んだ森のまち”にしていきます。

雪の利・活用など自然を活かし、市民一人ひとりが資源を大切にする

“循環型の暮らしを実践するまち”にしていきます。

自然と遊び、自然から学び、身近な環境や地球環境問題を意識して、

“市民が主体的に活動していくまち”にしていきます。

第２節　望ましい環境像実現のための基本目標

望ましい環境像を実現していくために、それぞれの環境像に基づき、次の５つの基本目標を掲げます。

望ましい環境像実現の基本目標

基本1目標

“健康で安心して暮らし続けられるまち”
『水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。』

水環境や大気環境は、市民生活に大きな関わりを持っているため、良好な状態に維持し、一層の向上を図るこが必要です。このため、水質汚濁、大気汚染、騒音、悪臭等公害の未然防止や監視、都市・生活型公害の是正対策やダイオキシン類を始めとする有害化学物質の危険性等の情報収集・発信などの取組みを進め、安全な生活環境を確保していきます。

基本2目標

“ふるさとの自然が守り育てられていくまち”
『森林・農地・河川が持つ多面的機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます。』

豊かな自然は、良好な状態で将来に引き継いでいく市民共有の財産であり、その適切な保全と活用を図っていくとともに、生態系の微妙なバランスは、多様な生物の働きによって維持されていることから、その多様性の確保に努めていきます。

また、人の手が加わることにより維持されてきた中山間地域の農地や森林は、水源のかん養、災害の防止、身近な生物の生息域、自然景観の形成要素など多様な環境保全機能を有していることから、自然と人が共に生きていくことができるよう、その適切な保全・管理と適正な利用に努めていきます。

基本3目標

“四季の変化にとけ込んだ森のまち”

『歴史・文化・景観の保全・活用と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめ、まちの個性をみがいていきます。』

本市は、四季折々の自然に恵まれ、歴史や文化に彩られたまちです。これらを環境資源としてとらえ、その保全・活用に努めるとともに、地域の文化、風土などの特性を活かした“まち”の創出に取組んでいきます。

また、都市化の進んだまち中の生活においても、人と周辺環境との関わりは大切であり、豊かな自然と一体となった景観の保全・創出、緑や水辺等の身近な自然空間の確保や人にやさしい都市施設の整備を進め、うるおいと安らぎを与える快適な環境整備に努めていきます。

基本4目標

“循環型の暮らしを実践するまち”

『雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にする循環型社会をつくっていきます。』

豪雪地帯である本市は、雪と生活との関わりについても環境を保全していく観点からの取組みが必要です。雪への接し方や暮らし方を見つめ直すとともに、雪を利用し、雪に打ち克つまちづくりを進めていきます。

また、省エネルギー・省資源への配慮、ごみの散乱のない美しいまちづくり、廃棄物の減量・リサイクル活動の推進や環境にやさしい製品の積極的使用など、ライフスタイルの変革を進め、地球環境問題への取組みに繋がる循環型社会を構築していきます。

基本5目標

“市民が主体的に活動していくまち”

『環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。』

環境問題の解決には、市民一人ひとりの自発的な取組みが必要です。このため、市民生活に密着した環境情報を提供するとともに、環境教育・環境学習を充実し、知識・理解から行動へと促すことにより、ともに考える施策を展開していきます。

また、日常生活や事業活動において、市民や事業者がそれぞれの立場で、又は協働で環境への配慮を実践していくことが必要であり、そのための手法や仕組みづくりに取組んでいきます。

第５章　望ましい環境像実現のための施策の展開

第１節　望ましい環境像を実現するための施策の体系
第２節　環境施策の展開

第１節　望ましい環境像を実現するための施策の体系

１-１　個別目標と環境施策

望ましい環境像を実現し、基本目標を達成していくため、基本目標ごとに個別目標を設定し、それぞれの分野における環境施策を展開していくこととします。

基本目標 1

『水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。』

個別目標 1-1

水質汚濁を防ぎ、水環境の整ったきれいな河川や湖沼にしていきます。
水環境の保全

- ①生活排水の適正処理を推進します。
- ②きれいな河川や湖沼を守ります。
- ③良好な水辺環境の形成に取組みます。
- ④水質の監視体制等を充実します。

個別目標 1-2

地下水や飲用水源の汚染を防ぎ、安全でおいしい水を確保していきます。
水循環機能の確保

- ①安全で良質な飲用水の確保に取組みます。
- ②水の有効利用を推進します。
- ③水資源の保全対策に取組みます。

個別目標 1-3

大気汚染や悪臭の発生源対策をすすめ、きれいな空気にしていきます。
公害の防止

- ①公害の防止に対する指導、啓発を推進します。
- ②公害の発生を未然に防止します。
- ③地球温暖化の防止対策を推進します。
- ④測定・監視、相談体制を整備充実します。

個別目標 1-4

公害や災害の発生を防ぎ、安心して暮らせる環境にしていきます。
安心して暮らせる環境の確保

- ①災害の発生防止対策を推進します。
- ②日常生活における環境への配慮に取組みます。
- ③事業活動における環境への配慮に取組みます。

個別目標 1-5

有害化学物質や酸性雨、酸性雪対策をすすめ、安全な環境にしていきます。
安全な環境の確保

- ①有害物質等の発生状況等を把握します。
- ②排出抑制対策を推進します。
- ③安全な環境に関する的確な情報提供を推進します。

基本2目標

『森林・農地・河川が持つ多面的機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます。』

個別目標 2-1

森林･農地･河川が持つ多面的機能を大切にし、色々な工夫と人とのかかわりで保全・活用を図っていきます。

森林・農地・河川の多面的機能の活用

- ①多面的機能の維持・活用を推進します。
- ②中山間地域等の保全と農地の維持管理を促進します。
- ③森林地域の整備を推進します。
- ④体系的な施策による保全を図ります。

個別目標 2-2

在来の生き物たちの生育環境としての生態系を守り、回復し、創出していきます。

生物の多様性の確保

- ①生態系を守り、野生動植物の保護に取組みます。
- ②生物の生息・生育地の保全と創出に取組みます。
- ③自然環境の調査、研究等を推進します。

個別目標 2-3

緑化をすすめ、自然とのふれあいや生態系のつながりを創出していきます。

人と自然とのふれあいの創出

- ①自然とのふれあいの場づくりを推進します。
- ②自然との共存意識の向上に取組みます。

個別目標 2-4

開発による自然環境への影響を考慮し、適切な保全対策をすすめていきます。

自然環境保全制度の充実

- ①規制的制度による自然環境保全対策を推進します。
- ②環境への影響に関する評価手法を導入します。

基本3目標

『歴史・文化・景観の保全・活用と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめ、まちの個性をみがいていきます。』

個別目標 3-1

歴史的・文化的な環境の保全・活用をすすめ、まちの個性をみがいてきます。

歴史的・文化的環境の保全

- ①歴史・文化の保全と活用を推進します。
- ②個性ある“まち”の創出に取組みます。

個別目標 3-2

美しい山河や四季の変化などの景観的特徴を守り、活かしていきます。

良好な景観の形成

- ①良好な景観形成へ誘導します。
- ②景観形成に対する意識の啓発を推進します。

個別目標 3-3

自然とふれあい、人とふれあう公園や散歩みちづくりなどを市民の参加ですすめていきます。

豊かな緑の保全と創出

- ①公園緑地の整備と創出を推進します。
- ②ふれあいのある散歩道の整備と創出を推進します。

個別目標 3-4

歴史の趣きと静かなたたずまいを活かして、自然と人とのふれあいのあるまちづくりをすすめていきます。

ふれあいと特性を活かしたまちづくりの推進

- ①地域の特性を活かしたまちづくりに取組みます。
- ②人にやさしいまちづくりに取組みます。
- ③環境に配慮した土地利用を推進します。

基本4目標

『雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にする循環型社会をつくっていきます。』

個別目標 4-1

雪害対策を強化するとともに、親雪・利雪の工夫を行い、雪を味方にした暮らし方をすすめていきます。

雪害対策と雪の活用

- ①雪に強いまちづくりを推進します。
- ②雪を味方にした暮らしを工夫し、推進します。
- ③雪エネルギーの研究や活用に取組みます。

個別目標 4-2

省エネルギーに配慮した暮らしや、自然エネルギー、未利用エネルギーの活用をすすめていきます。

資源・エネルギーの有効活用

- ①省資源・省エネルギーに対する意識の啓発を推進します。
- ②新エネルギーの研究と活用に取組みます。

個別目標 4-3

環境美化活動をすすめ、環境モラルの向上と環境への監視を強めていきます。

環境保全活動の促進

- ①環境美化活動を促進します。
- ②環境保全意識の啓発と指導を推進します。
- ③不法投棄防止対策を推進します。
- ④地球環境にやさしい活動に取組みます。

個別目標 4-4

ごみを出さない生活スタイル、ごみをつくらない生産スタイルに変えていきます。

循環型社会を意識したライフスタイルの形成

- ①ごみの排出抑制を推進します。
- ②ごみ問題に関する教育、啓発活動を推進します。
- ③ごみに関する情報の提供等を推進します。

個別目標 4-5

不用品の再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）をすすめていきます。

リサイクルの推進と適正処理

- ①ごみの減量化のための取組みを推進します。
- ②資源物の回収と再生利用を推進します。
- ③ごみ処理施設の計画的な整備を推進します。
- ④ごみの適正処理に関する指導・啓発を推進します。

基本5目標

『環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。』

個別目標 5-1

環境情報の収集・発信や催しの開催など、子どもから大人まで、様々な環境学習のできる機会や場を設けていきます。

環境教育・環境学習の推進と環境情報の収集・発信

- ①環境教育・環境学習を推進します。
- ②環境情報の収集と発信に取組みます。

個別目標 5-2

子どもたちや親子での自然遊び、自然学習を促進する場と仕組みをつくっていきます。

自然学習の推進

- ①自然学習の場の充実と創出に取組みます。
- ②学習体制を整備します。

個別目標 5-3

環境教育や環境行動を積極的にすすめるために、必要な人材育成や支援のための仕組みをつくっていきます。

人材育成・支援のための仕組みづくり

- ①人材の育成を推進します。
- ②環境行動への取組みに対する支援を推進します。

個別目標 5-4

環境行動が持続的に行われていくために必要な連携・評価のための仕組みをつくっていきます。

持続的な環境行動の促進

- ①連携のとれた体制づくりに取組みます。
- ②環境評価の実施に取組みます。

個別目標 5-5

環境を考える市民会議を設立し、環境問題に関する学習や調査・評価を行い、環境への関心と行動を高めていきます。

環境を考える市民会議の設立

- ①環境を考える市民会議を設立します。
- ②市民会議と連携する体制づくりに取組みます。

1-2　基本目標相互の関係

５つの基本目標については、基本目標１から４と基本目標５を連携してすすめることで、望ましい環境像の実現を図っていきます。

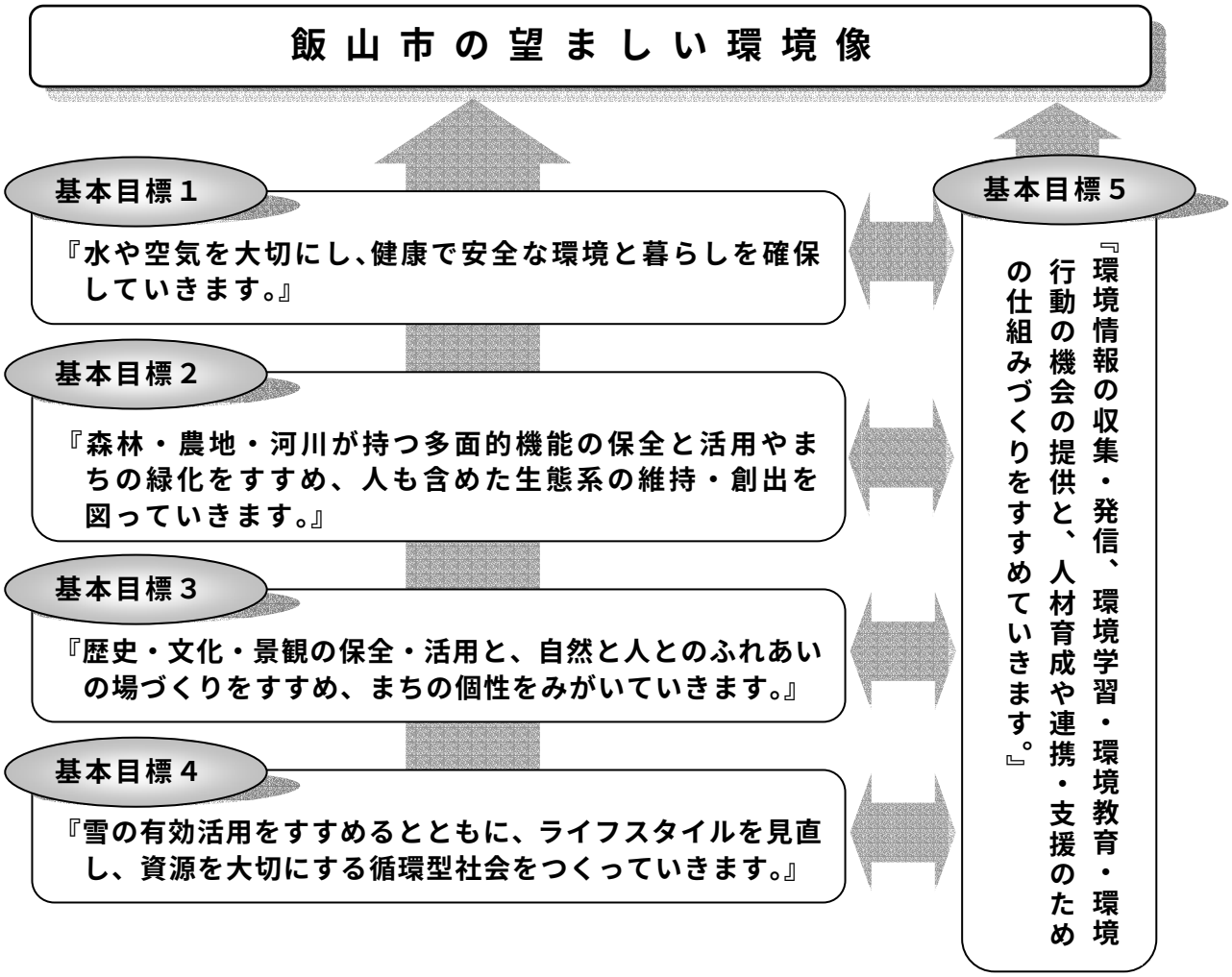

1-3　環境施策の展開の方向

環境施策の展開においては、≪目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組む≫内容を、個別目標の施策ごとに示しています。

また、達成すべき目標をイメージできるよう「環境指標」を設定し、取組みの進捗状況を測る目安として目標値を示しますが、数値の定めにくいものについては、文章による表現となっています。

環境指標には､平成 12 年に行った環境にかかる市民アンケート及び事業者アンケートでの「環境に対する満足度」と「環境行動の実施状況」も対象とし、定期的な調査を行うことにより、市民・事業者の意識等を把握していくこととします。

更に、施策を具体的に展開し、基本目標を達成していくには、市民、事業者等が日常生活や事業活動の中で、環境保全に向けた適切な配慮を着実に実行していくことが必要であるため、≪市民・地域・事業者の主な取組み例≫を行動指針の例示として掲げています。

第２節　環境施策の展開

基本目標 1

“健康で安心して暮らし続けられるまち”

『水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。』

1　水環境の保全

個別目標 1-1

水質汚濁を防ぎ、水環境の整ったきれいな河川や湖沼にしていきます。

〔環境指標〕

項　目	現状値		目標値(H23)
○千曲川(４か所)のＢＯＤ平均値	2.2mg/L(H12)	→	2.0mg/L 以下
○中小河川等のＢＯＤ値			
・市街地の河川等(８か所)平均値	7.7mg/L(H12)	→	3.0mg/L 以下
・集落内の河川等(17 か所)平均値	2.0mg/L(H12)	→	現状を維持します
・山間地の河川等(10 か所)平均値	1.5mg/L(H12)	→	現状を維持します
○湖沼(６か所)のＣＯＤ値平均値	4.1mg/L(H12)	→	2.0mg/L 以下
○生活排水適正処理率※	50.7%(H12)	→	80%以上
○公共下水道等供用開始区域内接続率	63.8%(H12)	→	90%以上
○合併処理浄化槽整備区域内の浄化槽設置率	21.4%(H12)	→	50%以上
○多自然型工法による護岸等延長	2.07km(H12)	→	6 km
○市民アンケート「水環境に対する満足度」	36%(Ｈ12)	→	75%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 生活排水の適正処理を推進します。

○下水道事業等の整備をすすめるとともに、下水道等整備区域外の地域における合併処理浄化槽の設置をすすめるため、設置整備補助事業の充実を図っていきます。

○下水処理の実態についての情報を定期的に発信し、洗剤の適正使用など生活排水に含まれる汚濁量を低減するための自覚を高めていきます。

○合併処理浄化槽、家庭雑排水簡易浄化槽等の適正な管理や清掃に関する指導・啓発をすすめていきます。

(2) きれいな河川や湖沼を守ります。

○下水道等へのつなぎ込みの促進により、生活排水による汚濁を防止していきます。

○ヨシなど河川浄化に効果のある水生植物の保全・活用を図っていきます。

○河川愛護団体の活動を支援していくとともに、地域にふさわしい川づくりをすすめる手法として、「アダプト・プログラム※」を活用した取組みをすすめていきます。

○河川浄化への関心を高めていくため、住民や子どもたちの参加による河川・湖沼の水質測定やクリーン活動をすすめていきます。

(3) 良好な水辺環境の形成に取組みます。

○自然石、間伐材等の使用やヨシ、ヤナギ、ハリエンジュ（ニセアカシア）等の植栽により、多自然型の川づくり※をすすめていきます。

○水辺に生息する生物に影響を与えないよう、自然とふれあうマナーの徹底を図っていきます。

○在来の水辺の植物を守るため、アレチウリ等外来植物の除去をすすめていきます。

(4) 水質の監視体制等を充実します。

○千曲川については、上流・中流・下流が一体となった水質管理が行える体制をつくっていきます。

○中小河川・湖沼の水質目標値を設定し、定期的な測定の実施により水質監視を行っていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・公共下水道や農業集落排水施設の供用開始区域内では、速やかにつなぎ込みを行います。
・合併処理浄化槽整備区域内では、合併処理浄化槽を設置するよう努めます。
・浄化槽、家庭雑排水簡易浄化施設は、定期的に点検や清掃を行います。
・洗剤、シャンプーなどの適量使用を心がけます。
・食用油は拭き取ったり、固めたりして台所から流さないようにします。
・米の研ぎ汁は植木鉢や花壇に利用するなど、台所排水からの負荷を減らします。
・身近な水辺に親しみ、河川、湖沼等の維持管理に積極的に取組みます。
・河川や湖沼は公共の場として、ごみの持ち帰りなどルールやマナーを守っていきます。

■日光川の多自然型護岸

※**生活排水適正処理率…**　し尿及び生活雑排水を公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化で処理して排水している割合

※**アダプト・プログラム…**　アダプト(Adopt)とは養子縁組のこと。住民団体や企業が「里親」になり、引受けた身近な道路や公園の区画の世話（清掃や植栽の管理等）を行うもの。1985 年にアメリカで「アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム」が始まりであり、ボランティア意欲の高まりに応じ、住民や企業が行う参加型の公物管理の新しいシステム。国土交通省では、河川の場合、「ボランティア・サポート・プログラム」という呼び方もしている。

※**多自然型の川づくり…**　河川が本来有している多様な動植物の生息、生育環境、景観等の自然環境を保全又は創出し、可能な限り自然環境に近い川づくりを行うこと。

２　水循環機能の確保

個別目標 1-2

地下水や飲用水源の汚染を防ぎ、安全でおいしい水を確保していきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○水道水源保全地区指定数	―	→	２か所以上
○水源かん養保安林指定面積	2,008ha(H12)	→	2,100ha 以上
○無散水融雪施設整備路線延長	3.8km(H12)	→	10km 以上
○水質汚濁事故件数	19 件（H12)	→	ゼロを目指します
○事業者アンケート「雨水の再利用等への取組み状況」	４％(H12)	→	10%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 安全で良質な飲用水の確保に取組みます。

○お茶を入れたときに、おいしいと実感できるなど、飯山の水はおいしい水として、市民の意識の共有が図られるような飲用水の確保をすすめていきます。

○飲用水源の汚染を防ぐため、水道水源保全地区※の指定や監視を行っていきます。

○安定した水源確保のため、水道水源保全のための基金の創設や水源かん養保安林※の整備・保全を行っていきます。

(2) 水の有効利用を推進します。

○森林の整備や緑化をすすめ、雨水の地下浸透などにより保水力を高めていきます。

○消雪施設は無散水消雪施設にするなど、地下水の循環的利用をすすめていきます。

○雨水、生活排水、融雪水を循環利用するための方法を研究し、市民が積極的かつ有効に利用できるようにしていきます。

○水の大切さについて、市民の意識の啓発をすすめていきます。

(3) 水資源の保全対策に取組みます。

○地下水の汚染や水位の低下を防ぐため、地下水調査を実施するとともに、地下水に影響をおよぼす行為を規制していきます。

○農薬や化学肥料などの流出による水質汚濁防止のため、農家への適正な指導をすすめていきます。

○除草剤の使用や樹木の消毒､冬期交通確保のための凍結防止剤の散布などについて、環境への影響調査の情報を収集し、適切な対策を検討していきます。

○アスファルト舗装の増加や下水道の整備に伴い、土地の保水能力が低下することから、雨水を地下に還元する透水性舗装※に取り組んでいきます。

○灯油、重油等の取扱による流出事故防止のための指導を行うとともに、啓発活動を強化していきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・雨水浸透ますの設置や緑化、駐車場、花壇等の工夫により土の面を確保するなど、敷地内での雨水の地下浸透に努めます。
・農薬・化学肥料の使用量の低減や除草剤の使用を止め、環境にやさしい農業を行います。
・敷地内の消雪用井戸は、降雪状況を考慮して適切な使用を行います。
・風呂の残り湯、雨水の利用など水の使い方の工夫により、水の使用量を節約します。
・節水型機器の設置やこまめに水を止めるなど、節水に努めます。
・身近な水環境の状況について日頃から関心を持ち、その重要性についての認識を深めていきます。
・灯油や重油の取扱いには留意し、漏えい事故が起きないよう管理を徹底します。
・事業所の駐車場等屋外のオープンスペースでは土の面をできるだけ残し、雨水の地下浸透を促進するとともに、雨水浸透ますや透水性舗装の設置を進めます。
・職場での節水や節水型機器への転換に努めます。

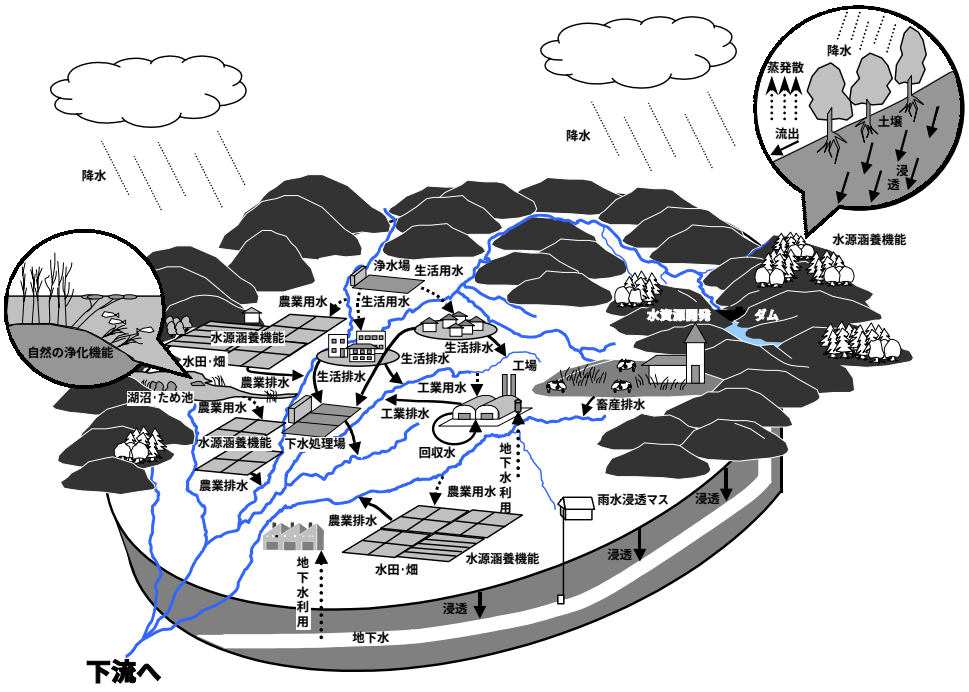

■水循環の概念

※**水道水源保全地区…**　長野県水環境保全条例の規定に基づき、水道水源を保全するために必要な区域を市町村長の申し出により、知事が指定するもの。指定されると、地区内においてゴルフ場の建設、廃棄物最終処分場の設置、土石類の採取、土地の形質の変更などの行為を行う場合は、知事に協議し、同意を得なければならない。
※**水源かん養保安林…**　水源を守り、水を蓄え、洪水や渇水の発生を防ぐことを目的として、森林法の規定に基づいて一定の行為の制限が課せられている特定の森林
※**透水性舗装…**　雨水を舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法。主に、歩道舗装で用いられる。透水性舗装は、アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面に隙間ができるようにすることにより、地下水のかん養だけでなく、街路樹の保護育成、雨天時の交通性の向上、雨水の流出抑制等に効果がある。

３　公害の防止

個別目標 1-3

大気汚染や悪臭の発生源対策をすすめ、きれいな空気にしていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○公害苦情件数	50件(H12)	→	ゼロを目指します
○道路交通騒音の基準適合状況	100%(H12)	→	100%
○公害防止協定締結数	22件(H12)	→	積極的に締結していきます
○公用車の低公害車普及台数	１台(H12)	→	10 台以上
○市民アンケート			
「空気のきれいさに対する満足度」	83%(H12)	→	90%
「アイドリング・ストップ実施状況」	52%(H12)	→	75%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 公害(大気汚染､騒音・振動、悪臭等)の防止に対する指導、啓発等を推進します。

○工場、事業所等による大気汚染、騒音・振動、悪臭等の環境基準や規制基準等※の遵守、発生防止対策などを県や近隣市町村との連携ですすめていきます。

○固定発生源施設、未規制事業所等に対する規制の検討や発生防止のための対策を指導していきます。

○大気汚染防止や悪臭防止、健康被害の見地から、ごみの野外焼却禁止の徹底や小型焼却炉の使用自粛に対する指導を強化していきます。

○道路交通騒音・振動対策として、交通渋滞誘発か所の改善や生活道路への通過車両などの進入を抑制する交通規制や誘導（一方通行など）を検討していきます。

○公共交通機関の利用を促進することにより、車社会がもたらす健康面を含めた公害についての啓発を行う環境デー等の設定を検討していきます。

○「光害※対策ガイドライン」等を活用し、人工光の使用に伴う環境配慮について、啓発・指導を行っていきます。

(2) 公害の発生を未然に防止します。

○新たな公害問題や地球環境問題に対応できるよう、公害防止対策を行う事業所に対する助成制度の拡大や低利融資制度の創設を検討していきます。

○公害の防止等に関する条例に基づく指定事業所届の提出を徹底し、公害問題に対する事業者の意識の高揚を図っていきます。

○公害の発生のおそれがある事業所との公害防止協定※の締結を積極的にすすめていきます。

(3) 地球温暖化の防止対策を推進します。

○自動車排ガスや二酸化炭素の排出を削減するため、アイドリング・ストップ運動※を積極的にすすめていきます。
○市が低公害車※・低燃費車を率先して導入するほか、市民や事業者の導入も促進していきます。
○徒歩や自転車による移動を促進するため、歩道や自転車道、駐輪場の整備をすすめていきます。
○市が率先して地球温暖化※防止に資するため、「地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減を実行していくとともに、実施状況を公表していきます。

(4)測定・監視、相談体制を整備充実します。

○雪が降ったあとの空気が一番きれいな空気として実感できるなど、飯山の空気はきれいな空気として、市民の意識の共有が図られるような測定・監視体制を整え、情報提供を行っていきます。
○住民参加による大気の調査・測定をすすめ、環境への関心を高めるとともに、測定結果の情報が広く発信される仕組みをつくっていきます。
○公害に対する苦情や相談について、速やかな処理・解決が行えるよう、庁内の受付体制の充実や県との連携を図っていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・自動車の使用に際しては、アイドリング・ストップ等エコドライブを実践します。
・自家用車での通勤や買物を控え、自転車や公共交通機関を利用します。
・自動車の購入に当たっては、低公害車や燃費の良い車を選ぶよう努めます。
・水質や酸性雨などの簡易調査を行ったり、測定結果の情報を得ることにより、公害問題に関心を深めていきます。
・事業所の定期的な排水、騒音、ばい煙等の測定を行い、積極的に公表するとともに、適正管理により公害の未然防止に努めます。
・事業者と地域との協定を結ぶなど、住民への情報公開や立入の仕組みをつくり、事業者と周辺住民の良好な関係を築いていきます。
・事業行うに当たっては、環境への負荷の少ない設備や技術を積極的に導入するよう努めます。
・通勤時の相乗りや公共交通機関の利用により、マイカー通勤を控えるよう努めます。
・業務用車両は、低公害車や燃費の良い車や規制基準適合車を導入します。

※**規制基準等…**　排出基準、排水基準、燃料基準などの総称。法律、条例に基づいて事業者等が遵守しなければならない基準として設定されているもの。
※**光害…**　都市化や交通網の発達等による屋外照明の増加や照明の過剰使用等によってもたらされる、眩しさといった不快感や信号等の重要情報の認知力の低下、農作物や動植物への悪影響をいう。
※**公害防止協定…**　市長が公害の防止等に関する条例に基づき、市民の健康を保護し、生活環境の保全を図る上で必要と認めたときに、事業者と結ぶ協定をいう。
※**アイドリング・ストップ運動…**　自動車の駐・停車時における不必要なエンジン使用の中止を訴える運動で、環境省が環境にやさしい実践行動、国民運動として提唱した。大気汚染防止や騒音・悪臭防止のほか、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制できる。
※**低公害車…**　走行時の排出ガス、騒音等環境負荷が小さく、環境の改善を図ることができる自動車をいう。天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車及びメタノール自動車がある。
※**地球温暖化…**　太陽からの日射エネルギーによって地表が暖められ、暖められた地表からは熱エネルギー(赤外線)が放出されるが、人間の活動によって、大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇することをいう。

４　安心して暮らせる環境の確保

個別目標 1-4

公害や災害の発生を防ぎ、安心して暮らせる環境にしていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○災害防止区域指定数(法指定)……	49 区域	→	防災対策により減少させます
○災害危険か所等指定数……	218 か所	→	防災対策により減少させます
○公害苦情件数……	50 件(H12)	→	ゼロを目指します
○市民アンケート			
「安全･安心な暮らしに対する満足度」	49%(H12)	→	75%
「まちの静かさに対する満足度」……	82%(H12)	→	85%
○事業者アンケート			
「環境への取組みに対する責任者の配置状況」			
……	15%(H12)	→	35%
「環境に対するガイドライン等の作成状況」			
……	7 %(H12)	→	35%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 災害の発生防止対策を推進します。

○地すべり、がけ崩れ、雪崩、水害などから市民の生命・財産を守り、災害に強い地域づくりを推進するため、国や県と協力し、保安林、地すべり防止区域等の指定を進めるとともに、治山治水対策を強化していきます。

○治山治水の方法として、従来の構造物一辺倒による工法から、森林整備や農地の多面的機能を活用できる方法を検討し、取り入れていきます。

○農地の減少により、農地が持つ治水能力が低下する問題について調査研究を行っていきます。

○防災マニュアル、洪水ハザードマップ※等の内容の充実や市民への周知、活用の啓発を行っていきます。

○浸水災害を防止するため、都市下水路、雨水幹線等排水路や中小河川の整備・改修をすすめていきます。

○雨水調整池や雨水貯留槽の整備をすすめ、雨水流出量の調整が行えるような仕組みをつくっていきます。

(2) 日常生活における環境への配慮に取組みます。

○近隣・生活型公害については、お互いを思いやる心づくりなど地域での快適な環境が守れる意識の醸成を図っていきます。

○生活型公害防止のルールづくり手引の作成、近隣住民間の話合いの場の提供など、住民合意のための仕組みづくりを行っていきます。

○暴走行為等による迷惑騒音をさせない地域環境づくりを関係機関や地域と連携して行っていきます。

(3) 事業活動における環境への配慮に取組みます。

○事業者と周辺住民が環境保全に関する協定等の締結を積極的に行うなど、事業者と住民間の良好な関係を築いていきます。

○農作業における野外焼却については、その有効性や効果を考慮したうえで、ルールづくりを検討していきます。

○事業者が自主的かつ積極的に環境保全活動に取組むため、自主環境管理計画※の策定を指導していきます。

○事業者が環境情報を公開していける場を提供していきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・災害危険か所の分布状況、避難場所の確認など、既存の情報把握を行い、自然災害に備えます。
・テレビ、音響機器、楽器等の音量・使用時間帯、空調室外機の設置場所の配慮など、近隣騒音の発生防止に努めます。
・ペットを飼う場合は、鳴き声や排泄物により地域住民に迷惑にならないよう責任ある飼い方をします。
・浄化槽、便槽、側溝などから悪臭が発生しないよう、適切に管理・清掃を行います。
・家庭でのごみの焼却を止め、分別回収やリサイクルを行います。
・地区や隣組で、地域の環境に関する話し合いの場を設け、住みよいまちづくりのルールづくりを行います。
・広葉樹の育苗を行い、地滑り危険か所へ植林するなど地域で防災対策に取組みます。
・開発事業を行う際には、災害を誘引することのないよう事前調査を十分に行い、地域の地形・地質の特性に配慮するなど、自然災害発生の防止に努めます。

※**洪水ハザードマップ…**　大雨等によって河川が増水し、氾濫によって浸水が予想される範囲と程度、避難場所を記載した洪水避難地図

※**自主環境管理計画…**　関連法規制の遵守にとどまらず、環境への影響を低減するために、事業者が自主的かつ積極的な環境保全活動に取組むための手引きとして、県が策定したもの。具体的な取組み例として、①自動車の適正利用、②地球温暖化の防止、③有害化学物質の管理、④過度な照明の抑制、⑤廃棄物対策を提示している。

５　安全な環境の確保

個別目標 1-5

有害化学物質や酸性雨、酸性雪対策をすすめ、安全な環境にしていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○降雨・降雪のｐＨ値測定地点数……	－	→	５か所以上
○大気中のダイオキシン類濃度の状況…．	0.068pg(H12)	→	環境基準の達成維持
○野焼き等苦情件数……	18件(Ｈ12)	→	ゼロを目指します
○事業者アンケート「有害物質の使用量削減の取組み状況」……	25%(Ｈ12)	→	30%

◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈

(1) 有害物質等の発生状況等を把握します。

○一般環境中や廃棄物焼却炉でのダイオキシン類による環境汚染の実態把握を継続して行っていきます。

○環境ホルモン※、ＰＣＢ※等の有害物質についての情報収集やそれに基づく実態の把握・調査を行っていきます。

○酸性雨・酸性雪の測定などの実態調査を住民の参加により実施していきます。

(2) 排出抑制対策を推進します。

○酸性雨の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出が多い自動車の交通対策など排出削減に向けた取組みをすすめていきます。

○有害化学物質を使用している企業、事業所等に対し、ＰＲＴＲ※（環境汚染物質排出・移動登録）制度についての周知・徹底を図るとともに、市民による監視の目も育てていきます。

○ダイオキシン類の発生防止を身近なところから実施していくため、ごみの分別排出や野焼きの禁止を徹底していきます。

○市発注の公共工事等では、有害化学物質の発生の原因となるものの使用を控えるなど率先して排出の抑制を実施していきます。

(3) 安全な環境に関する的確な情報提供を推進します。

○有害化学物質の発生メカニズムや発生源、健康との関係等についての情報の整備・提供を行っていきます。

○国、県などの有害化学物質の環境調査の結果等の収集・提供をすすめていきます。

○農薬や除草剤の毒性や環境への影響について、生産者にとっても消費者にとっても正しい理解や学習ができ、情報が共有できるようにしていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・ごみが処理される際のことを考慮し、有害化学物質の発生のおそれがあるものは、購入したり、使用しないようにします。
・ごみの自家焼却は止め、適正に分別して排出するとともに、リサイクルを進めます。
・有害化学物質、酸性雨、農薬等の危険性、発生の仕組みなどについて情報を入手し、理解していきます。
・酸性雨、酸性雪などの簡易環境測定や取りまとめを行い、有害物質が地域に及ぼす影響への関心を高めます。
・有害化学物質の使用・移動や排出の状況を把握し、管理を徹底します。
・製品の製造の企画段階から、生産、消費、廃棄などにおける有害化学物質の発生を予測し、対策をすすめます。
・農地における農薬や化学肥料の使用を抑制し、環境保全型の農業をすすめます。

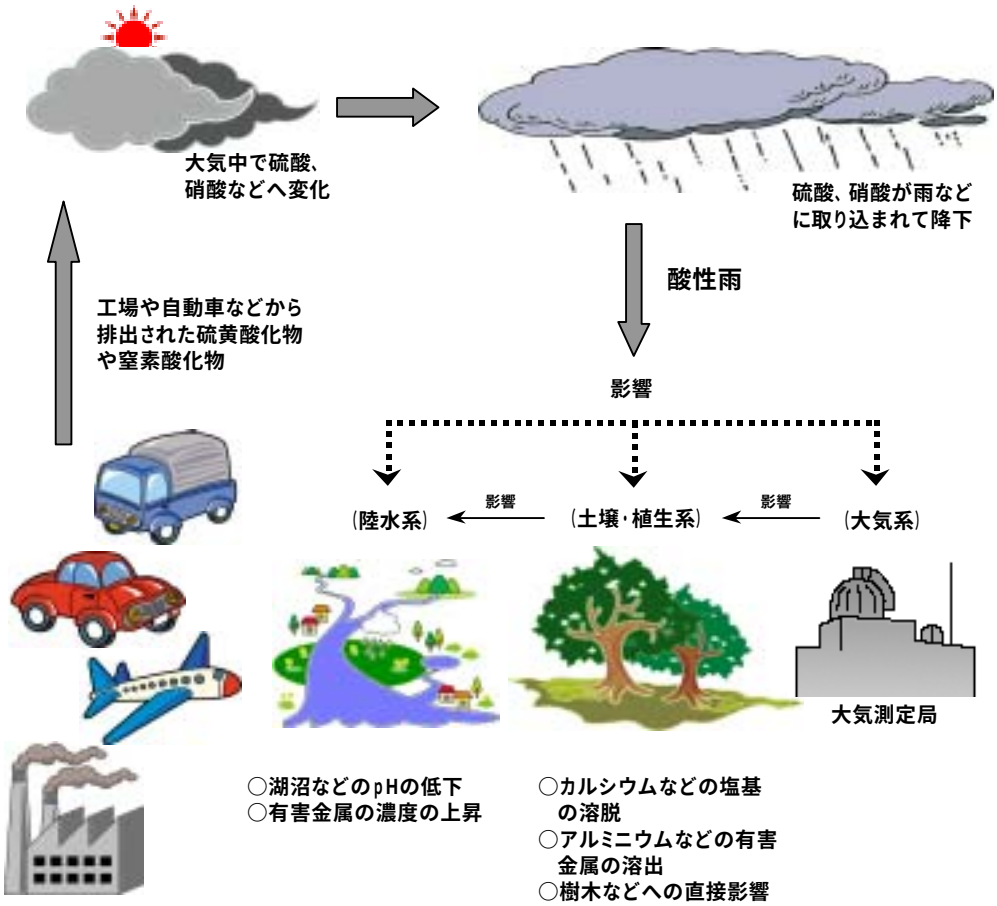

資料：「環境白書」（環境庁、平成 12 年）

■酸性雨発生の仕組と影響

※**環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）**…　動物の生体内に取り込まれた場合、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。環境ホルモンとして疑われている化学物質は約 70 種類あるが、現在、これらの人や野生生物に対する影響に関する調査・研究が行われている。
※**ＰＣＢ**…　ポリ塩化ビフェニル。化学的に安定し、耐熱性や電気絶縁性に優れるため、絶縁油や潤滑油などに広く使われたが、生体内に蓄積されやすく毒性もあるため、現在は製造・使用とも規制されている。
※**ＰＲＴＲ**…　Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業所から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を公表する制度

基本2目標

“ふるさとの自然が守り育てられていくまち”

「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます。」

1　森林・農地・河川の多面的機能の活用

個別目標 2-1

森林・農地・河川が持つ多面的機能を大切にし、色々な工夫と人とのかかわりで保全・活用を図っていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○市面積に占める森林面積の確保率……	58.4%(H12)	→	現状を維持します
森林面積……	11,818ha(H12)		
○市面積に占める耕地面積の確保率……	11.7%(H12)	→	現状を維持します
経営耕地面積……	2,365ha(H12)		
○市民アンケート「自然の豊かに対する満足度」			
……	67%(H12)	→	75%

◇◇ **目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます** ◇◇

(1) 多面的機能の維持・活用を推進します。

○農地の無秩序な転用を抑制し、優良な農地の保全と高度利用に努めます。

○かつて地域の人々にとって身近であった里地里山※の価値を見直し、地域やボランティア等と連携し、適切な管理のあり方を検討していきます。

○荒廃農地への植林など、他の用途への転換による適正利用をすすめていきます。

○樹木の大気浄化能力調査やこども葉っぱ判定士※の活動を取り入れ、樹木の持つ大気保全能力等の周知・啓発を図ることにより、森林の持つ公益的機能※の保全をすすめていきます。

○グリーンツーリズム※、自然体験教室、ラフティングボート、カヌーなど自然資源を活用した観光の振興をすすめていきます。

(2) 中山間地域等の保全と農地の維持管理を促進します。

○中山間地域※の自然と風土を保全・活用していくため、市民農園※、市民オーナー制など新しい参加の仕組みを工夫していきます。

○グリーンツーリズムの推進、棚田の復元など中山間地域の特色を活かし、農業体験学習の場としての活用や環境学習への活用をすすめていきます。

○農地の遊休化・荒廃化を防ぐため、地域営農システム※構築への取組みをすすめていきます。

(3) 森林地域の整備を推進します。

○水源かん養、国土保全機能など森林の持つ公益的機能を維持・増進していくため、計画的な森林の保育・整備をすすめていきます。

○荒廃森林の間伐等の整備対策を検討するとともに、複層林※の整備を推進し、適地適木による多様な森林整備をすすめていきます。

○災害防止、生態系の保全、木材の安定供給といった森林が持つ多面的機能を有効に発揮できるよう、自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を図りつつ、整備をすすめていきます。

(4) 体系的な施策による保全を図ります。

○自然的特性（自然の賦存状況、貴重度等）や社会特性（土地利用状況、社会開発度等）を考慮し、それぞれの地域の特性に応じた体系的な保全を行っていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・山林から田畑、市街地の中まで、まち全体での保水力を高めるために、植樹や緑化をすすめます。
・昔から伝えられている“木を伐るには、目通し一尺以上”といったルールに学び、自然を持続的に守り育てる現代版のルールづくりを行います。
・身近な里地里山や水辺を、ふるさとの森、ふるさとの川として大切にしていく「守る会」を各地区に設立したり、維持・活用に関する情報交換の場を設けていきます。
・休耕田の保全・活用には、レンゲを植える、一旦耕して水をためておく、緑化をして少しずつ自然に戻すなど、その方法を“お伝馬”のように地区全体で考え、支えながら、荒廃させないよう工夫します。

■福島の棚田

■グリーンツーリズム「森の家」

※**里地里山**…　農林業等の人間活動の影響を受けて成立し持続されてきた二次的植生域（薪炭林・雑木林）で、二次林を主とし、自然林、人工林、草原、湿地、池沼、河川等の二次的環境と、水田、畑地、水路、溜池、農産集落等の生活・生産域が一体となった地域等をいう。一般的に、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いが、言葉の定義は必ずしも確定しておらず、全てを含む概念として里地里山と呼ばれる。

※**こども葉っぱ判定士**…　環境省が小中学生を対象に、身近な樹木の働き等の調査を通して植物の二酸化炭素の吸収についての関心を高めることをねらいに行っている事業で、その活動に参加している小中学生をいう。

※**森林の持つ公益的機能**…　森林は木材を生産するだけでなく、野生動植物に多様な生息の場を提供し、水を貯え、洪水や山崩れなどの災害を防ぎ、レクリエーションの場を提供するほか、安らぎ等を与える景観として、また、二酸化炭素を吸収・固定するなど、多様な機能を有しており、これらを総称して「森林の持つ公益的機能」という。

※**グリーンツーリズム**…　都市住民などが、緑豊かな農山村地域においてその自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型や訪問型の余暇活動

※**中山間地域**…　地理的、地形的条件が悪く、急傾斜の耕地が多い、林野率が高いなど経済的には農林業を基幹としている地域

※**市民農園**…　都市住民がレクリエーションなどの目的で、小区画の農地を使って野菜などの作物を育てるための農園をいう。レジャー農園、ふれあい農園など様々な名称で呼ばれており、ドイツでは「クラインガルテン(「小さな庭」の意味)」と呼ばれて古くから親しまれている。最近では、遊休化した農地の有効活用のためだけでなく、都市との交流の拠点として整備し、地域活性化に結び付けようとする動きが増えている。

※**地域営農システム**…　営農集団と関係機関・団体が一体となって行う農地、農作業、労働力等の利用調整や営農支援活動を通じて、資源を有効に活用した効率的な農業が展開できるような地域農業の仕組み

※**複層林**…　樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林。複層林になるように森林を仕立てる作業を行っていくことを複層林施業という。

2　生物の多様性の確保

個別目標 2-2

在来の生き物たちの生育環境としての生態系を守り、回復し、創出していきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○鳥獣保護区指定面積・・・・・・・・・・・・・・・	2,464ha(H12)	→	現状を維持します
○天然記念物指定数・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 件(H12)	→	35 件
○ビオトープ整備数・・・・・・・・・・・・・・・・・	―	→	10 か所以上
○市民アンケート「多様な生物の存在に対する満足度」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65%(H12)	→	80%

◇◇ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◇◇

(1) 生態系を守り、野生動植物の保護に取組みます。

○鳥獣保護区や禁猟区の設定、天然記念物の指定などを行い、野生動植物や生息・生育環境を保護、管理していきます。

○野生鳥獣や高山植物等を保護するための指導員を配置し、監視活動や啓発活動を行っていきます。

○ブラックバスやオオブタクサ、アレチウリなど外来種の増殖を抑制し、生態系※の攪乱を防止していきます。

○野生鳥獣に対して、「狩猟」から「保護管理」への考え方の転換と共生の仕組みを工夫していきます。

(2) 生物の生息・生育地の保全と創出に取組みます。

○休耕田や水路を活用したビオトープ※づくりをすすめ、地域の子どもたちの観察の場などにも活用していきます。

○緑の回廊（コリドー）※の創出やビオトープネットワーク※を形成し、生態系の保全や回復、創出を図り、生物の多様性※を図っていきます。

○千曲川沿いの樹木、アシ原（悪田自然緑地）は出来るだけ残し、繁みをつくったり、ヤナギ、ハリエンジュなどを残し、野鳥の棲家や渡り鳥の休憩場所として自然豊かな水辺づくりをすすめていきます。

(3) 自然環境の調査、研究等を推進します。

○市内の希少な動植物などの生息状況、分布状況や環境資源について調査・整理し、飯山市版レッドデータブック※を作成していきます。

○身近な生き物から野生鳥獣まで、地域に存在する様々な生物の調査を、市民の参加や各種団体等の協力を得ながらすすめていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・ブラックバス等の外来種を河川や湖沼に放したり、戻さない、オオブタクサ、アレチウリ等の除去を行うなど、地域の生態系を大切にします。
・自然環境調査や自然観察会に参加し、自然に対する知識を深め、保全に協力します。
・在来の生き物であるクロメダカ、ホタルなどを守り増やしていくため、休耕田や水路を活用したビオトープづくりに地域でも取組みます。
・事業による開発に当たっては、周辺自然環境への影響を最小限にするため、複数案による比較検討を行います。

■ビオトープ

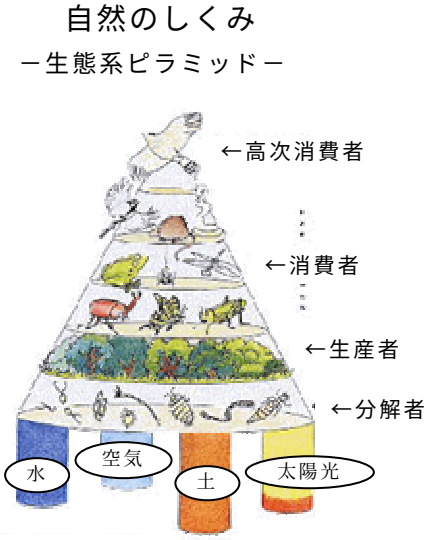

■「緑の回廊」のイメージ

※**生態系…**　植物、動物、微生物やそれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っており、それらの要素が物質循環やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、複合したもの。野生生物及び人類の生存を支える基盤
※**ビオトープ(BioTope)…**　ギリシャ語で生物を意味する“Bio”と、場所を意味する“Tope”の合成語。生物の生息・生育する空間をいう。
※**緑の回廊（コリドー）…**　森林生態系を守ろうという観点から、野生生物の移動経路を確保するなどによって生物多様性の保全を図ろうとするもの。
※**ビオトープネットワーク…**　池、沼、湿地、雑木林、農地等様々な形態、方法でネットワーク化すること。野生生物の移動ルートや広い生活圏を確保することができ、他の集団との交流も可能となり、多様な種の維持・増殖が可能となる。
※**生物の多様性…**　地球上の生物の多様さとその生育環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。
※**レッドデータブック…**　絶滅するおそれのある動植物とその生息・生育環境を保護・保全するための基礎資料となる生物種のリストとその解説

３　人と自然とのふれあいの創出

個別目標 2-3

緑化をすすめ、自然とのふれあいや生態系のつながりを創出していきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○記念の森植樹総本数	988 本(H3～12)	→	2,000 本
○樹木の天然記念物指定数	14 本(H12)	→	30 本
○親水型護岸整備か所	８か所(1.7 ㎞)	→	20 か所
○環境美化活動実施状況	全区の 46%(H12)	→	60%
○市民アンケート「自然の豊かに対する満足度」	67%(H12)	→	75%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 自然とのふれあいの場づくりを推進します。

○市全体を「森のまち」にしていくため、「記念の森事業」や苗木の配布、みどりの週間の設定などにより、まち中に木を植える運動をすすめていきます。

○環境保全、レクリエーション利用、景観形成、防災効果等、緑に期待する機能に応じた樹種や植栽方法などそれぞれの場所にふさわしい緑の保全、創出をすすめていきます。

○ブナやケヤキなど、緑に求める機能・役割を見極めながら適地適木による緑化をすすめていきます。

○保存樹木・樹林の指定制度などを創設し、地域のシンボルとして守り育てていく仕組みをつくっていきます。

○自然に残った地形や植生を活かした親水護岸づくり等により、川と生き物とのふれあいの場づくりをすすめていきます。

○緑化や緑地の保全・復元はスポット的なものだけではなく、千曲川の東と西を生態系として繋げていけるような水と緑のネットワークを創っていきます。

○住宅地や工作物の建築の際には、緑地や土壌面を確保していくための啓発を行っていきます。

(2) 自然との共存意識の向上に取組みます。

○山野等でのポイ捨てや貴重な植物の採取を行わないなど、自然と共存するうえでのマナーの徹底を図っていきます。

○自然に対して人間の都合を優先させてきた考え方を改め、地域のお伝馬などで草刈や緑の修復・保全に努めていく仕組みづくりや、人間も苦労することで自然との共存を図っていけるという考え方を浸透させていきます。

○落ち葉をごみとして迷惑視するのではなく、自然の風物詩として感じられるようにするなど、自然に対する意識改革をすすめていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・遊休農地への緑化や、そこに適した山菜を栽培し収入源にしていくなど、その活用方法を検討します。
・敷地内の緑化に努めたり、土の面をできるだけ残すなど、自宅から自然の回復に努めます。
・地域で親しまれている樹木や鎮守の森、街路樹や公園の緑を大切にします。
・ごみの持ち帰り、野生動植物の乱獲防止など、自然環境を守るためのマナーの徹底に努めます。
・地域で親しまれている樹木や鎮守の森の維持管理を住民の参加により行います。
・街路樹の落ち葉や公園の清掃など、緑を育み、自然との共存を実感できる地域活動を行います。
・自然の減少につながるような事業活動を行うに当たっては、代替措置として植林や他の地域での自然の回復に努めます。

■鳥出神社のケヤキ

■神戸神社のイチョウ

■記念の森植樹

４　自然環境保全制度の充実

個別目標 2-4

開発による自然環境への影響を考慮し、適切な保全対策をすすめていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○郷土環境保全地域指定数……	１か所(H12)	⟶	２か所以上

◇◇ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◇◇

(1) 規制的制度による自然環境保全対策を推進します。

○自然環境の保護・保全について総合的な対策をすすめるため、開発規制や保全地域の指定を含めた市自然保護条例の見直しを行っていきます。

○事業活動を行うに当たり、環境の保全について多方面から適正に配慮できるよう、環境配慮指針※を制定していきます。

(2) 環境への影響に関する評価手法を導入します。

○開発計画について住民が望んでいるのかどうかの意見を充分に反映させるとともに、一定規模以上の開発行為に対して、簡易環境アセスメント※を実施していくことを検討していきます。

○自然環境に影響を与える開発計画に対しては、環境保全計画書の提出を求め、ミティゲーション※の考え方で対策をとっているかどうかチェックしていきます。

○環境保全対策が予定どおりの効果を上げているかどうか、モニタリング※等を行い、効果を上げていなければ修正していくような仕組みを整えていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・開発に当たっては、周辺自然環境への影響を最小限にするため、複数案による比較検討を行います。
・自然の減少につながるような事業活動を行うに当たっては、代替措置として植林や他の地域での自然の回復に努めます。

環境に対する影響緩和(ミティゲーション)

1　回避
　全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

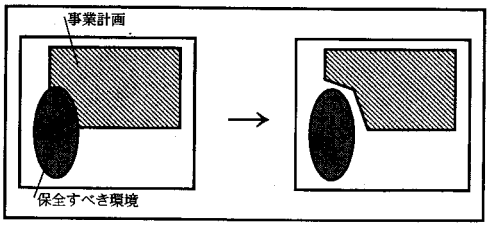

2　最小化
　実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。

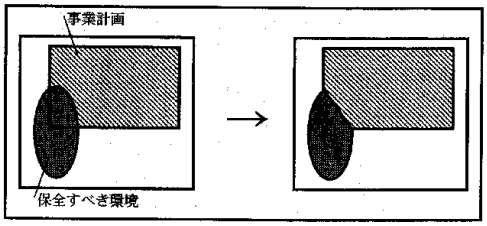

3　修正
　影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。

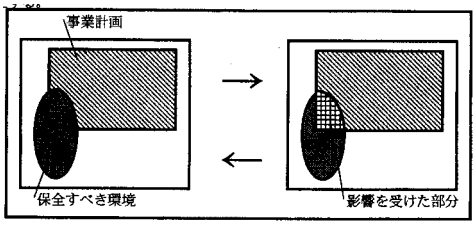

4　低減
　継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

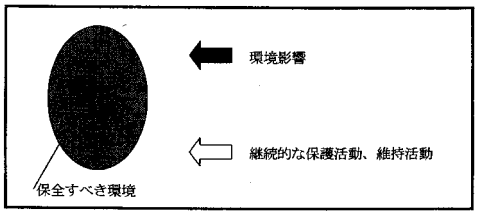

5　代償
　代用的な資源又は環境で置き換えたり、又は提供すること等により、影響を代償する。

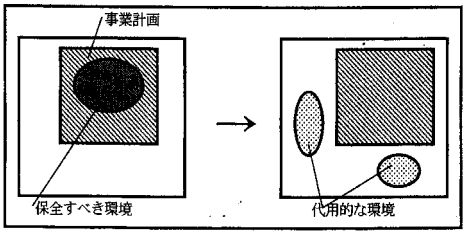

※**環境配慮指針…**　地域における環境保全や創造を図る上で、地域の土地利用に関る行為を行う際に、市民、事業者、行政等の各主体が配慮すべき事項を定める指針をいう。
※**環境アセスメント(環境影響評価)…**　土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ、調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を検討し、環境影響を総合的に評価して、その過程で結果を公表し、意見を聴くことにより、環境の保全について適正な配慮を行おうとすること。
※**ミティゲーション…**　環境に対する影響の緩和を考慮するに当たって、①回避(全部又は一部を行わない)、②最小化(実施規模又は程度を制限する)、③修正(影響を受けた環境を修復、回復又は復元する)、④低減(継続的な保護又は維持活動を行う)、⑤代償(代用的な資源又は環境で置き換えたり、又は提供する）の順に検討すること。
※**モニタリング…**　変化や傾向を見るための継続的な観測

基本3目標

“四季の変化にとけ込んだ森のまち”

「歴史・文化・景観の保全・活用と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめ、まちの個性をみがいていきます。」

1　歴史的・文化的環境の保全

個別目標 3-1

歴史的・文化的な環境の保全・活用をすすめ、まちの個性をみがいていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○指定文化財件数	65件(H12)	→	100件
○指定文化財における史跡・貴重建造物数	13件(H12)	→	20件
○市民アンケート「歴史･文化保存に対する満足度」	64%(H12)	→	70%

◇◇ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◇◇

(1) 歴史・文化的環境の保全と活用を推進します。

○地域に存在する歴史的・文化的資源の調査・把握を専門家や地区のお年寄りなど幅広い市民の参加を得て行うとともに、新たな文化財の指定をすすめていきます。

○郷土の史跡や歴史的建造物等を身近なものとして感じられるよう、案内板、休憩所などの整備をすすめ、郷土学習や憩いの場としての活用を図っていきます。

○個人の力では維持管理が難しくなっている伝統的建造物や貴重建造物は、登録制度を設けるなど、その保全のための仕組みをつくっていきます。

○歴史・文化アドバイザー、インストラクター等の養成など、歴史的・文化的環境を活用していくための人材育成を図っていきます。

○各地域の伝統行事、伝統芸能等を継承していくための保存団体の育成や幅広い市民の参加を促すための情報提供を行っていきます。

(2) 個性ある“まち”の創出に取組みます。

○先人の環境に対する生活態度や知恵、取組みを見直し、活かし、まちの個性としてみがいていきます。

○歩道の整備等に際しては、維持管理に配慮した上で、石や木などの自然素材のものを活用し、まちの個性づくりをすすめていきます。

○寺まち遊歩道の整備をすすめるとともに、歴史的・文化的遺産を系統的に結んだ散策路を整備していきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・歴史的・文化的な環境の範囲は、農村集落、旧民家、棚田など先人が築いてきた環境全てであるとの認識を共有し、保全・活用の意識を高めます。
・地域の祭り、伝統芸能等に参加するとともに、次の世代への継承に努めます。
・伝統的、文化的意義を有する古木、名木、大木、鎮守の森などを地域で保全し、まちの個性として活用します。
・事業による開発の際は、文化財、保存樹木・樹林、地域に親しまれている歴史的・文化的資源の保全に努めます。
・歴史的・文化的建造物の周辺で建築物等を建設する際は、外観が周囲と調和するよう配慮します。

■飯山城跡

■寺町遊歩道マップ

■富倉のひゃっと

2　良好な景観の形成

個別目標 3-2

美しい山河や四季の変化などの景観的特徴を守り、活かしていきます。

〔環境指標〕

項　目	現状値		目標値(H23)
○景観形成住民協定締結数	６地区(H12)	→	10 か所以上
○指定文化財における名勝数	－	→	５か所以上
○市民アンケート「風景の美しさに対する満足度」	68%(H12)	→	75%

◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈

(1) 良好な景観形成へ誘導します。

○「飯山市景観形成基本計画」に基づき、人が集う場所、農村集落、沿道、水辺・緑・公園などの風景づくりをすすめていきます。

○「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」に基づいて、良好な景観の妨げとなる屋外広告物の撤去や規制をすすめていきます。

○自然景観やまち並みと調和のとれた景観形成のため、「高社山麓・千曲川下流域景観形成重点地域」制度に基づく景観形成基準を守っていきます。

○大規模開発行為者に対する景観配慮の指導を行っていきます。

○間伐等により眺望がよくなる山や丘陵などを眺望ポイントとして確保し、良好な景観を楽しめる場づくりを行っていきます。

○地域にふさわしい景観づくりを推進するため、景観形成マニュアルや景観デザインガイドなどの手引きの作成に取組みます。

雑然とした看板

看板を揃えた沿道

(2) 景観形成に対する意識の啓発を推進します。

○建造物や広告物に対する景観だけでなく、まち並みや山間地、河川などの風景も含めた景観に対する意識を高めていきます。

○建造物を周囲の自然に配慮したものとしたり、街路樹の手入れやごみの撤去を行うなど、市街地の景観形成に配慮していく意識を高めていきます。

○良好な景観形成に対する市民や事業者の取組みを推進するため、「いいやま景観賞」の選考、景観点検(おらまち探検隊)の実施、研修会、講習会など飯山市景観形成推進協議会※の活動をすすめていきます。

○フラワーロードの植栽・管理や景観形成住民協定の締結など、住民参加による景観づくりをすすめていきます。
○「景観シンポジウム」の内容を充実していくなど市民への啓発をすすめていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・建造物や広告物に対する景観だけでなく、まち並みや山間地、河川などの風景も含めた景観に対する意識を高めます。
・景観シンポジウムなどに参加し、良好な景観形成についての認識を深めます。
・個人の住宅もまち並みを構成する景観要素であるという認識を持ち、家屋の維持管理に努めます。
・家屋の新築・改築の際には、周辺の景観との調和に努めます。
・地域でフラワーロードの植栽や管理に積極的に参加します。
・下草刈りや枝打ちなど斜面林や森林の維持管理に取組みます。
・地域で協力し、景観形成住民協定の締結に取組みます。
・建築物の新築、改築の際には、地域の景観と調和するよう意匠や色彩などに配慮します。
・屋外広告物の規制を遵守します。

■愛宕町通り

■中央通り

※**飯山市景観形成推進協議会…**　美しい魅力あふれるふるさと飯山の景観の保全と創造を図り、住み良いまちづくりを進めるため、関係団体・機関、識見を有する者などから構成される協議会

３　豊かな緑の保全と創出

個別目標 3-3

自然とふれあい、人とふれあう公園や散歩みちづくりなどを市民の参加ですすめていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○都市計画公園数	６か所(H12)	→	９か所
○市民一人当たり都市公園面積	10.4㎡(H12)	→	11㎡
○フラワーロード植栽延長	5.8km(H12)	→	10 km
○都市計画用途地域内緑地面積率	29.7%(Ｈ９)	→	28%
○市民アンケート「身近な公園・広場に対する満足度」	31%(H12)	→	45%
○事業者アンケート「事業所内外の緑化への取組み状況」	54%(H12)	→	70%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 公園緑地の整備と創出を推進します。

○公共施設における緑化やフラワーロードの植栽をすすめるとともに、道路整備等により生み出される残地に木を植えるなど、緑地の整備を行っていきます。

○市街地の緑化や人のふれあいの場を創出するため、都市公園の整備をすすめていきます。

○ため池や遊休地の活用、お宮を中心とした小公園的な整備など、地域に根ざした“公園”づくりをすすめていきます。

■フラワーロード

○災害時に避難場所ともなる防災機能をもった公園緑地を確保していきます。

(2) ふれあいのある散歩道の整備と創出を推進します。

○地域の特性を考慮した街路樹やフラワーロードの整備を行い、まち中の木陰や四季の彩を創出する取組みをすすめていきます。

○道路沿道における街路樹や緑地等の整備と適正管理により、道路交通環境等の改善をすすめていきます。

○歩行者や自転車利用者が安全で快適に利用できるよう、専用道の整備をすすめていきます。

○自然とふれあい、人とふれあう散策道等の情報を市民から集め、ふれあい散策道マップをつくっていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・フラワーロードの植栽や管理に積極的に参加します。
・自分たちの地域にはどのような公園が必要とされているのかなどを話合い、手づくりによる個性的な公園づくりを行います。
・地域の公園を地域住民で管理していけるような仕組みづくりを行います。

4　ふれあいと特性を活かしたまちづくりの推進

個別目標 3-4

歴史の趣きと静かなたたずまいを活かして、自然と人とのふれあいのあるまちづくりをすすめていきます。

〔環境指標〕

項　目	現状値		目標値(H23)
○市公共施設におけるバリアフリー機能設置施設数			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 施設(H12)	→	全ての施設に設置します
○都市計画区域面積・・・・・・・・・・・・・・	1,083ha(H12)	→	適正な区域拡大を行います
○用途地域面積・・・・・・・・・・・・・・・・・	318ha(H12)	→	適正な地域指定を行います
○市民アンケート「福祉への配慮に対する満足度」			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50%(H12)	→	65%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 地域の特性を活かしたまちづくりに取組みます。

○市全体が“ゆきと寺のまち”として感じられるよう、地域の特性や自然を活かしたまちづくりをすすめていきます。

○自然、歴史、文化等に育まれた地域の特色を見直し、個性として活かしたまちづくりを地域全体で考えていきます。

(2) 人にやさしいまちづくりに取組みます。

○日常の生活空間において、歴史や自然、地理的条件を活かした生活の知恵、文化、伝統が市民の意識として感じられるまちづくりをすすめていきます。

○市街地や住宅地の整備に当たっては、自然環境に配慮し、緑や景観などアメニティー（快適環境）の創出に努めるとともに、エネルギー消費やごみ処理などは環境負荷の少ない工夫を取り入れていきます。

○公共建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー※化など、高齢者や障害者に配慮したまちづくりや施設整備をすすめていきます。

○ユニバーサルデザイン※の発想を公共事業などに積極的に採用していきます。

(3) 環境に配慮した土地利用を推進します。

○「飯山市都市計画マスタープラン」による地区別基本計画をもとに、自然環境の保全、緑化の推進、歴史的・文化的遺産の保護などに配慮した施設整備や土地利用をすすめていきます。

○都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図り、適正な土地利用へ誘導していくため、都市計画区域の見直しなどを行っていきます。

○北陸新幹線飯山駅周辺整備に当たっては、自然環境や生活環境への配慮、緑やアメニティーの創出に努めるとともに、環境負荷の少ない基盤整備を行っていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・住民参加を積極的にすすめ、歴史に育まれた地域の特性や自然を活かしたまちづくりを行います。
・地域の人たちが住みやすい、くらしの質を大切にしたまちづくりを、地区ごとにすすめていきます。

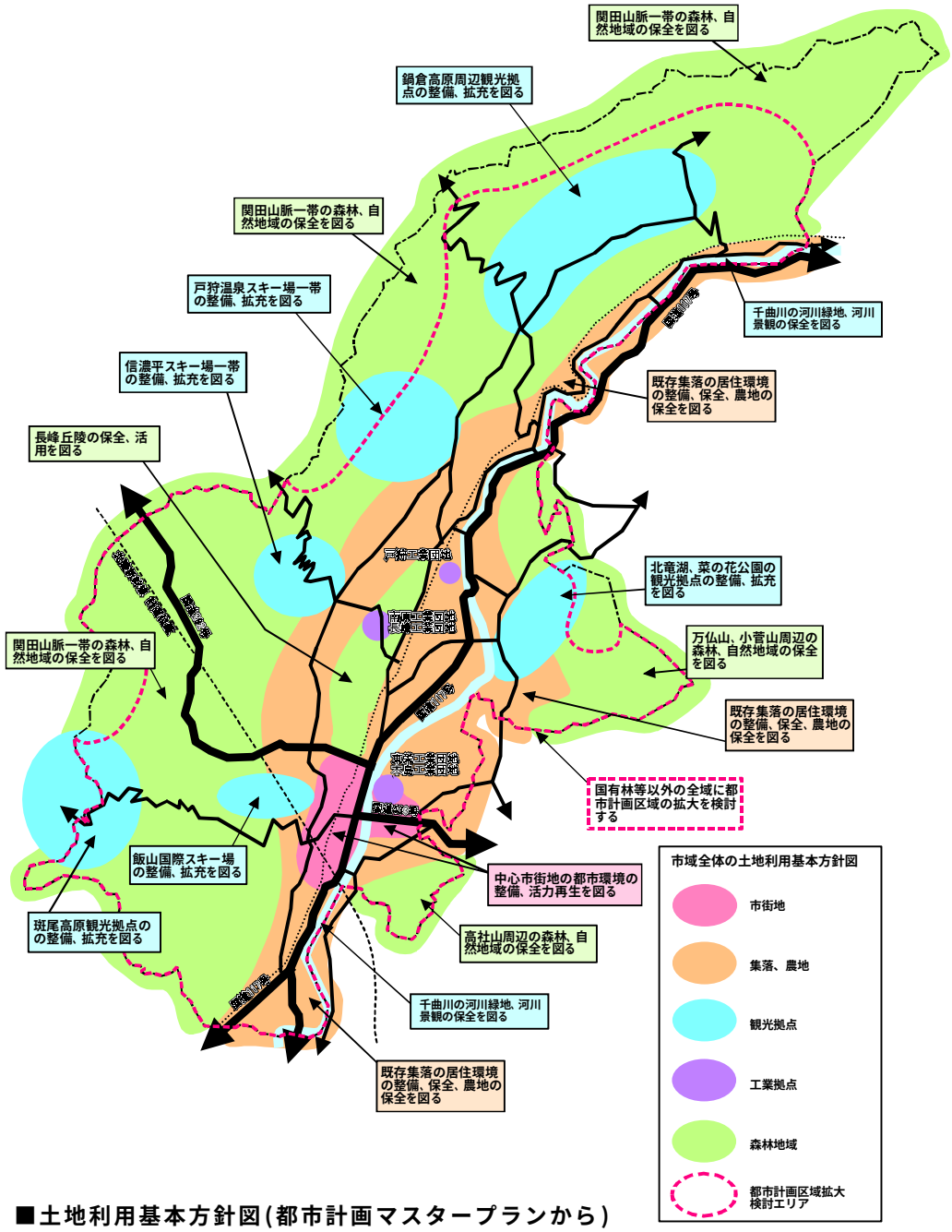

■土地利用基本方針図(都市計画マスタープランから)

※**バリアフリー…**　高齢者や障害者にとって妨げとなる道路、建築物等の物理的な障壁を取り除いていこうとする考え方
※**ユニバーサルデザイン…**　障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方

基本4目標

“循環型の暮らしを実践するまち”

「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にする循環型社会をつくっていきます。」

1　雪害対策と雪の活用

個別目標 4-1

雪害対策を強化するとともに、親雪・利雪の工夫を行い、雪を味方にした暮らし方をすすめていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○冬期間の道路交通確保率※……	47.8%(H12)	→	55%以上
○無散水融雪施設整備路線延長……	3.8km(H12)	→	10km 以上
○流雪溝整備路線延長……	5.4km(H12)	→	20 km
○雪エネルギー活用施設数……	２施設(H12)	→	10 施設

◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈

(1) 雪に強いまちづくりを推進します。

○市民・事業者・行政が互いに協力して克雪活動を推進し、住みよい地域づくりをすすめるため、「飯山市克雪地域づくり市民協議会※」の活動を充実していきます。

○堆雪帯、歩道除雪、無散水融雪施設、流雪溝など雪対策を考慮した道路整備をすすめていきます。

○小型除雪車の効率的配備などにより、除雪困難路線の解消をすすめていきます。

○克雪型住宅の普及、屋根雪の無雪化に対する支援などにより、安心して暮らせる環境づくりをすすめていきます。

○冬期間の日常的生活空間を確保するための雪処理対策として、流雪溝の整備をすすめていきます。

(2) 雪を味方にした暮らしを工夫し、推進します。

○雪室を復活させ、体験による啓発や実用としての活用を図っていきます。

○「いいやま雪まつり」のほか、雪国サミットや雪国体験などのイベントを開催し、雪国飯山をＰＲしていきます。

○雪と親しみ、人が集える雪国ならではの公園づくりに取組みます。

(3) 雪エネルギーの研究や活用に取組みます。

○雪が生活に活かされるよう、融雪水や雪エネルギーなど雪の活用を研究・実践していきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・雪下ろしや除雪は周囲に配慮し、協力心や思いやりを持って行います。
・道路除雪の妨げになる路上駐車は行いません。
・堆雪スペースの確保や雪処理を前提とした、隣接地や道路除雪に支障のない住宅建設を行います。
・住宅建設に当たっては、克雪型住宅を考慮します。
・行政との役割分担を認識し、地域の主体的・自主的な除雪活動に努めます。
・ボランティアを募り、高齢者世帯等の雪下ろしや除雪を地域主体で取組みます。
・きのこ栽培の冷房や食品貯蔵への雪利用の実用化に向けて、積極的に取組みます。

■雪利用による低温貯蔵庫への雪の投入

■無散水融雪道路(向こう側)と普通の道路(手前)

※**冬期間の道路交通確保率…**　国・県道及び市道の除排雪路線延長(歩道除雪及び春先除雪路線延長を除く。)を道路延長で除した率をいう。
※**克雪地域づくり市民協議会…**　市民と関係機関が協力して克雪活動を推進することにより、活力ある住みよい地域づくりを進めることを目的として昭和 61 年に設立された協議会。冬のくらしを明るくする条例の啓蒙、除雪計画への提言や地区克雪活動推進協議会との連絡調整、市民行動計画の立案・実践に関することなどの事業を行う。

2　資源・エネルギーの有効利用

個別目標 4-2

省エネルギーに配慮した暮らしや、自然エネルギー、未利用エネルギーの活用をすすめていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○電力使用量	173,283Mwh(H12)	→	現状を維持します
○上水道使用量	2,141km³(H12)	→	現状を維持します
○上水道の有収率	78.3%(H12)	→	85%以上
○環境家計簿取組み家庭数	－	→	全世帯の 30%に普及
○公共施設新エネルギー設備設置施設数	３か所	→	10 か所以上
○市民アンケート「自然エネルギーの利用状況」	12%(H12)	→	20%
○事業者アンケート「自然エネルギーの利用状況」	４%(H12)	→	15%

◇◇目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます◇◇

(1) 省資源・省エネルギーに対する意識の啓発を推進します。

○自然への感受性を高め、風、木陰の涼など自然の力やエネルギーを活かした暮らし方の工夫など、日常生活における省エネルギーへの取組みをすすめていきます。

○環境家計簿※の普及とその結果の活用を図るとともに、あらゆる機会を通じて家庭での省エネルギーに向けた普及啓発をすすめていきます。

○エネルギーの大切さを学ぶ場や機会を設けていきます。

(2) 新エネルギーの研究と活用に取組みます。

○自然エネルギー、未利用エネルギーの研究･活用を総合的に検討し、新エネルギー※ビジョンとして取りまとめていきます。

○太陽光や風力など自然エネルギーの活用に対し、支援を検討していきます。

○モデル的に先導していくため、公共施設での自然エネルギーの活用を図っていきます。

○各地域の住民が生活の中で知っている風向の情報を、「風の道調査」として市全体にわたって取りまとめていきます。

※**環境家計簿…**　家庭で使用した電気や燃料の量などを記録し、その量を二酸化炭素に換算して、自分の家庭からの二酸化炭素排出量を確認できるようにしたもの。

※**新エネルギー…**　石油、石炭等に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギー。太陽光や風力等の「自然エネルギー」、生ごみのメタン発酵等の廃棄物エネルギーである「リサイクル型エネルギー」、コージェネレーションなど資源の有効活用を図ったり、低公害車等のように環境への負荷を抑えながら従来の機能を発揮するなどの「従来型エネルギーの新利用形態」の３つに大別される。
〔コージェネレーション…一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出すシステム。石油や天然ガスなどの燃料を燃やして得た熱を、ピストンエンジンやガスタービンなどを用いて動力や電力に変換し、その廃熱を冷暖房、給湯などの熱源として利用する方法などがある。〕

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・薪を燃料として使っていたストーブや風呂釜や汲み置きの水の活用など、昔の暮らしを見なおし、活かしていきます。
・電気製品や照明のスイッチはこまめに消す、冷房温度は高めに、暖房温度は低めに設定する、家電製品を購入するときは節電型のものを選ぶ等により、家庭内での節電に努めます。
・天窓配置による太陽光の取入れ、ブラインドによる遮光での冷暖房の効率化、太陽熱給湯設備の設置などにより、省エネルギー化に努めます。
・環境家計簿等の活用により、自分の生活がどのくらい環境に影響を与えているかを理解し、環境への負荷の低減に努めます。
・自然の風通しを活かした住み方、生活の中に自然を取り込んだ家づくりなど、自然エネルギーを活かす暮らし方をすすめます。
・冷暖房は適正に設定する、オフィス機器を購入するときは節電型のものを選ぶ等により、事業所内での節電に努めます。
・太陽光発電や太陽熱給湯設備の設置、発電と廃熱利用を行うコージェネレーションシステムの導入などにより、事業所における省エネルギー化に努めます。

■風力発電

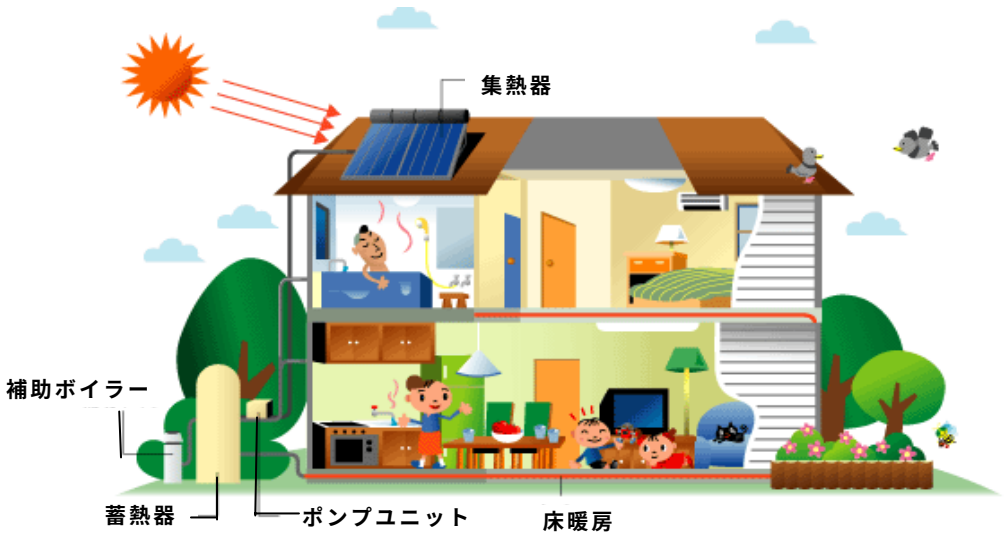

■太陽光利用例

3　環境保全活動の促進

個別目標 4-3

環境美化活動をすすめ、環境モラルの向上と環境への監視を強めていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○環境美化一斉行動参加者数……	74 人	→	150 人以上
○地域の環境美化活動実施率……	46%	→	60%以上
○不法投棄通報件数……	21件(H12)	→	ゼロを目指します
○不法投棄ごみ回収量……	９t(H12)	→	ゼロを目指します
○ＩＳＯ１４００１※取得事業所数……	２事業所(H12)	→	５事業所以上
○市民アンケート			
「まちのきれいさに対する満足度」……	48%(H12)	→	65%
「地域美化活動への参加状況」……	49%(H12)	→	60%
○事業者アンケート「事業所周辺の清掃活動実施状況」……	57%(H12)	→	70%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 環境美化活動を促進します。

○環境美化一斉行動（ゴミゼロ運動の日）を全市的に展開していく体制を整備していくとともに、環境教育の場として活用するなど、環境美化意識の醸成を図っていきます。

○環境美化実施団体への支援を行うとともに、多くの市民が気軽に活動に参加できる仕組みをつくっていきます。

○美化活動をすすめるに当たっては、アダプト・プログラムの方法を取り入れていきます。

○地区の環境衛生委員や環境衛生推進員の活動を充実し、定期的な活動報告や実態調査などにより実効性を高める仕組みを整えていきます。

■環境美化一斉行動

(2) 環境保全意識の啓発と指導を推進します。

○住宅地における空地等の適正な管理の指導や環境に影響を及ぼす物品の屋外貯蔵に対する指導や撤去をすすめていきます。

○自動販売機の設置に当たっては、届出制の導入を検討するなど適正管理に対する指導を行っていきます。

○ごみ処理に対する意識改革や美化活動、廃棄物の投棄などに対し、意識の変革をすすめていきます。

○市が率先して環境保全行動に取組むとともに、企業の環境管理マネジメントシステム取得の支援をすすめていきます。

(3) 不法投棄防止対策を推進します。

○環境保全推進員、不法投棄監視員※等による定期的なパトロール体制の確立など、常時監視体制を充実していきます。

○放置自転車、放置自動車などに対する規制を含めた対策を検討していきます。

○不法投棄の監視に当たっては、新聞配達員や郵便局員のなどの協力を得るなど、より効果を高めるような協力体制を検討していきます。

(4) 地球環境にやさしい活動に取組みます。

○日常生活や事業活動において、常に地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題を意識して消費、生産を行い、行動できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行っていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・人の土地にごみを放置するなど、自分の所がきれいになれば良いという意識や、自分の土地だから何でも置いておいても良いという意識の変革を行います。
・地域の環境美化活動への参加、ごみの持ち帰り、集団回収への協力など、身近な環境保全活動から取組んでいきます。
・空缶、紙くず、たばこのポイ捨てを無くし、清潔なまちづくりに貢献します。
・まつりやイベントにおいては、ごみの持ち帰りを行います。
・地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少等、地球環境問題の現状や原因、日常生活との関わりなどについて関心を持ち、地球環境負荷の低減のために何ができるかを考え、取組みます。
・地域で定期的な美化活動を行い、常にきれいにしてごみを捨てにくくするなど、不法投棄やポイ捨て防止に対する市民の取組みをすすめていきます。
・産業廃棄物ばかりでなく家庭ごみの不法投棄も増加傾向にあることなどから、不法投棄に対する監視に取り組んでいきます。
・企業自らの美化活動をすすめるとともに、地域の取組みに積極的に参加できるようにしていきます。
・ISO 環境マネジメントシステムの認証取得に積極的に取組んでいきます。
・原料調達から製造、販売、消費、廃棄、再生の全サイクルにわたる製品の環境負荷を総合評価するライフサイクルアセスメント(LCA)を導入し、CO_2の排出削減等に取組みます。

※**ISO14001…**　国際貿易の発展のために世界共通の規格・基準を設定する国際機関である ISO(International Organization For Standardization：国際標準機構)が発行する環境マネジメントシステム(環境に影響を与える(可能性のある)活動について、継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み)に関する規格

※**不法投棄監視員…**　市内の担当区域内をパトロールすることにより、不法投棄に関する情報の通報、不法投棄の未然防止等の活動を行うため、市が委嘱する者

4　循環型社会を意識したライフスタイルの形成

個別目標 4-4

ごみを出さない生活スタイル、ごみをつくらない生産スタイルに変えていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値	目標値(H23)
○ごみの処理量	5,745t(H12)	→ 処理予測量に対し 20%の削減
○資源物回収量	836t(H12)	→ 12 年度実績に対し 100%の増加
○ごみのリサイクル率	21.5%(H12)	→ 34%
○廃油回収量	4.2　(H12)	→ 10　以上
○環境家計簿取組み状況		→ 全世帯の 30%に普及
○市民アンケート「包装ごみ減量の実施状況」	31%(H12)	→ 60%
○事業者アンケート「環境にやさしい製品・技術開発への取組み状況」	12%(H12)	→ 35%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) ごみの排出抑制を推進します。

○家庭にごみになるものを持ち込まないことや包装ごみの減量化を図るため、買い物の際には買い物袋を持参するマイ・バッグ運動※をすすめていきます。

○商品を購入する際、廃棄後の処理を考慮に入れてリサイクルできる商品を選択する等の「グリーンコンシューマー※」意識の確立を図っていきます。

○リターナブル容器※、詰替え商品、再生資源を原材料として使用した製品等の販売や製造を優先的に行うとともに、再利用できるもの、資源となるものの引取りを積極的にすすめていきます。

○ごみの減量や分別排出・リサイクル活動に積極的に取組む商店、事務所等の事業所をエコショップ・エコオフィス※として認定・公表することにより、環境問題に対する意識を高めていきます。

○事業系一般廃棄物※を多量に排出する事業所に対し、減量計画の策定、提出を義務付け、排出抑制や排出された廃棄物の循環的利用を計画的に推進するよう指導していきます。

○簡易包装の基準を策定し、市民・事業者の理解・協力のもとに過剰包装を抑制していきます。

(2) ごみ問題に関する教育、啓発活動を推進します。

○ごみ排出量の増大、ごみ処理に伴う環境への負荷等の原因者は市民であり、事業者であることから、「排出者責任※」と「拡大生産者責任※」という考え方をそれぞれの責務として浸透させ、その実践を図っていきます。

○ごみ問題、環境問題についての情報提供やごみ処理施設の開放、見学等あらゆる機会を通じて、ものを大切にすること、リサイクルを推進することの必要性への認識を高めていきます。

○小・中学生がごみ処理の方法、分別の仕方、資源の重要性等の学習を行うために必要な副読本の作成・活用や施設見学等を行っていきます。
○地域での各種会合の際、ごみ処理や環境問題についての学習会・説明会、出前講座を行い、市民の理解を深めていきます。
○ごみの減量を推進していく上でコミュニティの果たす役割は重要であるため、ごみの排出抑制、再使用、リサイクル等に関し、地域において指導できる立場の「ごみ減量アドバイザー（仮称）」制度を設け、指導者の育成を図っていきます。

(3) ごみに関する情報の提供等を推進します。

○ごみの排出・処理状況、資源物のリサイクル状況、処理経費、減量化への取組み状況などについて、市報、市のホームページ、ＣＡＴＶ等を通じ広く市民に公表し、ごみ問題に対する意識を高めていきます。
○グリーン購入※を促進するため、市が率先して調達に取組むことにより、市民及び事業者への取組みを広げ、普及させていきます。
○エコマーク※商品、グリーンマーク※商品などのリサイクル製品や取扱販売店に関する情報を提供していきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・ものを大切にしていた時代の取組みに学び、忙しさや便利さばかりを優先させているライフスタイルの見直しを行います。
・エコマーク、グリーンマーク商品、再生資源を使った商品、詰め替え商品、再生利用できる商品など環境にやさしい商品を選択します。
・買物袋の持参、使い捨て商品や過剰包装商品の買い控えなどにより、ごみをつくらないよう努めます。
・買物袋持参者への優遇措置や「マイバック持参の日」を設けるなど、事業所からも包装ごみの減量化に取組みます。
・環境問題に積極的に取組んでいるメーカーの商品を使用したり、事業所を積極的に利用します。
・環境にやさしい製品の開発・製造・販売に取組みます。
・事業所でのコピーや印刷物には、再生紙を積極的に利用したり、再生資源を使用したもの、詰め替え可能なもの、再生利用可能なもの等の環境にやさしい商品の購入に努めます。

■主な環境ラベル

グリーンコンシューマー１０原則

1 必要なものだけ買う
- 欲しいものから必要なものへ …
- 必要な量だけ買いましょう。

2 包装のないもの、少ないものを選ぶ
- はだか売りのものを選ぼう。
- レジ袋はなるべく断ろう。

3 容器はリターナブルのものを選ぶ
- ビールびんのように何回も使えるリターナブル容器入りのものを選ぼう。

4 使い捨ての容器や商品は避ける
- シャンプーや洗剤は詰め替え商品を選ぼう。
- 紙コップ、紙皿などはごみのもと。

5 再生品を選ぶ
- トイレットペーパー、ティッシュペーパーなどは再生紙 100%のものを選ぼう。

6 修理しながら大事に使う
- 一度購入したものは、修理しながら大切に使いましょう。

7 リサイクル出来るものを選びリサイクルに参加
- トレイ、牛乳パックは店頭回収へ

8 地場産、旬のものを選ぶ
- ハウスものや遠方から運ぶものは多くのエネルギーを消費しています。生産段階で環境汚染やエネルギー使用の少ないものを選ぼう。

9 環境負荷の少ないものを選ぶ
- ラップ類は、ポリエチレン系のものを選ぼう。

10 環境への取組みをしている店や企業を選ぶ

■容器包装材識別表示マーク

※**マイ・バッグ運動…**　ごみの減量化やリサイクルのための実践行動として、消費者は買物時に買物袋を持参してレジ袋を辞退したり、レジ袋を繰り返し使用し、事業者は買物袋の持参等について消費者に呼びかけ、行政はその普及啓発に努めるなどの運動をいう。

※**グリーンコンシューマー…**　環境に良い商品を購入する意識の高い消費者、環境に良い企業活動を監視する消費者をいう。

※**リターナブル容器…**　ビールびん、一升びん、牛乳びん等販売店で引取ることにより繰り返し何回も商品として使える容器をいう。

※**エコショップ･エコオフィス…**　環境に配慮した商品やサービスを提供したり、ごみの減量・リサイクルに取組む環境にやさしい事業所をいう。

※**事業系一般廃棄物…**　事業活動に伴って生じる一般廃棄物をいう。

※**グリーン購入…**　商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいう。

※**エコマーク…**　環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められている商品につけるマークで、(財)日本環境協会が認定を行っている。

※**グリーンマーク…**　古紙を再生利用した紙製品の積極的利用により、リサイクルの拡大を図るためのシンボルマーク。(財)古紙再生促進センターが認定を行っている。

※**排出者責任…**　廃棄物等を排出する者が、その適正な処理やリサイクルに関する責務を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物･リサイクル対策の基本的な原則の一つ。廃棄物を排出する者は排出する際に分別すること、事業者は廃棄物のリサイクルや処理を行う自ら行うこと等が挙げられる。

※**拡大生産者責任…**　生産者が、自ら生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方であり、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分に資するように、①製品の設計を工夫する、②製品の材質又は成分の表示を行うこと、③一定の製品についてそれが廃棄された後、生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が挙げられる。

５　リサイクル（３Ｒ※）の推進と適正処理

個別目標 4-5

不用品の再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）をすすめていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○ごみの処理量	5,745t(H12)	→	処理予測量に対し 20%の削減
○資源物回収量	836t(H12)	→	12 年度実績に対し 100%の増加
○集団回収量	305t(H12)	→	350ｔ
○ごみのリサイクル率	21.5%(H12)	→	34%
○生ごみ処理器補助基数	1,314基(H3～12)	→	全世帯の 40%に普及
○ごみステーション整備補助基数	122基(H6～12)	→	300 基以上
○粗大ごみ回収量	77t(H12)	→	70ｔ
○農業用廃プラスチック回収量	11.8t(H12)	→	80t 以上
○事業者アンケート「廃棄物の減量化への取組み状況」	58%(H12)	→	75%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) ごみの減量化のための取組みを推進します。

○ごみの減量目標値を定め、市民・事業者・行政が一体となって目標達成に向けて取り組んでいきます。

○分別収集の促進やごみ排出量の抑制を図るため､減量化目標の推移を勘案しながら、ごみ収集の有料化導入に向けた検討を行っていきます。

○ものの大切さの認識、使い捨て生活の見直し等を目的としたフリーマーケットの開催や空店舗を活用したエコステーション、リサイクルショップ等の開設に対し、支援を行っていきます。

■いいやまエコステーションの空き缶･ペットボトル回収機

○家庭で不用になった耐久消費財等の再使用を推進するため、市報で行っている「不用品情報コーナー」の周知・利用を拡充していきます。

○ごみや資源の分別方法、出し方等に関する分かりやすいパンフレットなどを作成・配布し、分別意識の向上を図っていきます。

(2) 資源物の回収と再生利用を推進します。

○リサイクルできるものは、ごみから出来るだけ分別して回収し、資源として活用していくため、分別収集品目の拡大と充実した回収体制の整備をすすめていきます。

○生ごみ堆肥化の上手な方法の情報提供や堆肥化容器、処理機等の購入に対する支援をすすめ、生ごみの自家処理をすすめていきます。

○資源物の集団回収を促進するための助成金の交付や参加団体、実施回数が増加して

いくような回収・流通体制づくりをすすめていきます。
○街路樹、せん定枝、刈り草などをチップ材や堆肥として活用していくため、砕木機の導入による破砕方法を取り入れて行っていきます。
○廃食用油をディーゼル・エンジン燃料に転換するバイオ･ディーゼル･フューエル※の導入を検討していきます。

(3) ごみ処理施設の計画的な整備を推進します。

○処理施設の適正な運営管理を徹底していくとともに、処分方法、リサイクル方法について検討をすすめ、環境への負荷を低減していきます。
○容器包装リサイクル法に基づく分別収集に対応できる施設やリサイクルプラザ※の整備を図っていきます。
○中間処理施設、最終処分場の整備、分別収集方法の統一化など、北信広域連合管内市町村と連携し、ごみ処理の広域化に向けた調査・研究をすすめていきます。

(4) 廃棄物の適正処理に関する指導・啓発を推進します。

○粗大ごみや農業用廃プラスチックの回収体制を拡充していきます。
○不法投棄防止や野外焼却禁止の周知徹底、指導等を強化していきます。
○適正処理が困難なものの処理方法の周知や製造・販売業者が回収ルートを確保していくよう指導していきます。
○産業廃棄物の適正処理に係る事業者との情報交換や施設周辺の生活環境に影響が与えないよう指導していきます。
○建設廃棄物のリサイクルや食品残渣のリサイクルなど、産業廃棄物の再生利用をすすめていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・一人１日 50ｇ以上のごみの減量に向けて取組みます。
・資源物は決められた分別方法に従って市の回収に出す、集団回収に協力する、不用品交換会に参加する等、行政や地域団体などが行うリサイクルに積極的に協力します。
・料理の食べ残しや調理くずを少なくする、生ごみ処理器で堆肥にするなどの工夫により、生ごみの排出量を減らします。
・環境衛生推進員を中心に、ごみ・資源物の分別、適正排出等のための立会い、指導を行い、ごみ処理に対する住民の意識啓発に努めます。
・リサイクルを進めるため、古紙等資源物の集団回収を積極的に行います。
・事業所から発生する空き缶、ガラスびん、紙類等は分別して資源回収に出す、社内不用品交換会を実施するなど、リサイクルに努めます。
・事業所における廃棄物の管理体制と管理規定を整備し、廃棄物の計画的かつ適正な処理を行います。
・産業廃棄物の処理責任は排出事業者にもあることを自覚し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の使用徹底により、契約どおりに適正処理されたことを確認します。

※**３Ｒ…**　循環型社会形成推進基本法の中で位置付けられた廃棄物の循環的利用の政策をいう。廃棄物に対しては、①製造段階からの発生抑制(Reduce:リデュース)、②発生した場合は再使用(Reuse:リユース)、③再生利用(Recycle:リサイクル)を行い、発生した場合は適正処分するという優先順位に従って行うこととしている。
※**バイオ・ディーゼル・フューエル…**　レストランや食品工場、家庭から排出される廃食用油をディーゼル・エンジン燃料に転換したもの。軽油に比べ硫黄や炭素が少ないことから、地球環境の保全や温暖化の防止に寄与すると考えられている。
※**リサイクルプラザ…**　粗大ごみ、不燃物等を処理して、鉄、アルミ等の金属、ガラス等を回収し、資源化するとともに、不用品の補修・再生や再生品の展示を合わせて行う施設をいう。

基本5目標

“市民が主体的に活動していくまち”

「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

1　環境教育・環境学習の推進と情報の収集・発信

個別目標 5-1

環境情報の収集・発信や催しの開催など、子どもから大人まで、様々な環境学習のできる機会や場を設けていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○市民アンケート「環境学習等への参加状況」‥	23%(H12)	→	40%
○事業者アンケート「環境に関する社員教育への取組み状況」‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	28%(H12)	→	35%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 環境教育・環境学習を推進します。

○「飯山市生涯学習基本構想」に基づく生涯学習関連施策の中で、環境に関する教育・学習を体系的に位置付け、環境教育プランとして展開していきます。

○環境の悪化に対して被害者意識だけではなく加害者意識も持ち、一人ひとりの環境に対する意識の共有化を図っていきます。

○子ども達が環境問題を自分の手で切り拓いていく意欲と主体性を持てるよう、学校における環境教育・学習を充実していきます。

○各地区に環境アドバイザーを設けるなど、大人が子ども達と環境学習に取組むことのできる仕組みをつくっていきます。

○地区活性化センターへの環境情報室の設置や学校との協力により、地域に根ざした環境学習の場づくりをすすめていきます。

(2) 環境情報の収集と発信に取組みます。

○市報、市のホームページ、ＣＡＴＶ等を活用し、ホタルの見られる場所や環境美化活動の年間スケジュール、環境イベントの開催状況など環境情報の収集・発信を行っていきます。

○家庭での環境教育をすすめていくため、環境先進国や先進自治体の取組みを紹介していきます。

○環境問題への取組みを紙芝居にするなど、環境学習をすすめる内容を工夫していきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・環境教育や環境学習に関わる催しへ積極的に参加し、環境への関心や理解を深めます。
・環境問題について家庭内や友人などと話し合ったり、家族で自然とふれあう機会を設けていきます。
・環境問題に関するニュースや新聞記事、行政の提供する情報に関心を持っていきます。
・環境学習は一人ひとりが行うのではなく、地区やグループが主体となり、全世代・全市民を対象として行える機会や場づくりに取組みます。
・地域の宝物をマップにするなど、子ども達がふるさとの良さを知ることができる教材づくりに取組みます。
・従業員に対する環境教育を進めるとともに、ボランティア休暇の設定等により環境保全活動への参加に取組みます。
・事業所の施設開放やイベントの開催などを通して、地域の環境学習に協力します。

２　自然学習の促進

個別目標 5-2

子どもたちや親子での自然遊び、自然学習を促進する場と仕組みをつくっていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○自然観察会参加人数	25 人(H12)	→	多数の参加が得られるよう実施回数を増やします
○せせらぎサイエンス参加人数	54 人(H12)		
○市民アンケート「自然観察会等への参加状況」	7 %(H12)	→	30%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 自然学習の場の充実と創出に取組みます。

○親子自然観察会、せせらぎサイエンス、スターウォッチングなど体験しながら学習できる機会を充実していきます。

○里山や森林を整備し、キャンプ場や自然の遊び場づくりに活用していきます。

○学校の近くに自然を体験できる公園を設けるなど野外での活動を重視し、子ども達が安心して自然と関われる場をつくっていきます。

○地域の水辺の魅力を引き出し、自然学習の場として活用できるよう、千曲川親水公園、カヌーポートなどの見直しを行っていきます。

(2) 学習体制を整備します。

○親子が豊かな自然を体験できるよう、様々な環境を紹介したマップづくりを行っていきます。

○学校における「総合的な学習の時間」に、自然観察インストラクターや地域の人達を講師として派遣するなど、自然学習が体験できる機会を増やしていきます。

○地域や自然環境の専門家との連携により、子ども達の自然学習の機会を増やしていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・行政や環境関連団体が開催する講習会、講演会、自然体験などの環境学習に積極的に参加します。
・家族、知人、グループでの身近な自然体験や地域での自然学習会の開催に取組みます。

■親子自然観察会

■せせらぎサイエンス

３　人材育成・支援のための仕組みづくり

個別目標 5-3

環境教育や環境行動を積極的にすすめるために、必要な人材育成や支援のための仕組みをつくっていきます。

〔環境指標〕

項　　目	現状値		目標値(H23)
○こどもエコクラブ登録団体数	１クラブ(H12)	→	８クラブ以上
○みどりの少年団結成団体数	２団体(H12)	→	５団体
○自然観察インストラクター登録数	６人(H12)	→	20 人以上
○市民アンケート「グループ等での活動状況」	９％(H12)	→	20%
○事業者アンケート「社員のボランティア活動への支援状況」	７％(H12)	→	10%

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 人材の育成を推進します。

○環境に対する情報の収集・発信や環境問題に対する関心を高めていくため、環境ボランティアや環境アドバイザー、ＮＰＯ（ＮＧＯ）※などを育成するための仕組みづくりに取組みます。

○地域における環境リーダーの育成と継続的な活動を行うための体制づくりに取組みます。

○環境カウンセラー※、自然観察インストラクター、自然保護レンジャー※、高山植物等保護指導員※等として活動できる人材の発掘や育成を図っていきます。

(2) 環境行動への取組みに対する支援を推進します。

○仲間と一緒に環境学習や実践に取組むことができる「こどもエコクラブ」への参加や「みどりの少年団※」の結成をすすめ、活発な活動が行えるよう支援していきます。

○各地域で独自に取組まれている環境学習会・講座や自然観察会・教室など大勢の人が参加でき、取組みに関わりを持つ人の輪を広げ、横の繋がりをもって学習できる仕組みづくりに取組みます。

○環境先進地への市民の視察、環境にやさしい種々の機器等の紹介、斡旋など環境に対する意識啓発をすすめていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・環境教育を受けた子ども達が、大人達を引っ張っていけるような仕組みづくりをすすめます。
・企業内の環境に関する勉強会や社員教育に取組みます。

※**ＮＰＯ（ＮＧＯ）…**　Nonprofit Organization(Non Governmental Organization)の略。民間の非営利組織。ＮＰＯとＮＧＯは、ほぼ同義に用いられるが、非営利を強調する場合はＮＰＯ、非政府を強調する場合はＮＧＯを用いることが多い。

※**環境カウンセラー…**　環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民、事業者などの環境保全活動に対する助言(環境カウンセリング)などを行う人材として、環境省の行う審査を得て登録された者。市民や市民団体を対象としたカウンセリングを行う「市民部門」と事業者を対象としたカウンセリングを行う「事業者部門」に分けて登録されている。

※**自然保護レンジャー…**　県の委嘱により、自然公園等における動植物の保護指導や施設の適切な利用指導など、自然保護に関する指導を行うボランティア

※**高山植物等保護指導員…**　高山植物を保護する目的で結成された高山植物等保護対策協議会から委嘱され、巡視などにより被害の未然防止に当たる者。指導員は協議会の加盟団体から推薦される。

※**みどりの少年団…**　次代を担う少年少女が、緑を通じて広く自然を学び、体験学習を実践することにより、健全な心身の養成に努めることを目的とした団体

４　持続的な環境行動の促進

個別目標 5-4

環境行動が持続的に行われていくために必要な連携・評価のための仕組みをつくっていきます。

〔環境指標〕

項　目	現状値		目標値(H23)
○市民環境モニター委嘱数……	－	→	20 人
○市民アンケート「環境調査への参加状況」…．	５％(H12)	→	20%

◇◇ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◇◇

(1) 連携のとれた体制づくりに取組みます。

○環境行動に取組むボランティア、各団体等と連携しながら、継続的な活動を行うための体制づくりに取組みます。

○パートナーシップによる環境行動を一層推進するため、グラウンドワーク活動※等の地域での環境改善活動をすすめていきます。

○学校週５日制の実施に伴う余暇時間の活用に対応するため、学校等との連携を図りながら、地域ぐるみで環境問題に取り組んでいける体制づくりに取組みます。

○環境教育、環境行動、人材育成をすすめるに当たっては、県や近隣市町村との連携を図っていきます。

(2) 環境評価の実施に取組みます。

○環境についての調査・施策の実施、効果のモニタリング、施策の見直し、展開といった、ＰＤＣＡ※の輪を回していくような仕組をつくっていきます。

○環境行動を持続・発展させていくために、市民環境モニター制度※を創設し、取組みを定期的に評価、公表し、修正していきます。

○各環境項目に対する取組み等の定期的な意識調査を実施するとともに、実態把握や監視を行っていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・幅広い年代の人が一緒になって環境への取組みを続けていける仕組みづくりに取組みます。
・専門的な環境問題については、環境カウンセラー、自然観察インストラクター等の専門家や地域を良く知る人に相談できるような取組みを行います。

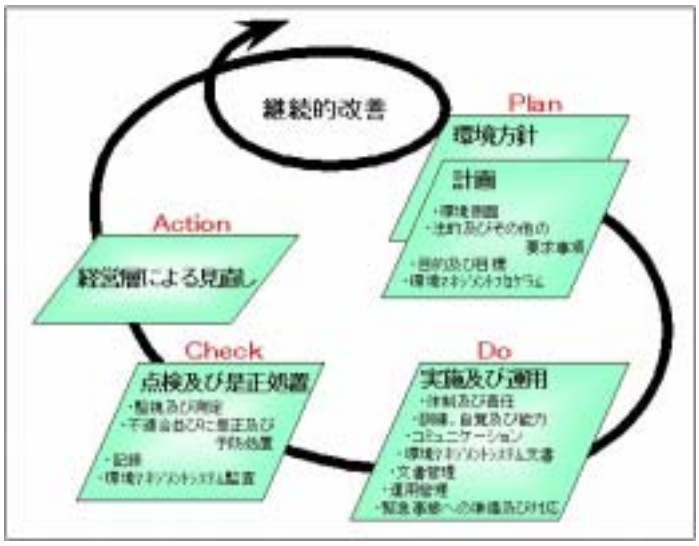

■ＰＤＣＡ
ISO14000 シリーズにおける環境マネジメントシステムの考え方で、①計画の策定(PLAN)、②計画の実践(DO)、③実施状況等の点検及び是正措置(CHECK)、④是正措置の実践(ACTION)というサイクル(PDCA サイクル)を構築し、これを繰り返すことで、継続的な改善を行うこと。

※**グラウンドワーク活動…**　1980 年代に英国で始まった地域における実践的な環境改善活動で、①地域の環境改善を目的とした活動、②実際に汗を流す活動、③住民･事業者･行政を含む地域主体のパートナーシップによる活動、④専門能力のあるスタッフが参画する活動の４つの項目を併せ持つ活動

※**環境モニター制度…**　環境に対する住民の意見、要望などを把握するため、地域の環境問題について日頃考え、体験、見聞していることをモニターとして依頼した人から報告してもらい、それを環境行政に反映し、より良い向上を図ることを目的とする制度

5　環境を考える市民会議の設立

個別目標 5-5

環境を考える市民会議を設立し、環境問題に関する学習や調査・評価を行い、環境への関心と行動を高めていきます。

◈◈ 目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取組んでいきます ◈◈

(1) 環境を考える市民会議を設立します。

○市民が主体となった、自発的な組織としての「環境を考える市民会議」を設立し、環境問題に対する学習、調査、情報発信、啓発等を行っていきます。

○市民会議は、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から環境問題について話し合い、連携を図るための組織にしていきます。

○市民会議は、市が行う環境施策を市民の側からチェックし、提案する場としてもいきます。

○市民会議へは、自然環境、公害問題等に関する学識経験者の参加もすすめていきます。

(2) 市民会議と連携する体制づくりに取組みます。

○事業者が環境問題について話し合う、事業者同士の会議の設立も検討していきます。

○環境問題に対する庁内の調整組織、行政間の連携の仕組みづくりをすすめていきます。

◇ 市民・地域・事業者の主な取組み例 ◇

・あらゆる環境問題に対し関心を持ち、自らの問題として考え、行動し、参加し、恵み豊かな郷土の環境を守り、育てていきます。

第６章　環境施策推進のための仕組みと体制の整備

第１節　環境施策の推進の仕組みと体制
第２節　推進体制の設立に向けて

第１節　環境施策の推進の仕組みと体制

本計画の実効性を高め、環境施策の効果的な推進を図るためには、市の全庁横断的な推進体制を整備するとともに、市民、事業者、行政の協働による行動と検証が必要となります。このため、それぞれの役割が十分発揮できるような仕組みや体制を確立し、的確な進行管理を進めていきます。

１-１　進行管理の仕組み

進行管理は、市民、事業者、行政の各主体が行動した成果を環境チェックシート等にまとめ、広く公開し、意見を求めます。そして、市民・事業者の環境行動体制としての「環境を考える市民会議」と庁内組織の「環境保全調整会議」により評価し、見直すべきものは再検討して本年度の年次報告と次年度の計画書として取りまとめていきます。なお、進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムのＰＤＣＡの手順を取り入れていくものとします。

年次計画書により、次年度の環境行動がスタートしますが、このサイクルは必ずしも１年でなく、２年サイクルでしっかりと進行管理していく必要もあります。

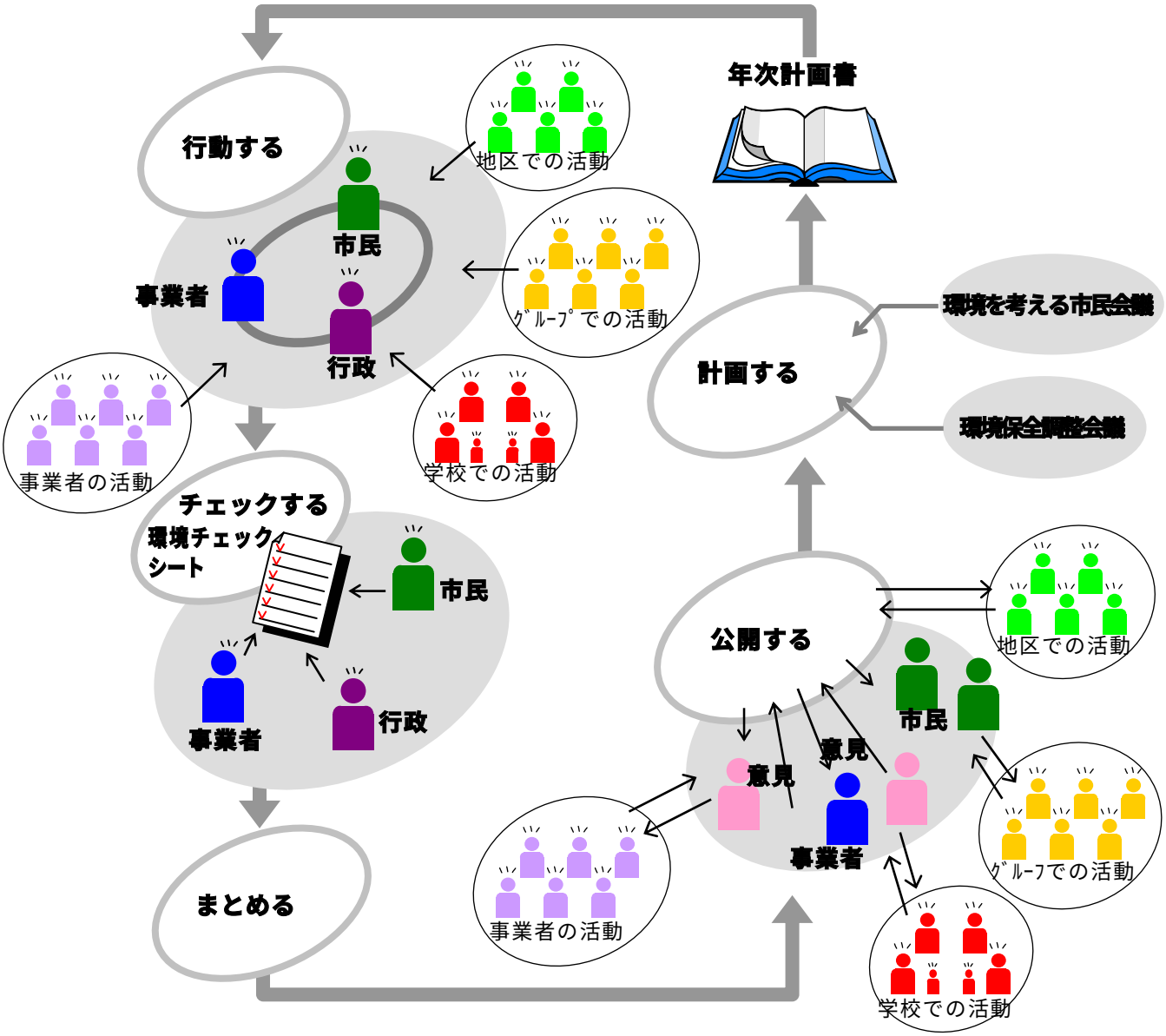

1-2　推進体制

「環境を考える市民会議」は、市民・事業者が主体となった自発的な組織とし、環境問題に対する学習、調査、情報発信、啓発活動のほか、市民・事業者・行政の話し合いや連携を図れる場としていきます。また、市民・事業者や市が行う環境施策の評価・検討や、地域やグループ、学校、事業者のそれぞれの環境行動の推進役の役割を担います。

将来、「環境を考える市民会議」は自主独立のＮＰＯ組織として育っていくことが期待されますが、当面は、行政の支援を受けつつ、庁内の環境行動と連携していくものとします。

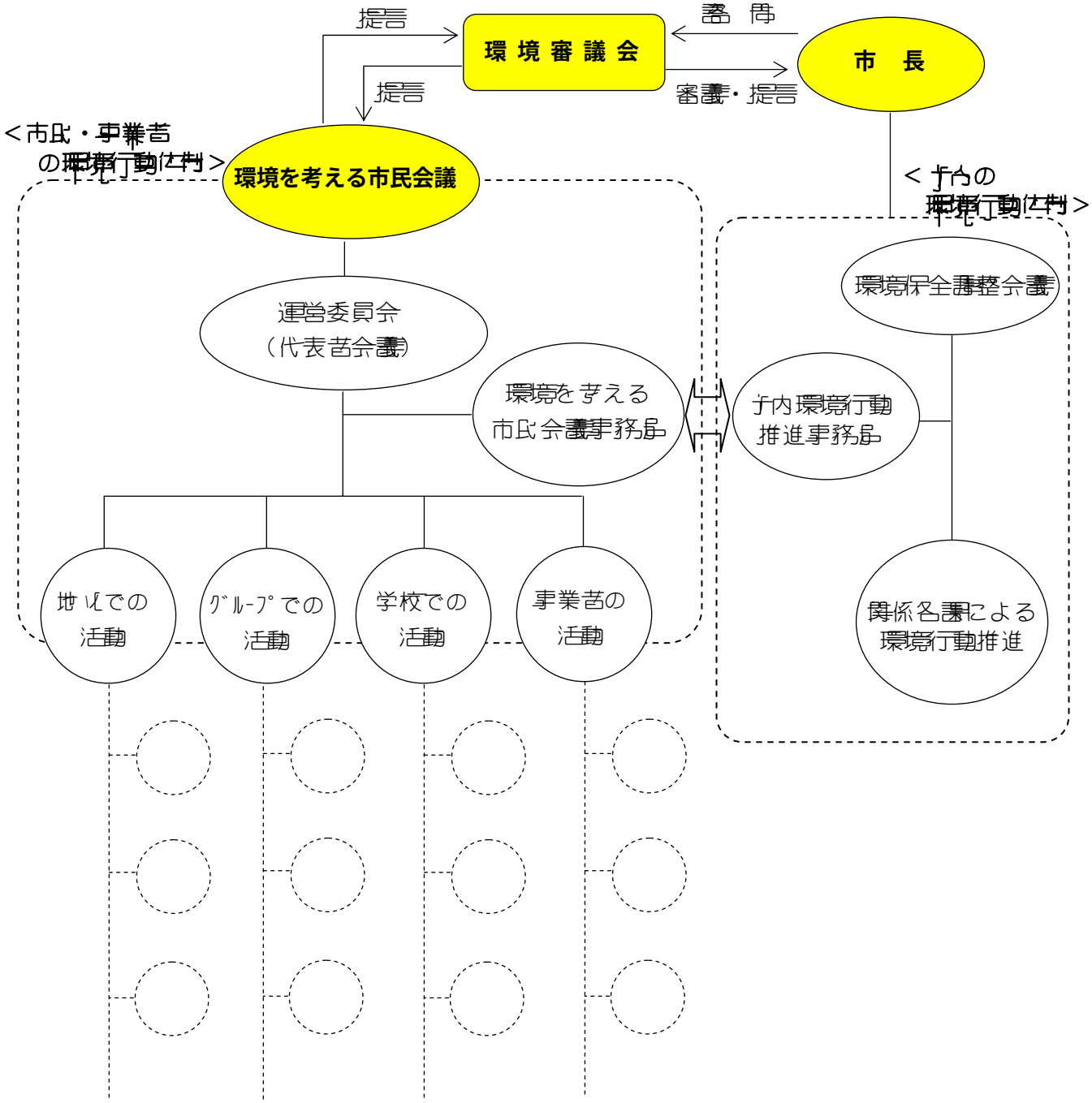

第２節　推進体制の設立に向けて

今後の推進に当たっては、いきなり組織として「環境を考える市民会議」を立ち上げるよりも、出来るだけ自発性を尊重し、環境基本計画策定市民懇話会での人材やネットワークを充分に活用して、地区、グループ、学校、事業者で現在行われている活動や人材の情報収集を行うことから始め、幅広く行動指針づくりを呼びかけながら、同時に体制づくりを進めていくことが望ましいと考えます。

また、庁内では、重点施策やリーディング施策を検討しつつ、人材育成や支援の仕組みづくりとして、環境を考える市民会議の体制づくりをバックアップしていきます。
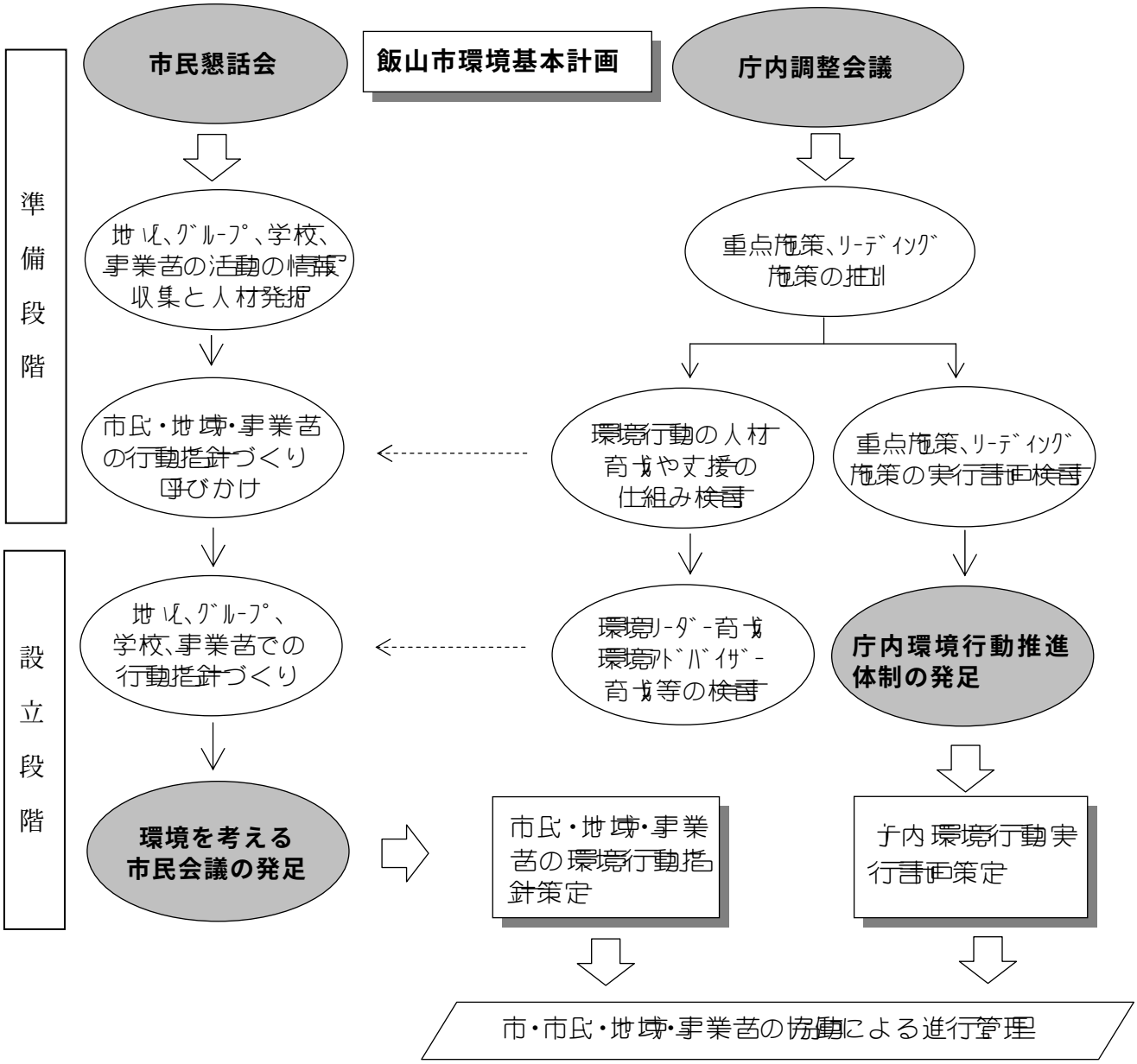
第一段階でのそれぞれの成果として、『市民・地域・事業者の環境行動指針』と『庁内環境行動実行計画』を策定することを目標としていきます。